

神奈川県足柄下郡箱根町

史跡 箱根旧街道保存活用計画



箱根町教育委員会

はじめに

箱根町は神奈川県南西部に位置し、火山の活動により作り出された変化に富んだ山並みや富士山を映す明鏡芦ノ湖など豊かな自然に恵まれ、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に位置しています。また、古来より街道の要衝として、また宿場町や豊かな湯量を誇る温泉地として人々が行き交い、現在でも国内外から多くの観光客にお越しいただいています。

東海道は、江戸幕府による街道整備の一環として、険しい箱根山を越えるために江戸時代の初めに整備され、参勤交代の大名行列からお伊勢参りに行く庶民まで多くの旅人が往来する、江戸と京都を結ぶ大動脈となりますが、明治以降に交通機関が発展するのに伴い、後に国道1号となる新道が開通すると、かつて東海道として多くの旅人が行きかったこの道も通行量も減り、旧東海道に沿って車道が整備される際に石畳が寸断されるなど、江戸時代の旅人が見ていた風景も一部を残して失われていきました。昭和35年(1960)9月22日、往時の姿をとどめていた区間が国史跡に指定され、以降積極的な保護の施策が執られるようになりますが、環境の変化や経年による劣化により衰退が進行している箇所も目立つようになってきています。そこで、箱根町教育委員会では、日本交通史上重要な史跡である箱根旧街道を後世へと適切に継承し有効に活用していくことを目的とした「保存活用計画」をここに策定いたしました。

最後になりますが、本計画の策定にあたりましては、史跡箱根旧街道保存活用計画策定委員会の委員各位、文化庁、神奈川県西土木事務所小田原土木センター及び神奈川県教育委員会からご指導、ご助言をいただきました。また、町民の皆様からも貴重なご意見を賜りました。ここに深く感謝申し上げます。

令和2年3月 箱根町教育委員会

例 言

1. 本書は神奈川県箱根町所在の史跡「箱根旧街道」の保存活用計画書である。「箱根旧街道」のうち、本町町域に所在するのは箱根峠から小田原に向かう東坂であり、この計画書においても史跡「箱根旧街道」の東坂を対象とするものである。
2. 本計画書は、箱根町教育委員会が平成 30 年度に設置した「箱根旧街道保存活用計画策定委員会」における 2 か年の協議により取りまとめられ、箱根町教育委員会が策定した。
3. 計画の策定にあたっては、文化庁文化財部記念物課（平成 30 年 10 月から文化財第二課）および神奈川県文化遺産課、神奈川県西土木事務所小田原土木センターの指導・助言を得た。
4. 本計画の策定にかかわる事務は、箱根町教育委員会生涯学習課が担当した。
5. 本計画の策定にかかわる支援業務は、株式会社 歴史環境計画研究所に委託した。

《本計画書で扱う用語の説明》

- 東海道 古代から、京と東国を結ぶ道は東海道と呼ばれていた。本計画では、江戸幕府により整備された五街道の中でも、特に主要街道であった交通路のことを指す。江戸日本橋から京都三条大橋に至る 53 の宿駅を俗に東海道五十三次と称した。
- 箱根路／箱根八里 東海道の一部、小田原から三島までの 8 里（約 31.4km）の道程をいう。険峻な箱根山塊を越える道程や箱根関所が設置されたことから、大井川の川越しと並んで東海道きっての難所として知られた。鎌倉時代以前は、東西を結ぶ交通路(官道)として、箱根山塊を避けるように金時山の北側にある足柄峠を越える足柄路(道)がとられており、これに対して箱根越えの道を箱根路(道)という。
- 箱根旧街道 江戸幕府が倒れ、明治時代へと移り変わる中で、新たに整備された車道「湯本～宮ノ下温泉～芦之湯温泉～芦ノ湖畔」（現在の国道 1 号）のルートが明治 39 年（1906）に国道となり箱根越えの主要道となった。これ以降、この旧東海道のルートを「箱根旧街道」あるいは「旧道」と呼ぶようになった。
- 西坂・東坂 箱根越え 8 里の道は、箱根峠から小田原側（東側）を「東坂」、三島側（西側）を「西坂」と呼び、このうち現在箱根町域に存在するのが東坂で、西坂は静岡県函南町、三島市の管内となる。
- 国道 1 号 史跡箱根旧街道指定範囲のうち、吾妻嶽地区及びドンキン地区杉並木が国道 1 号に該当する。

目次

I	保存活用計画策定の経緯と目的	1
	1. 保存活用計画策定の経緯と目的	1
	(1) 保存活用計画策定に至る経緯	1
	(2) 保存活用計画の目的	2
	(3) 保存活用計画の構成	2
	2. 計画の対象範囲	3
	(1) 対象範囲	3
	(2) 現況	3
	3. 上位関連計画	3
	(1) 第6次箱根町総合計画	3
	(2) 箱根町第3次都市計画マスタープラン	4
	(3) 第2次箱根町HOT21観光プラン基本計画	5
	(4) 箱根町景観計画	5
	(5) 箱根町教育方針	6
	(6) 史跡箱根旧街道に関する法規制について	6
	4. 策定委員会の設置と経過	6
	(1) 委員会経緯	6
	(2) 箱根旧街道保存活用計画策定委員会	9
II	史跡箱根旧街道の概要	11
	1. 史跡を取り巻く環境	11
	(1) 自然的環境	11
	(2) 歴史的環境	14
	(3) 社会的環境	23
	2. 史跡の概要	28
	(1) 位置	28
	(2) 歴史	29
	3. 指定状況	44
	(1) 指定に至る経緯	44
	(2) 指定の状況	44
	(3) 指定の範囲	45
	(4) 指定地の状況	52
III	これまでの調査成果	57
	1. 箱根旧街道杉並木保護対策事業	57
	杉並木活力調査(1984-1985)	57
	2. 箱根旧街道保護対策事業	59
	(1) 現況調査(1986-1987)	59
	(2) 埋蔵石畳試掘調査(1988)	61
	(3) 他地域石畳調査(1987-1992)	62
	(4) 畑宿一里塚調査(1997-1998)	63
	2. 関連資料調査(1986-1987)	66

(1) 古文書調査（文化財研究紀要などの成果）（表8）	66
(2) 街道調査（道中記他文献調査・石造物悉皆調査）1996-2000	67
(3) 絵図、浮世絵、古写真ほか関連資料調査	67
IV 史跡の本質的価値	74
1. 史跡箱根旧街道の本質的な価値（指定地内・指定外）	74
(1) 街道の重要性	74
(2) 箱根旧街道の位置づけ	74
(3) 街道遺構としての価値	74
2. 本質的価値を構成する要素	75
(1) 史跡指定地内本質的価値を構成する要素（＝近世の街道遺構）	75
(2) その他の要素	75
(3) 史跡指定地外本質的価値を構成する要素（＝近世の街道遺構）将来の追加指定	75
V 現状と課題	77
1. 保存管理の現状と課題	77
(1) 現状	77
(2) 課題	77
2. 活用の現状と課題	81
(1) 現状	81
(2) 課題	82
3. 整備の現状と課題	82
(1) 現状	82
(2) 課題	82
4. 運営・体制の現状と課題	83
(1) 現状	83
(2) 課題	84
VI 保存活用の基本的な考え方	85
1. 大綱	85
2. 基本方針	85
VII 保存と管理	86
1. 方向性	86
2. 保存・管理の方法	86
(1) 構成要素ごとの保存の方法	86
(2) 区域の区分と現状変更許可基準	87
(3) 追加指定と公有化	91
VIII 活用	92
1. 方向性	92
2. 活用の方法	92
IX 整備	94
1. 整備の方向性	94
(1) 保存のための整備	94
(2) 活用に向けた整備	94
2. 整備の方法	94
(1) 保存のための整備	94

(2) 活用のための整備	95
X 運営体制	96
1. 管理・運営体制整備の方向性	96
2. 管理・運営体制整備	96
(1) 管理運営体制	96
(2) 事業推進に向けた体制	96
(3) 計画の実施に関する体制	97
(4) ガイドの養成	97
(5) 管理運営のための市民協力と資金集め	97
XI 施策の実施計画の策定・実施・経過観察	98
1. 保存・活用に関する施策体系	98
2. 施策の進行上の確認機能	98
(1) 各種施策の工程計画の作成	98
(2) 各種施策の進行状況の確認	98
(3) 保存活用計画の期間	98

資料編

1. 史跡の保存管理・活用・整備に関わる法令	2
2. 日本遺産資料	17
3. 引用参考資料	19

表目次

表 1 保存活用計画策定委員委員一覧	9
表 2 年間降水量と気温の推移	12
表 3 箱根町の文化財一覧表	22
表 4 箱根旧街道の土地等所有関係表	52
表 5 杉並木の本数と配置	58
表 6 東坂と西坂の使用石材	60
表 7 埋蔵地区概況と試掘結果	62
表 8 古文書調査	66
表 9 史跡指定地内構成要素一覧表	76
表 10 郷土資料館・箱根関所入館者数	81
表 11 区域ごとの現状変更取り扱い基準	88

図 9 観光客の推移	25
図 10 土地利用現況図	26
図 11 自然公園法の区域区分(地種)	27
図 12 箱根町の位置と箱根旧街道ルート	28
図 13 箱根旧街道縦断面図	31
図 14 箱根をめぐる 6 つの関所	35
図 15 箱根関所見取り図	36
図 16 箱根旧街道範囲図	46
図 17 箱根旧街道史跡指定範囲図	48
図 18 石畳道の構成模式図	60
図 19 道の構成変遷模式図	60
図 20 斜めの排水路模式図	61
図 21 石組模式図	61
図 22 石畳埋蔵地区調査配置図	63
図 23 畑宿一里塚の位置	64
図 24 畑宿一里塚遺構平面図	65
図 25 畑宿一里塚断面模式図	65
図 26 石積勾配検討図(塚B石畳側)	65
図 27 石畳の残存状況図(石畳現況図)	78
図 28 区域 I、区域 II の考え方(例)	87
図 29 事業推進に向けた体制図	96

図目次

図 1 箱根町の地勢	11
図 2 箱根町の特徴的な植物群落	13
図 3 箱根町のおもな遺跡	14
図 4 江戸時代の道と温泉	17
図 5 箱根町の文化財所在地	21
図 6 長期的な人口・世帯数の推移	23
図 7 年齢階層別人口の推移	23
図 8 主な交通施設現況図	24

I 保存活用計画策定の経緯と目的

1. 保存活用計画策定の経緯と目的

(1) 保存活用計画策定に至る経緯

①箱根旧街道の歴史

「箱根旧街道」は、江戸幕府により整備された五街道の中でも、特に主要街道であった東海道の一部、小田原から三島までの8里（約31.4km）の道程をいう。江戸時代はじめに、それまでの湯坂路に代えて須雲川沿いに整備され、街道沿いには並木や一里塚、宿場、関所などの諸施設が設置された。険峻な箱根山を越える道程や厳しい取り締まりで知られた箱根関所が設置されたことから、大井川の川越しと並んで東海道きっての難所として知られ、特に「東海道箱根路（道）」、またはこの道程が8里（約31.4km）であることから、「東海道箱根八里」、あるいは単に「箱根八里」などと呼ばれた。箱根峠付近の伊豆・相模国境から小田原側（東側）が小田藩領、三島側（西側）は代官所の支配下（ただし、川原ヶ谷村は貞享3年から小田原藩、元禄11年からは荻野山中藩）で、江戸時代から両者を区分する際に、地理的な位置関係から東側を「東坂」、西側を「西坂」と分けて呼ばれた。現在、箱根町域に存在するのはこのうち東坂で、西坂は静岡県函南町、三島市の管内となる。

明治時代となって、この東海道箱根八里のルートは国道に指定され、政府が管理するところとなった。しかし新たな時代に即した整備は進まず、特に東坂については、先に車道として整備された湯本から宮ノ下、芦之湯を経て芦ノ湖畔へ通じるルート（江戸時代に箱根七湯を結んでいたことから「七湯道」とも呼ばれた）が、明治39年（1906）に新たに国道に指定されたことから、これ以降「箱根旧街道」、あるいは「箱根旧道」と呼ばれるようになり、車道整備が遅れたこともあって次第に交通量も減っていった。

その後箱根旧街道は、大正12年（1923）の関東大震災で大きな被害を受けたが、その復旧工事にあたり神奈川県によって車道整備が実施されることとなり（西坂側については、関東大震災以前から車道開鑿工事に着手していたが、開通したのは震災直後の大正12年のことである）、これにより石畳などの江戸時代の街道遺構は、断続的にその一部を残すのみとなった。

②指定

箱根旧街道に関連する江戸時代の街道遺構については、まず大正11年（1922）、文化財保護法の前身である史蹟名勝天然記念物保存法により、芦ノ湖畔の箱根関所跡地が「箱根関跡」として、また三島市内に残存する「錦田一里塚」がそれぞれ国史蹟に指定され、その保存が図られることとなった。

それ以外の遺構については未指定のまま残されていたが、戦後となり文化財保護法が制定された後、昭和35年（1960）9月にまず本町域に所在する東坂のうちで、石畳や杉並木など江戸時代の街道遺構が現存する一部の区間が、「江戸時代の東海道の面影を残している」として、同法に基づく「国史跡 箱根旧街道」に指定され、その保存が図られることとなった。

その後、平成16年（2004）には、本町域に位置する東坂のうち大字畑宿の石畳と一里塚2基、さらに静岡県三島市及び函南町に所在する西坂の一部が「国指定史跡 箱根旧街道」に追加指定され、「錦田一里塚」も同史跡に統合された。

また、平成21年（2009）には、箱根関跡保存整備事業の一環として復元整備された、箱根町箱根字新谷町区間の道路部分も追加指定された。

なお、文化財保護法に基づくものではないが、小田原宿から三島宿間を結ぶこの箱根旧街道区間は、平成 30 年(2018) 5 月に「旅人たちの足跡残る悠久の石畳道 一箱根八里で辿る遙かな江戸の旅」として、文化庁が平成 27 年に創設した「日本遺産」に認定された。

③保存活用計画策定までの経緯

箱根町では、この江戸時代の東海道の面影を残し、極めて高い歴史的、学術的価値をもつ歴史的遺産である箱根旧街道を後世に継承するため、昭和 35 年の国史跡指定以降、日常の維持管理にとどまらず、杉並木の保護対策事業や一里塚の復元整備などに取り組み、また、発掘調査や歴史資料の調査によりその歴史の解明に努めてきた。また歴史学習の場として活用するとともに、町を代表する観光資源として多くの方々に利用していただけるよう、P R や案内板・解説板などの整備も行ってきた。

しかし箱根旧街道の杉並木は、時代の変遷と環境変化の影響を受けて、次第に樹勢に陰りがみえるものもあらわれてきており、枯損枝の落下による損害事故の発生や、危険防止のための枯損木の伐採による景観の変化も生じるなど、維持管理の上で早急に対応する必要に迫られてきている。また、石畳についても石組みが崩壊し、石自体が流失などにより喪失する区間も生じてきており、歴史的価値の劣化や、歩行上の安全確保などの面から解決すべき課題も多くなってきている。また、これまでの調査で未指定地区間に埋蔵されている石畳の存在も確認されており、それらも含めた今後の保存方法の検討や実態調査の必要性にも迫られている。

その一方で、近年では、多くの人々がこの箱根旧街道を訪れて、往時をしのぶ歴史的追体験の場、自然散策路として活用され注目を浴びており、近年では外国人観光客の歩行も増加しつつあるなど、新たな時代に対応した史跡の活用が模索されている。

こうした課題が近年浮き彫りとなりつつある中で、箱根町では平成 29 年度から実施する第 6 次総合計画の中で、施策 13 として「文化財の保護と活用」を掲げ、継続的な文化財の維持管理にとどまらず、保存活用計画策定など長期的な文化財保護措置の拡大をはかることとした。

その中で、国史跡箱根旧街道についても、平成 28 年度に箱根町が（東坂について）管理団体に指定され、さらに平成 30 年度には文化財保護法が改正され、文化財の保存活用計画認定制度の導入により町村への一部事務の権限移譲など新たな文化財保護体制への展開が図られたことを受けて、こうした課題に対応するため、長期的な視野で改めて今後の史跡の保存・活用をさらに推進していくための方向性と方法を示すことを目的に、ここに保存活用計画を策定するものとする。

(2) 保存活用計画の目的

史跡箱根旧街道が有する本質的な価値を明らかにし、現在抱えている保存・活用に係る課題を整理した上で、次世代に継承するため指針となる保存活用計画を策定する。また、国指定史跡としての通常管理のうち文化財保護法第 125 条ただし書に規定する「維持の措置」に含まれる行為を明確にし、速やかな執行ができるようにすることを目指す。

(3) 保存活用計画の構成

史跡箱根旧街道の保存活用計画を次のような構成順で策定した。

- ①史跡の概要とこれまでの調査成果のまとめ
- ②史跡の本質的価値を明確化し、史跡等を構成する諸要素の特定
- ③「保存管理」、「活用」、「整備」、「運営・体制」の現状と課題の分析
- ④保存活用の基本的な考え方策定
- ⑤「保存と管理」、「活用」、「整備」、「運営体制」の方向性と方法策定

⑥施策の実施計画・経過観察策定

2. 計画の対象範囲

(1) 対象範囲

この東海道箱根路（箱根旧街道）は、相模と伊豆の国境である箱根峠から見て、江戸に向かう東坂（相模国側）と、京へ向かう西坂（伊豆国側）とに分けて、江戸幕府が管理掌握していたものである。

「箱根旧街道」のうち、本町町域に所在するのは箱根峠から小田原に向かう東坂である。この保存活用計画においても史跡「箱根旧街道」の東坂を対象とするものであるが、西坂も視野に入れた計画とする。

(2) 現況

本町域に所在する箱根旧街道の東坂（約4里・15.7km）のうち、史跡に指定されている範囲は、全道程のごくわずかに過ぎない。街道は連続する道として機能し、その価値を持つものであるから、東坂全域を一体のものとして取扱うことが理想である。また現実に、試掘調査によって、史跡指定地以外の数カ所の地点から土中に埋没した石畳を確認しているため、今後の調査の進展によっては、旧街道の遺構が新たに追加される可能性もある。

しかし、史跡指定地以外の旧街道は、国道や県道と重複交差していたり、震災や地震などの災害によって失われてしまったりして、ルートが不明の部分もある。また土中に遺存していたとしても県道と重複交差していたり、うっそうとした樹林や急傾斜地の中に埋没していたりするケースが多い。前述したように、史跡指定地以外で、試掘調査によって確認されている埋没石畳についても、スポットとしての確認のみで、現時点で一体の旧街道として取り扱うだけの精度の高い調査成果は得られていない状況で、今後も継続して調査する必要がある。

このような状況から、本計画の直接の対象範囲は、東坂の史跡指定地とする。しかし、この旧街道を訪れる人々は、ここを指定地、指定地外と区別して通行するわけではなく、カーブが多く見通しの悪い県道部分を横断し、県道と分離して往時の面影が残る石畳道や杉並木道を目指して訪れる。歩行者ができるだけ安全に通行し、箱根旧街道をより深く理解し親しめるような方策を本計画の公開・活用・整備の側面で検討することとする。

箱根旧街道は旧東海道の一部として、小田原宿から三島宿間であるから、静岡県側の西坂と一体のものである。西坂には3カ所の一里塚や石畳、松並木などが残っている。また北条氏が築いた中世の山城として著名な山中城跡（国史跡）も街道沿いに所在し、整備が行われ訪れる人々も多い。東坂の出発地点である小田原市や静岡県の三島市や函南町とは、すでに日本遺産の登録で連携しているが、今後も特に史跡の活用・整備において、本町域に留まらず周辺自治体との連携を見据えたものとする。

3. 上位関連計画

(1) 第6次箱根町総合計画

箱根町は、平成29年(2017)3月、町の長期的な将来像を描く第6次総合計画を策定した。

総合計画は、まちづくりの目標と指針となる基本構想（10年）とその実現のための施策を示す基本計画（5年ごと）、施策を実施するための計画（3年ごと）により体系づけられている。

【やすらぎとおもてなしのあふれる町ー箱根】を将来像として掲げ、その実現に向けた基本構想で設定した6つの基本目標のひとつに「未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり」が掲げられ、その実現のための9つの教育・文化分野の施策が打ち出されている。

その施策のひとつが、「文化財の保護と活用」である。本史跡をはじめ箱根の歴史・文化遺産や貴重な天然記念物を未来に伝えていくこと、そのために適切な保護対策や継承を図ること、文化財ボランティアの育成、文化財保護意識の醸成を図ること、町内の文化遺産についての情報発信や、文化財の活用事業の推進等が今後の取組方針とされ、具体的に史跡整備事業や箱根旧街道杉並木保護対策事業等の実施事業が計画されている。これらは、箱根町の将来像【やすらぎとおもてなしのあふれる町ー箱根】に向けての施策のひとつとなっている。

箱根町第6次総合計画における本計画の位置付け

基本目標2 「未来を拓く人材が育ち、町民相互に高めあうまちづくり」

施策13 文化財の保護と活用

《今後の取組方針》

- ◇箱根の歴史・文化遺産や貴重な天然記念物を未来に伝えていくため、適切な保護対策や継承を図るとともに、文化財ボランティアの育成、文化財保護意識の醸成を図ります。
- ◇町内の文化遺産について、ホームページや郷土資料館の展示、印刷物等による情報発信や、文化財を活用した探訪会や体験学習、イベントの開催などを積極的に進めます。
- ◇箱根の歴史や文化を学ぶことができる学習施設の機能充実などの環境整備を図ります。

〈実施計画事業〉

- | | |
|-------------------|---------------|
| ○郷土資料館展示開催等教育普及事業 | ○箱根湯立獅子舞調査事業 |
| ○史跡整備事業 | ○郷土資料館施設整備事業 |
| ○箱根旧街道杉並木保護対策事業 | ○箱根関所整備事業 |
| ○近代化遺産調査・活用事業 | ○箱根関所歴史文化推進事業 |
| ○箱根探訪推進事業 | ○箱根関所誘客宣伝事業 |

(2) 箱根町第3次都市計画マスタープラン

平成29年3月には、本町の都市づくりの「みちしるべ」となる新たなマスタープラン（箱根町第3次都市計画マスタープラン 2017-2026）が策定され、本町を構成する5地域について、地域のあるべき将来像とそれを実現するための考え方がまとめられている。そのうち箱根地域は箱根観光の一大拠点であるとともに、史跡箱根旧街道の杉並木や石畳、箱根関所をはじめ多くの歴史的文化的遺産が重要な地域の要素となっていることから、『歴史と伝統文化が息づく湖畔の交流空間』を箱根地域の将来像とし、景観形成として、門前町や宿場町としての歴史を生かした街なみ景観の形成が掲げられ、文化財保護・有効活用として史跡箱根旧街道の杉並木の保護、自然探勝・歴史探訪として、ハイキングコースとなっている石畳の維持整備等が、主要な施策の方針として打ち出されている。

(3) 第2次箱根町 HOT21 観光プラン基本計画

本計画は、箱根町第6次総合計画に掲げる町の将来像『やすらぎとおもてなしのあふれる町ー箱根』の実現のため、観光分野において根幹となる計画である。計画の期間は、箱根町第6次総合計画における構想期間と連動し、2018年度を初年度とし、2027年度を目標年度とする10年間とされている。

本計画は、箱根町が持つ地理的な特徴と優位性、文化性や産業、都市のなりわいという地域らしさを磨き上げ、国内外の観光客にとって高く評価される観光文化地区となることを目指し、その実現に向けた観光振興を進めていくための指針を策定したものである。

「箱根町の観光が目指す方向性」のなかで、今後、観光地・箱根の目指す将来目標を達成するための指針となる3つの基本方針「つなげる」「えがく」「まもり、そだてる」が掲げられている。「まもり、そだてる」は、「域内の貴重な自然資源・歴史文化資源を活かし、これに時代に応じた魅力を付与しながら次世代へ継承する」ことを一つの重要な要素としており、観光産業の持続的発展に向けた確かな基盤づくりのために、観光ニーズの源泉となっている貴重な自然資源、歴史文化資源を適切に維持・保護しつつ、地域内の美観の向上を推し進めることとしている。

◇観光地・箱根が目指す観光ビジョン

(これからの観光地・箱根の目指す将来目標像)

交流から発見が生まれる国際文化観光地 箱根

ー豊かな自然と伝統を継承しながら、暮らす人・働く人と訪れる人にとっていつも新鮮な発見がある観光地の形成を目指してー

(4) 箱根町景観計画

景観計画は、景観法に基づき景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画である。箱根町は、特徴的な地勢や芦ノ湖、富士山の眺望、歴史的な街なみ、建造物や並木等、豊かな景観資源に恵まれている。

本町における景観形成の基本理念と将来像を次の通りとしている。

◇基本理念

- ①山なみ、湖、河川等がつくる、優れた自然景観を大切にし、未来に残します。
- ②歴史ある温泉場、宿場町、保養地等、地域の街なみを大切にし、箱根町独自の文化を育みます。
- ③誰もが景観を楽しめる環境をつくり、観光立町に相応しい街なみ景観の創出に努めます。

◇景観まちづくりの将来像

《愛着と誇りが持てる豊かな自然と安らぎある国際観光のまち》

箱根町景観計画では、景観の特性により地域分けがなされている。湯本地域の畑宿、須雲川地区は、須雲川に沿うように県道（箱根旧街道）が通り、その沿道にはりつくように建物が建ち並んでいる江戸時代の東海道、間の宿、伝統工芸「箱根寄木細工」の里としての景観、箱根地域の芦ノ湖岸の箱根旧街道杉並木や箱根関所などの歴史的街なみ景観などが景観の形成のための景観資源として挙げられている。

(5) 箱根町教育方針

本計画の直接の上位計画となる「箱根町教育方針 2019～2022 年度」は、「教育に関する大綱」に基づいて、学校教育と生涯学習の基本計画・方針を定めたものである。生涯学習は、「箱根を知り、箱根を語れる人づくりと輪作り」を目標として、箱根を知るための地域学習「箱育（箱根教育）」に重点をおき、「文化・自然遺産の保護と活用」がひとつの取り組みとされている。

生涯学習においては、『箱根を知り、箱根を語れる人づくりと輪づくり』が目標とされ、「地域ぐるみ健全育成活動の推進」、「健康推進・体力向上に資する生涯スポーツの振興」、「生涯学習施設の機能と運営の充実」とともに、「文化・自然遺産の保護と活用」が箱根教育を具現化する方策のひとつとされている。その具体的内容としては以下の通りである。

- ・箱根旧街道杉並木保存管理計画策定をはじめ、文化財の保護活動を推進する。
- ・文化遺産啓発のため、冊子の刊行や文化財探訪会を実施する。
- ・文化遺産保護意識の醸成を図り、文化財ボランティアの育成を図る。

(6) 史跡箱根旧街道に関する法規制について

快適なまちづくりや良好な景観形成等のために、本町において、建築物や工作物の建築、開発等の行為を行う際には、様々な制限が設けられている。史跡の活用や整備の際に関連する代表的な法規制を挙げると次のとおりである。

- ◇文化財保護法
- ◇自然公園法
- ◇都市計画法
- ◇景観法
- ◇道路法
- ◇県屋外広告物条例

それぞれの法規制の詳細については「II-1-(3)社会的環境-⑤法規制」に述べられている。
また、資料編には文化財保護法等関係法令の抜粋を追加した。

4. 策定委員会の設置と経過

計画の策定にあたり、国史跡箱根旧街道の保存、活用および整備に関する事項を検討するため、「史跡箱根旧街道保存活用計画策定委員会（以下、「委員会」という。）」を設置し、平成 31 年度および令和元年度の 2 か年で 5 回の会議を開催した。委員会は、学識経験者、箱根町文化財保護委員、地元自治会（史跡地関係者）等から構成し、文化庁文化財部記念物課（平成 30 年 10 月から文化財第二課）ならびに神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課、神奈川県西土木事務所小田原土木センターの指導助言を得た。

(1) 委員会経緯

- ◇第 1 回 平成 31 年（2019）1 月 15 日（火）午後 2 時～
 - 次第 I 委嘱状交付式
 - 1 委嘱状の交付
 - 2 教育次長あいさつ

3 委員の紹介

II 委員長・副委員長選出

III 会議議事

- 議題（１）保存活用計画の概要と策定スケジュール
- （２）史跡の現況について
- （３）「本質的価値を構成する諸要素」について

IV その他

次回予定について

◇第2回 平成31年（2019）3月12日（火）午後2時～

次第 I 開会

委員長挨拶

II 事務局説明

- （１）今回会議の位置付け
- （２）前回議事録まとめ、課題と回答

III 会議議事

- 議題（１）地区区分の設定
- （２）現状変更等に対する取り扱い基準

IV その他

次回予定について

◇第3回 令和元年（2019）10月15日（火）

次第 I 開会

委員長挨拶

II 報告事項

前回までの会議の内容について

III 会議議事

- 議題（１）大綱について
- （２）保存活用計画の基本方針について

IV その他

次回予定について

◇第4回 令和元年（2019）12月12日（木）

次第 I 開会

委員長挨拶

II 報告事項

前回までの会議の内容について

III 会議議事

- 議題（１）「保存活用計画の基本方針」について
- （２）「保存と管理」について
- （３）「活用」について
- （４）「整備」について
- （５）「運営・体制の整備」について
- （６）「施策の実施計画の策定・実施・経過観察」について

IV その他

今後の予定について

◇第5回 令和2年(2020)3月3日(火)

次第 I 開会

委員長挨拶

II 報告事項

前回までの会議の内容について

III 会議議事

議題 計画書の章立て・内容について

IV その他

今後の予定について



策定委員会の様子

(2) 箱根旧街道保存活用計画策定委員会

委員一覧 (表1)

		氏名	所属	専門分野・推薦理由
学識経験者 要綱第3条第2項第1号関係	歴史系	小野寺 淳	茨城大学教育学部 学校教育教員養成課程 教科教育コース 社会科教育教室 教授	人文地理学、歴史地理学、絵図学
		伊藤 正義	前・鶴見大学 文学部 文化財学科 教授	中世史
		馬場 弘臣	東海大学 (湘南キャンパス実験棟 F 館 2F) 教育開発研究センター 教授	近世史
	自然系	亀山 章	東京農工大学 名誉教授 日本自然保護協会理事長	農学、園芸学・造園学
		下村 彰男	東京大学大学院 農学生命科学研究科 森林科学専攻 森林資源環境科学講座 教授	造園学、観光・レクリエーション計画
文化財保護委員	鳥居 和郎	元・神奈川県立歴史博物館	中世史 文化財保護委員会より1名推薦	
史跡地関係者 要綱第3条第2項第2号関係	福住 幸次	湯本茶屋自治会長		
	萩野 孝夫	畑宿自治会長		
	菅井 清登	元箱根神戸自治会長		
	近藤 忠	箱根西区自治会長		
	山本 聡	甘酒茶屋(畑宿)		
関係機関 要綱第3条第2項第3号関係	露木 孝司	県自然環境保全センター 箱根出張所長	須雲川自然探勝歩道管理者	
	(平成30年度) 石川 憲一 (令和元年度) 吉田 朋正	観光課長		
オブザーバー 要綱第8条関係	山下 信一郎	文化庁文化財第二課史跡部門 主任文化財調査官		
	(平成30年度) 木村 勝一郎 (令和元年度) 中島 晴夫	神奈川県西土木事務所 小田原土木センター 許認可指導課長	国道1号道路管理者	
	谷口 肇	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部 文化遺産課世界遺産登録推進グループ グループリーダー		
	有吉 俊憲	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部 文化遺産課世界遺産登録推進グループ 主事		
事務局 要綱第9条関係	秋山 智徳	生涯学習課長		
	鈴木 康弘	文化財専任課長		
	飯塚 敬子	文化財係長		
	野坂 優介	主任学芸員		

(趣旨及び設置)

第 1 条 この要綱は、箱根旧街道杉並木保護対策事業のうち、国指定史跡箱根旧街道（以下「史跡」という。）の保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、史跡箱根旧街道保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、保存活用計画の策定について協議し、調査研究するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 史跡地関係者
- (3) 史跡地関係機関

3 必要に応じ、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定めるものとする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委員会の所掌事務が終了するまでの間とする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(議事)

第 7 条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(指導及び助言)

第 8 条 保存活用計画の策定にあたっては、必要に応じ、文化庁、神奈川県その他関係諸機関にオブザーバーとして出席を求め、指導及び助言をうけることができる。また、委員会の協議を効率的に進めるため、必要に応じ、関係機関による調整会議等の開催により事前に協議内容の調整を行うことができる。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、箱根町教育委員会生涯学習課に置く。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 15 日から施行する。

II 史跡箱根旧街道の概要

1. 史跡を取り巻く環境

(1) 自然的環境

①位置・地勢

箱根町は神奈川県南西部に位置し、東京からは約 80km の距離にある。北は南足柄市、東は小田原市、南は湯河原町とそれぞれ接し、西側は静岡県との 3 市 2 町と接している。面積は 92.86 km²、東西は 13.53km、南北は 12.82km である。

地勢は、約 40 万年にも及ぶ火山活動により形成された、険峻で三重式の多様な火山地形からなる箱根火山によって形作られ、行政区域は箱根カルデラを囲む標高 1,500m ほどの外輪山の内側に位置し、カルデラの東側は足柄平野、西側は黄瀬川流域に広がる田方平野に挟まれている。

カルデラ内部には浅間山、鷹ノ巣山、屏風山などの前期中央火口群や、最高峰である神山（標高 1,438m）をはじめとする駒ヶ岳、二子山を中心とした後期中央火口群が形成され、その合間を縫うように芦ノ湖をはじめとする湖沼や、早川、須雲川といった河川、仙石原草原などの草原を配した一大自然美を展開している。山林原野の占める面積の割合が 46.6%、これに河川湖沼等を加えるとその割合は実に 92.0% にのぼり、町全体が山岳地形となっている。

火山活動がもたらした変化に富んだ美しい地形と温泉に恵まれ、古くから温泉観光地として知られた箱根町のほぼ全域は、昭和 11 年(1936)に「富士箱根国立公園」に指定された（その後、伊豆半島、伊豆諸島地域が追加され、現在は「富士箱根伊豆国立公園」となっている）。

また、この独特の火山地形や、地域固有の動植物などの豊かな自然環境、そして特色ある地域文化は、平成 24 年(2012)に「箱根ジオパーク」として日本ジオパークに認定されている。



図 1 箱根町の地勢

出典：箱根町ホームページ（統計はこね）

②気象

本町は、地形的に高低差が大きいいため、標高の低い湯本地域（標高 97m地点）と標高の高い箱根地域（標高 726m地点）を比較すると、最低気温が5℃程度低いことがわかる。そのため、箱根地域はもちろん、同様に標高の高い仙石原地域においても、冬季は凍結や降雪が多く、凍雪害対策が必要である。



表2 年間降水量と気温の推移

資料：統計はこね

③植生

本町は、フォッサマグナ帯に位置し、大部分が急峻な山地だが、地形的変化が豊かであるため、標高 100～500m付近に残る常緑広葉樹林（シイ・カシ林）、標高 800m以上でみられるブナ林、平地で群生する草原性植物や湿原性植物、山頂付近や斜面の風衝植物群落など、気候による植物分布に加え、地史的要因の影響も受けた変化に富んだ植物分布を呈している。

このような多様な植物分布を反映して、箱根を基準産地とする植物は、全国的に見ても多い 60 種を数える。また、和名にハコネの名を持つ植物はハコネコメツツジ、ハコネシダ、ハコネシロカネソウ、ハコネグミなど 20 種あまりがあるほか、キントキヒゴタイ、キントキシロヨメナ（金時山）、カミヤマテンナンショウ（神山）など箱根の地名か名付けられたものもある。また、ハコネオオクジャク（*Dryopteris hakonecola*）、ヒメノガリヤス（*Calamagrostis hakonensis*）、ウラハグサ（*Hakonechloa macra*）など学名に Hakone の名が入る植物もみられる。

自然の遷移や、急速な開発、乱獲、シカによる食害などにより、減少ないしは消滅した植物も少なくないが、本町では、山焼きや低木の伐採などで草原や湿原の保護を図っている。



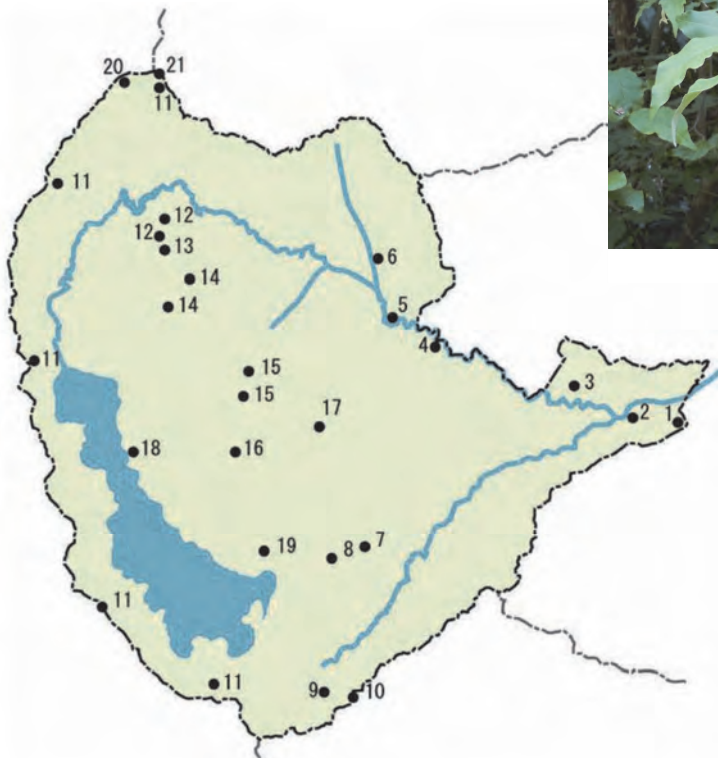
ハコネバラ (町の花)



ハコネコメツジ



ハコネグミ



- | | | |
|--------------------|---------------------------|-----------------------|
| 1 山崎のケヤキ林 | 9 大観山のブナ林 | 16 ハコネバラ (サンショウバラ) |
| 2 早雲寺の社叢林 (町・県指定) | 10 奥湯河原のモミ林 | 17 湯ノ花沢のミズスギ群落 |
| 3 塔之沢の常緑広葉樹林 | 11 箱根外輪山のハコネダケ群落 | 18 芦ノ湖畔の落葉広葉樹林 |
| 4 宮ノ下の常緑広葉樹林 | 12 箱根仙石原湿原植物群落 (国指定) | 19 箱根神社のヒメシヤラ純林 (県指定) |
| 5 早川の溪谷林 | 13 仙石原のススキ草原 (かながわの景勝50選) | 20 ハコネコメツジ (町指定) |
| 6 諏訪神社の常緑広葉樹林 | 14 台ヶ岳のブナ林 | 21 金時山の風衝低木群落 |
| 7 二子山の風衝低木群落 (県指定) | 15 箱根中央火口丘のムラサキツリガネツジ | |
| 8 お玉ヶ池の湿性植生 | | |

図2 箱根町の特徴的な植物群落

出典：箱根町第三次都市計画マスタープラン

(2) 歴史的環境

①時代概説

◇原始・古代

【旧石器時代・縄文時代・弥生時代】

箱根町で見つかった最も古い遺跡は芦之湯の朝日・弁天山遺跡で、今から約 15,000 年前、後期旧石器時代のナイフ形石器が見つかった。しかし、近隣の地域では、今から約 20,000 年前の遺跡から、箱根の畑宿産黒曜石が出土しており、そのころにはすでに黒曜石を求めて人は箱根山に入っていたと考えられる。

縄文時代にも、まだ火山の活動が活発な時期が続いていたが、大井平遺跡、下向遺跡（いずれも仙石原地域）、上遺跡、北畑遺跡（いずれも宮城野地域）など約 7～8,000 年前の縄文時代早期の遺跡や、畑ノ平 A・B 遺跡（湯本地域）といった縄文時代前期（約 6,000 年前）、明神平遺跡（宮城野地域）などの縄文時代中期（4～5,000 年前）の遺跡から土器や石器が出土している。

約 3,000 年前になると神山の山体崩壊により、かつては仙石原のあたりまで広がっていた芦ノ湖がせき止められて、現在の芦ノ湖が形作られ、仙石原のあたりは湿地化した。その仙石原地域では大原遺跡やイタリ遺跡、品ノ木遺跡などの遺跡から弥生時代中期の土器や石器が出土している。住居址は確認されていないことから、稲作耕作の可能性は現在までのところ低いと考えられるが、大原遺跡からは土器や磨製石斧のほか、イヌの骨など、多種多様な遺物も出土している。

【奈良時代・平安時代】－東西をつなぐ交通の要所・山岳信仰の場

7 世紀後半から律令制導入が本格化し、8 世紀には中央政府と地方とを結ぶ官道が整備され、駅制がしかれた。箱根山周辺にはこの官道の一つである東海道が整備されたが、そのルートは険峻な箱根山を避けるように、外輪山のひとつ、金時山のさらに北側にある足柄峠を越える道（以下「足柄路」）がとられた。当時東国は「坂東」とも呼ばれたが、この「坂」は足柄峠の坂を指し、箱根山から連なる一連の地形は、東国と西国を隔てる境として捉えられていた。奈良時代の万葉集には、箱根を詠んだ歌が三首収められている。防人として西国に赴く者や東国に下向する都人が、望郷や別離を詠んだ哀歌となっている。

この足柄路は、平安時代初めの延暦 21 年（802）、富士山噴火によって一時閉鎖され、「^{はこねろち}宮荷途」が開かれたが、翌年には足柄路は復旧している（「宮荷途」のルートは不明であり、一時的な措置



図3 箱根のおもな遺跡



駒ヶ岳山頂



箱根神社

であったと思われる)。また、899年(昌泰2)には東山道の碓氷坂とともに足柄坂にも関が置かれた。

一方この頃の箱根山では、多くの山岳修行僧たちの厳しい修業の場となっていた。「箱根山縁起并序」(箱根神社蔵)によれば、駒ヶ岳や神山を中心とした箱根山全体が山岳信仰の聖域となっていたことがうかがえる。その修行僧のひとりである萬巻上人は、箱根山中での修行の末、奈良時代の天平宝字元年(757)に、芦ノ湖畔に三所権現を勧請し、箱根権現(現在の箱根神社)を創建したと伝えられている。

◇中世

【鎌倉時代】

鎌倉時代になると、足柄路に代わって箱根火山を越えるルートが開かれ、次第に箱根越えの主要道路として用いられるようになった。このルートは箱根山裾の湯本から湯坂山、浅間山、鷹巣山といった前期中央火口丘の尾根筋を通して箱根権現前に広がる芦ノ湖畔に出、さらに湖畔から箱根峠を越えて三島方面へと下るルートであった(以下「湯坂路」)。



湯坂路

このルートは、鎌倉幕府を開いた源頼朝が、文治4年(1188)正月から始めた、箱根権現、伊豆山権現、三島大社というゆかりある寺社へ参詣する「二所詣」の参詣道として新たに整備されたものである。

それ以前からこのルートが使われていたことをうかがう資料もあるが、本格的な整備が進んだのはこの「二所詣」以降のことであり、その後も歴代将軍が「二所詣」を行うようになったことで整備が進んだ。

これに伴って、山麓を迂回し足柄峠を越える足柄路に比べて、道程が短い湯坂路が次第に利用されるようになり、鎌倉時代中期にはすでに多くの旅人が利用するようになっていった。京の公卿・冷泉為相の母で女流歌人の阿仏尼が、相続をめぐる争いの訴訟のために弘安2年(1279)に鎌倉へ下向した際にも、この湯坂路を利用しており、彼女はその理由を『十六夜日記』の中で「あしから山は道遠しとて箱根路に掛かるなりけり」と記している。

湯坂路の往来が多くなると、この道の起点となる湯本には休泊施設も整い、宿場が形成された。また鎌倉時代後期には、幕府の有力御家人である金沢貞将が湯治に赴くなど、湯治場としても知られるようになり、その名は遠く都にまで及んだ。湯坂路が開かれたことで、沿道の湯本は宿場として、また湯治場としても多くの旅人や湯治客で賑わうようになっていった。

しかし、険峻な箱根山を越えることは、旅人にとってはやはり容易ではなかった。弘安3年(1280)、関東へ下向した歌人・飛鳥井雅有は、その途中の箱根山を越えた時の様子に「この山にぢごくとかやありて…」と記しており、急坂の続く山道の厳しさと、火山活動による噴煙が各所で立ち上る、沿道の荒涼とした風景は、旅人たちに「地獄」を想起させた。そのため鎌倉時代後期には地蔵信仰が広まり、湯坂路沿いの精進池のほとりには地蔵信仰に基づいた、数多くの石仏・石塔が造立されていった。

そのひとつ、「永仁四年」(1296)の刻銘がある、高さ3m(相輪を除く)にも及ぶ石造宝篋印塔せきぞうほうきょういんとう(俗称多田満仲の墓)には、この地が「精進池之靈泉」を湛える「宮根山之勝地」で「六道」の交わる霊地であることが記されている。また国道1号沿い並ぶ石造五輪塔3基(俗称曾我兄弟の墓、虎御前の墓)のうち「虎御前の墓」と呼ばれる右1基の地輪には「永仁三年」(1295)に地蔵講の

人々によって造立されたとある。精進池周辺にはこのほかにも「正安二年」(1300)の銘がある石造地蔵菩薩坐像(俗称六道地蔵)や、「永仁元年」の銘文がある地蔵菩薩群(俗称二十五菩薩)などの地蔵像の磨崖仏群も見られ、これらの石仏石塔群は、鎌倉時代後期にこの一帯が中世の地蔵信仰の霊地であったことを物語っている。このことから、それぞれが国重要文化財に、さらに全体が「元箱根石仏群」として国史跡にも指定されている。



元箱根磨崖仏(俗称二十五菩薩)

また地蔵信仰は、精進池周辺に限らず箱根全体に広がっており、例えば現在の湯本茶付近にはその当時「地蔵堂」があり、「放光地蔵」が祀られていた。この地蔵堂に隣接して

正眼寺しょうげんじもその頃には開かれていたと考えられ、現在「曾我兄弟化粧の像」と呼ばれる鎌倉時代、室町時代の2軀の木造地蔵菩薩像が安置されているほか、境内には応永2年(1395)の石灯籠もあり、そこには「正眼寺」に通じる「勝源寺」の文字が刻まれている。

その後、南北朝の動乱期になると、箱根山は合戦の舞台ともなった。鎌倉幕府滅亡後、「中先代の乱」では足利尊氏軍が、迎え撃つ北条時行軍を箱根で打ち破り鎌倉奪還に成功している。またその後鎌倉に留まる尊氏軍を打つべく、後醍醐天皇の命を受けた新田義貞軍が京から攻め込むのに対し、足利尊氏・直義軍は箱根峠、足柄峠で迎え撃ち、激しい戦いが繰り広げられた。箱根の険しい山々は、鎌倉にとっての一種の防衛ラインとして意識されており、後に江戸幕府へと引き継がれていくことになる。



早雲寺

【室町時代～戦国時代】

室町時代になると、駿河国駿東郡を本拠とする領主であった大森氏の一族である大森頼春が、関東管領上杉禅秀が鎌倉公方足利持氏に対して起こした乱(1416年)での功績を認められ、持氏から箱根山一帯・小田原の支配を委ねられた。大森氏はそれを契機として相模国に進出、やがて15世紀末の大森氏頼の時代には小田原城を築き、そこを拠点に相模国西部を支配した。

やがて応仁の乱(1467年)を機に各地の守護大名が勢力を伸ばしていき、やがて世は戦国時代へと移り変わっていった。その頃京都から駿河へ下向し、戦国大名今川家のもとにあった伊勢新九郎盛時(後に早雲庵宗瑞。以下「伊勢宗瑞」)が伊豆国へ侵攻、ここを平定し、領主として支配下においた。伊勢宗瑞は続いて大森氏が拠点とする小田原城を奪取し、相模に進出した。伊勢宗瑞以降、小田原北条氏(二代氏綱以降は北条を名乗る。以下「小田原北条氏」)は領国支配の安定のため、箱根山一帯を支配下し、その掌握にも努めていった。

大永元年(1521)、北条氏綱は、父早雲の遺命により、箱根湯本に金湯山早雲寺そうろうんじを建立した。早雲寺は、天文11年(1542)、後奈良天皇の勅願寺となり、小田原北条氏の氏寺として大いに栄え、関東屈指の禅刹として発展していった。さらに氏綱は、南北朝時代からの戦乱で荒廃していた箱根権現の堂宇の再造営にも着手し、大永3年(1523)に完成をみた。その後小田原北条氏の篤い信仰を受け、その庇護の下大きな勢力を築いていった。

寺社だけでなく、小田原北条氏はこの頃にはすでに温泉場として開かれていた湯本や底倉、堂ヶ島、木賀など箱根各地の温泉場にも直接支配を行い、小田原北条氏の家臣たちの湯治などに利用した。また箱根山を、自らが拠点とする小田原城の背後を守る防衛ラインとし、箱根山一帯に山城を整備していった。

このように、戦国時代の箱根山は、小田原北条氏と深く関わっていた。しかし、天正 18 年(1590)、天下統一を目指す秀吉軍の小田原攻めの前には成す術もなく、箱根山中の城はたちまちに攻略されてしまった。本隊の秀吉軍は小田原北条氏の菩提寺である早雲寺に入り、そこを本陣とすると同時に石垣山城の築城に着手、約 3 か月後に完成した後に早雲寺を焼き払い、本陣を石垣山城に移し、籠城戦をとった小田原城に対峙した。そして、玉縄城や八王子城などの小田原北条氏の他の諸城もつぎつぎと落ち、孤立無援となった小田原北条氏はついに秀吉軍に投降し、五代およそ 100 年におよんで関東に覇を唱えた小田原北条氏は滅亡することとなる。



畑宿に設置された一里塚（復元）

◇近世

【江戸時代と街道整備】

小田原城落城により、秀吉は北条氏が支配していた旧領を含む関東一円を徳川家康に与えた。天正 18 年(1590)、家康は家臣の大久保忠世を小田原城主とし、自身は江戸城に入城した。戦乱が治まるとともに箱根山の村々も落ち着きを取り戻していった。

秀吉が死去した後、慶長 5 年（1600）の関ヶ原合戦に勝利した徳川家康は、まず五街道をはじめとする諸国の街道整備に着手し、宿駅を設置して伝馬制をしくとともに、街道に並木を植え、一里塚を設置した。この時、箱根山中の東坂側は、これまでの湯坂路から須雲川沿いの谷筋に付け替えられ、湯本三枚橋で早川を渡り、湯本茶屋、畑宿を経て元箱根、箱根へと通じるルートがとられた。箱根山中では湯本茶屋、畑宿、箱根にそれぞれ一里塚が設置され、街道の両脇には並木が植えられた。この並木は基本的には松であったが、箱根山中のうち比較的標高の高い芦ノ湖畔周辺には杉が植えられた。元和 4 年（1618）には芦ノ湖畔に箱根宿が新設され、その翌年には現在国史跡「箱根関跡」に指定されている芦ノ湖畔に箱根関所が設置された。

このように街道の諸設備が整備されていく中で、五街道の中でもっとも主要道として用いられた東海道の一部であった箱根越えの道は、参勤交代の大名をはじめとする武士たちや、朝鮮通信使やオランダ商館長一行などさまざまな旅人たちが通過していった。江戸時代後期になるとお伊勢参りや金毘羅詣などの代参講をはじめとする庶民の旅も増加するようになり、さらに賑わいを見せた。

旅人の増加により、街道沿線の村々も賑わい、箱根山中東坂では箱根宿をはじめ、途中の湯本や畑宿などの間の村々にも茶屋が開かれ、道中土産として箱根細工の生産や販売も盛んとなっ



図 4 江戸時代の道と温泉

ていった。箱根山中での木工細工の生産は古くは戦国時代から行われ、日常製品が北条氏の領国内で広く販売されていたが、この頃になると旅人を相手とする玩具類や、寄木細工なども生産されるようになり、製品の多様化が進んだ。

【箱根七湯の発達】

この一方で、古くから湯治場として知られていた箱根山中の温泉場は、江戸時代初期に塔之澤温泉や芦之湯温泉なども開かれ、貞享3年(1686)には湯本、塔之澤、堂ヶ島、宮ノ下、底倉、木賀、芦之湯の七つの温泉場を数えるまでになり、これらは後に「箱根七湯」と総称された。

これらの温泉場では、大都市・江戸に近いこともあって、江戸や関東近郊の各地から湯治に訪れる客も増加していった。将軍への献上湯や大名湯治も行われ、塔之澤や宮ノ下はこうした大名湯治で大いに賑わった。

また、湯治がてらに江戸をはじめとする各地から文人・墨客も訪れ、温泉場の人々との交流により、独特の温泉文化が花開いて行った。特に芦之湯温泉の東光庵はそうした人々が集うサロンとして知られ、現在その境内に残る歌碑や句碑は、当時の文化活動を今に伝えている。

さらに江戸時代後期に東海道を行く旅人が増加すると、こうした温泉場への立ち寄り湯も盛んとなり、湯治に留まらないさまざまな温泉の利用形態が見られるようになった。特に旅の途中での温泉場への宿泊が、文化2年(1805)に宿場との間で争論を経て「一夜湯治」として公認されるようになると、さらに旅人たちの間に定着し、箱根各地の温泉場は伊勢講・富士講など、庶民の旅で大変な賑わいを見せるようになり、中には各温泉場をめぐって楽しむ「七湯廻り」も見られるようになっていった。箱根温泉を題材とした文学作品も数多く出版されるなど、この頃には箱根温泉はそれまでの湯治場に観光地的な要素を加えていった。

◇近現代

【一夜湯治から国際観光地へ】

明治時代になり、関所制度や宿駅制度が廃止されると、その維持基盤を失った東海道筋は衰退し、代わって台頭していったのが箱根七湯の各村々であった。それぞれの村ではさまざまなインフラ整備を自らの手で進めていったが、中でも人力車や馬車など、新しい時代の交通機関に対応する車道については、七湯を結ぶルートで整備が先行し、明治8年(1875)に小田原～湯本山崎間に開通してから、明治20年には宮ノ下温泉まで、さらに明治37年には宮ノ下～芦之湯～箱根を結んで開通した。このルートは、車道整備が進まなかったこれまでの東海道に代わって、明治39年に国道となり(現在の国道1号。当時は国道2号)、箱根山中の主要ルートとなった。また宮ノ下から分岐して宮城野、仙石原を経て御殿場を結ぶ道路も、明治43年には国道に編入、国道58号として大正2年に開通した(現在の国道138号)。このように明治期を通して箱根山中の主要道路網が完成し、これにより、人々の流れは旧東海道から温泉場を結ぶ新たな国道へ移り、箱根は温泉場を中心とする温泉観光地へと歩み出した。

明治時代にはこうした車道整備と併せて、温泉に関する技術も進み、箱根七湯以外にも新たな温泉場が開かれ、江戸期からの歴史を持つ姥子温泉とともに、仙石原温泉、小涌谷温泉、強羅温泉、湯の花澤温泉が新たに開かれ、合わせて箱根十二湯となった。新しい温泉場の中でも、特に小涌谷と強羅は、やがて大正時代になると政財界のトップクラスの人々が別荘を構えるようになり、高級別荘地としても知られるようになった。

また明治時代は、箱根が国際観光地として歩み出した時代でもある。幕末にアメリカやイギリスなど五か国と締結した修好通商条約によって日本は開国したが、来日した外国人は、開港場に設けられた居留地でのみ居住と交易が許され、自由に遊歩できる範囲も居留地を中心に十里(約40km)に限られていた。箱根は十里より遠方に位置していたが、温泉場であること、避暑に適し

た気候に恵まれていたことなどから、病氣療養を理由に早くから来遊が許可され、風光明媚な景観と相俟って外国人たちに人気の避暑保養地となっていた。

このように、明治期になって温泉観光地、国際観光地として発展していく中で、箱根には数多くの旅館やホテル、別荘などが建てられ、その中のいくつかは現存し、往時の様子を伝えている。

特に湯本温泉にある福住旅館の金泉楼は明治10年(1877)、萬翠楼は翌11年に竣工した建造物で、ともに明治初期の木造石壁建築の技法を伝える数少ない擬洋風建築として、国の重要文化財(建造物)に指定されている。



国指定重要文化財 福住旅館金泉楼(左)、萬翠楼(右)

また、明治11年に箱根で初めての外国人専用ホテルとして開業した富士屋ホテルでも、多くの歴史的建造物が現存している。明治期の建造物である本館・一号館・二号館・

アイリーは、外国人の宿泊を意識した洋風を基調に和風の意匠を加味する、数少ない我が国最初期のリゾートホテル施設である。また昭和前期の建造物である花御殿、食堂は、和風を基調に複雑な屋根構成と豪華な内容を特色とし、外客誘致が国策として展開された当時の特徴をよく示しており、いずれも貴重な遺構として国登録有形文化財(建造物)に登録されている。

また明治期に内親王のために建てられた御用邸を前身とする富士屋ホテル菊華荘や、同じく明治期に三菱財閥2代目当主岩崎弥之助の別邸として建てられた吉池旅館別館など、別荘建築を基とする歴史的建造物も数多くあり、その中の多くが国登録有形文化財(建造物)に登録されており、近代における箱根の観光開発の様子を物語る貴重な歴史的遺産となっている。



吉池旅館別荘(旧岩崎弥之助別邸和館)

【戦間期における観光地箱根の発展】

明治期に箱根山中の主要道路網が車道として整備された後、大正時代になると自動車時代を迎える。大正時代初頭に貸自動車(現在のハイヤー)を経営する三社が開業し、大正8年には乗合自動車(現在のバス)も運行を開始し、やがて昭和前期にかけて運行路線は全山へ広がっていった。また同じ大正8年(1919)には箱根登山鉄道が箱根湯本駅から強羅駅を結んで開通し、10年には強羅から上強羅(現在の早雲山駅)間にケーブルカーも開通した。今なお現役で使用されている箱根登山鉄道の早川橋梁(通称「出山の鉄橋」)は、明治21年(1888)に架けられた東海道本線の天竜川橋梁のうちの1連を転用したもので、明治中期を代表する鉄道構造物として国登録有形文化財(建造物)に登録されている。

大正期に新たな交通機関が次々と導入され、箱根の観光が大きく飛躍しようとしていた矢先の大正12年(1923)、関東大震災によって箱根山は大きな被害を受けた。総戸数約1500戸の7割にあたる1000戸以上が半潰以上の被害を受け、死者行方不明者は130人余りを数えた。各地の土砂崩れなどで道路網は寸断され、登山鉄道も運休を余儀なくされた。



登山電車と早川橋梁



開通した頃の箱根登山鉄道と小涌谷駅



函嶺洞門

この未曾有の災害に対し、箱根では町村を越えて全山で「箱根復興会」を組織し、復興に向けて動き出した。そして大正13年末にはまず箱根登山鉄道が全線開通、翌14年に国道1号（大正9年の道路法制定により国道2号は1号に変更された）が全線開通した。

しかし、震災による影響や各地の温泉観光地の発展に対する危機感から、引き続き箱根温泉旅館組合を中心に全山の関係者により「箱根振興会」が設立され、震災からの復興と箱根観光の振興を目指して事業を展開した。事業は主に宣伝と保勝を二つの柱として進められ、昭和10年には横浜で開催された関東大震災復興博覧会の第2会場として、箱根湯本を会場に観光博覧会を開催、さらに翌11年には、箱根振興会が中心となって展開してきた請願活動により富士箱根国立公園に認定されるなど（昭和30年(1955)に伊豆半島地域、昭和39年(1964)に伊豆諸島地域が追加されて、現在は「富士箱根伊豆国立公園」）、箱根は関東大震災から見事に復興を遂げ、観光地として大きく発展した。明治22年(1889)に町村制が施行された際、箱根山中には、湯本村、温泉村、宮城野村、仙石原村、箱根駅、元箱根村、芦之湯村の1駅6村であった。このうち箱根駅、元箱根村、芦之湯村は、その後、昭和2年(1927)に湯本村が町制施行して湯本町となった。

戦後となり、昭和29(1954)には、まず箱根駅外二ヶ村組合の箱根町と元箱根村、芦之湯村が合併して新たな箱根町が誕生した後、続いて昭和31年(1956)9月には湯本町、温泉村、箱根町、宮城野村、仙石原村の5か町村が合併して箱根町が誕生し、現在に至っている。

【箱根町の誕生】

明治22年(1889)に町村制が施行された際、箱根山中には、湯本村、温泉村、宮城野村、仙石原村、箱根駅、元箱根村、芦之湯村の1駅6村であった。このうち箱根駅、元箱根村、芦之湯村は、その後、昭和2年(1927)に湯本村が町制施行して湯本町となった。

戦後となり、昭和29(1954)には、まず箱根駅外二ヶ村組合の箱根町と元箱根村、芦之湯村が合併して新たな箱根町が誕生した後、続いて昭和31年(1956)9月には湯本町、温泉村、箱根町、宮城野村、仙石原村の5か町村が合併して箱根町が誕生し、現在に至っている。箱根町が誕生する前後は、まさに日本経済が高度成長期を迎えた時代であり、交通網では昭和25年(1950)年に小田急電鉄が箱根湯本まで乗り入れたのをはじめ、昭和37年(1962)に箱根新道、昭和39年(1964)には乙女バイパスがそれぞれ開通し、モータリゼーションの進展に対応した新しい交通網も整備され飛躍的に発達した。

これに併せて旅館やホテルなどの宿泊施設や、ゴルフ場などのレジャー施設も充実したことで、箱根は国内外から多くの観光客が訪れる、日本の代表的国際観光地として、観光開発が急速に進められていった。温泉場も新たに5箇所（宮城野、大平台、二ノ平、芦ノ湖、蛸川）が開かれ、箱根十七湯となり、箱根はほぼ全山で温泉観光地化が進められるようになった。

さらに、平成 24 年(2012) 9 月には、箱根火山が織りなす多様な地形や温泉など台地の恵みを活かした人々の営みが評価され、近隣 1 市 3 町が「箱根ジオパーク」として日本ジオパークに認定された。

こうして箱根の持つ魅力は多彩さを増し、年間 2,000 万人もの観光客が国内外から訪れる、日本の代表的な国際観光地「箱根」として発展している。

②文化財

本町内では、国史跡に指定された箱根旧街道や箱根関所跡以外にも、数多くの国の重要文化財や国の登録文化財になっている歴史的建造物や公園などがある。さらに、箱根神社や早雲寺など歴史ある寺社には、箱根の歴史を物語る数多くの文化財が伝わっている。これらは、文化財として新たな価値を得ただけでなく、往時をしのぶ歴史的追体験の場として、観光地箱根の大きな観光資源となっている。

◇指定文化財の所在地及び一覧



図 5 箱根町の文化財

表3 箱根町の文化財一覧表

令和2年3月現在

種別	分類	件名	種別	所在	概要	種別	所在	概要
建造物	国	石造五輪塔 ・俗稱曾我兄弟之墓 ・塔形虎頭前之墓	建造物	町	天然記念物			
建造物	国	石造宝篋印塔 (俗稱多田満仲之墓)	建造物	町	天然記念物			
建造物	国	福住旅館萬翠楼・金泉楼	建造物	町	天然記念物			
建造物	国	国道一号箱根湯本道路施設 ・国政洞門・千歳橋・旭橋	建造物	町	天然記念物			
絵画	国	絹本淡彩北條早雲像	絵画	町	建造物			
絵画	国	紙本着色箱根権陣繰起	絵画	町	建造物			
彫刻	国	木造万巻上人坐像	彫刻	町	建造物			
彫刻	国	光福根野庵仏 ・阿弥陀如来立像他25躯 ・地藏菩薩立像3躯 ・地藏菩薩坐像	彫刻	町	建造物			
彫刻	国	木造神像 (男神坐像・女神坐像)	彫刻	町	建造物			
工芸	国	鐵物最文台及鎌筒	工芸	町	建造物			
工芸	国	赤木柄短刀	工芸	町	建造物			
工芸	国	鐵筋籠	工芸	町	建造物			
工芸	国	色鉛電田川文津紙火鉢	工芸	町	建造物			
史跡	国	箱根園跡	史跡	町	建造物			
史跡	国	元箱根石仏群	史跡	町	建造物			
史跡	国	箱根日神道	史跡	町	建造物			
天然記念物	国	箱根仙石原温泉植物群落	天然記念物	町	建造物			
特別天然記念物	国	オオササギノコウゾウ	特別天然記念物	町	建造物			
絵画	県	紙本墨面龍渡図	絵画	町	建造物			
絵画	県	早雲寺本堂機軸	絵画	町	建造物			
絵画	県	紙本着色栴提小童図	絵画	町	建造物			
絵画	県	紙本着色北條氏経像	絵画	町	建造物			
絵画	県	紙本着色北條氏経像	絵画	町	建造物			
絵画	県	紙本墨面淡彩権陣圖	絵画	町	建造物			
彫刻	県	菅原朝臣像	彫刻	町	建造物			
彫刻	県	菅原朝臣像	彫刻	町	建造物			
彫刻	県	木造地蔵菩薩立像 ・神立像 ・男神立像 ・女神立像	彫刻	町	建造物			
彫刻	県	木造女神立像	彫刻	町	建造物			
彫刻	県	木造男神立像	彫刻	町	建造物			
彫刻	県	銅造男神坐像	彫刻	町	建造物			
無形民俗文化財	国	箱根湯本・二子宿・アイリー・花御殿・鹿堂・菊華社	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	富士屋ホテル	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	吉池旅館別荘 (旧岩崎弥之助別邸和館)	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	箱根登山鉄道早川橋梁	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	三井資料館 (旧三井高瀬別荘) 本館	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	権翼楼本館北館、本館南棟、別館	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	神山荘 (旧藤山晋太郎別荘)	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	箱根小涌園 貴賓館 (旧藤山晋太郎別荘)・迎賓館	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	白雲洞茶苑 白雲洞・不楽庵・番村・白鹿湯・対字斎	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	正眼寺本堂 (旧今村繁三別荘)・庫裏	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	福住旅館別荘主屋、看廬	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	福住旅館主屋・茶室	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	出山運橋	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	観音要理橋	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	箱根湯本ホテル機軸	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	箱根湯本ホテル本館・別館	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	塔之庵一の湯本館	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	三河屋旅館本館	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	松の茶屋 目童亭・中央棟・清運棟・松月	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	渡山	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	山口家住宅主屋	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	箱根湯本館	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	箱根湯本公園	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	箱根公園	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	神田郡	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	箱根細工の製作用具展示品	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	富士屋ホテル本館・貴堂他6棟	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	箱根の湯立獅子舞	無形民俗文化財	町	建造物			
無形民俗文化財	国	旅人たちの足跡残る悠々の石畳道 箱根八里で迎える湯がな江戸の承路	無形民俗文化財	町	建造物			

(3) 社会的環境

①人口・世帯

本町の人口は、国勢調査によると平成22年(2010)は13,853人、平成27年(2015)は11,786人となっている。昭和40年(1965)からの長期的な推移をみると、一貫した減少傾向が続いており、過去10年間(平成17年～27年)に2,420人の減少(約17.0%減)となっている。また、過去5年間(平成22年～平成27年)の減少率を県内市町村と比較すると、本町が最も高くなっている。

一方、世帯の状況別にみると、世帯数は、平成7年(1995)までは一定の増加が続いていたが、そのち減少し、平成27年(2015)には6,088世帯となっている。1世帯あたり人員については、人口と同様に一貫した減少傾向が続いている。

また、年齢3区分別人口別にみると、昭和55年(1980)から平成27年(2015)にかけて年少人口(0～14歳)は2,849人、生産年齢人口(15～64歳)は7,752人の減少、老年人口(65歳以上)は2,251人の増加となっており、年少人口は昭和50年(1975)以降減少を続けており、生産年齢人口(15～64歳)は、昭和60年(1985)に若干増加したものの減少を続けている。一方、老年人口(65歳以上)は増加し続けており、平成7年(1995)には老年人口(2,779人)が年少人口(2,263人)を上回った。また、高齢化率は増加し続けており、平成17年(2005)には24.0%、平成22年(2010)には27.9%、平成27年(2015)では35.8%に達し、超高齢社会(高齢化率21%以上)となっている。

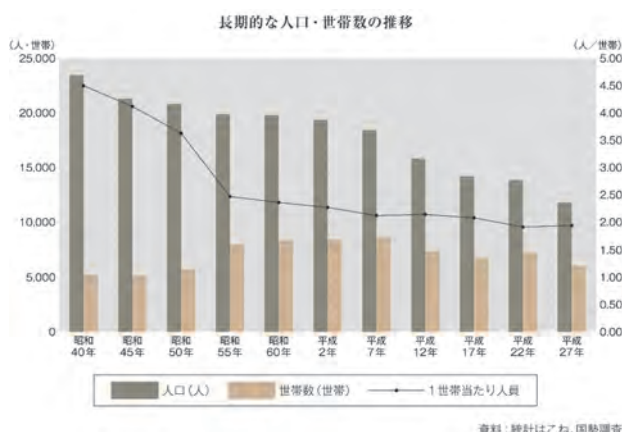


図6 長期的な人口・世帯数の推移

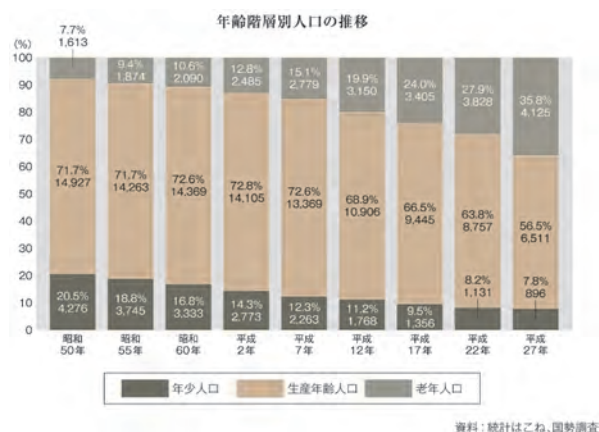


図7 年齢階層別人口の推移

②交通

本町は、東京から約80kmの距離にあるため、首都圏からの訪問客が多い。神奈川県南西部に位置し、北は南足柄市、東は小田原市、南は湯河原町とそれぞれ接し、西側は静岡県3市2町(御殿場市、裾野市、三島市、小山町、函南町)と接しているが、地形的特徴から隣接市町とは隔てられている。しかし、主要幹線道路の国道1号、国道138号を軸に小田原箱根道路・箱根新道の山崎インターチェンジや東名高速道路の御殿場インターチェンジへのアクセスにも恵まれ、県道と主要な町道により、道路網を形成している。この主要幹線道路を中心としたバス路線網や箱根登山鉄道などの鉄道網、さらには、ケーブルカーやロープウェイの交通機関がある。

また、国際観光地という特性上、広域的な交通需要などの増大が見込まれていることから、既存の主要軸(東海道軸、御殿場軸、箱根湯河原リゾート軸)を充実させ、生活拠点の機能強化や回遊性のある交流ネットワークの形成、さらには、観光面や予想される大規模災害発生時の対応のための、新たな広域的交通網の整備・充実が図られている。

箱根旧街道へのアクセスに目を移すと、箱根湯本から箱根までの区間(東坂)は、一部が自然探勝歩道として整備されている。ハイキングコースとして大変ポピュラーで、高齢者から子供ま

で多くの人々に親しまれている。箱根湯本駅あるいは三枚橋（バス停あり）からスタートし、正眼寺、箱根観音（福寿院）、鎖雲寺を経て、畑宿、甘酒茶屋、箱根旧街道休憩所、箱根旧街道石畳、元箱根、箱根関所跡、箱根と辿る登り坂コース、道程約11～12km、約4時間から4時間半の所要時間で、旧街道の往時をしのぶことができる。県道732号と並走し、県道部分を歩行する部分もある。逆ルートでは、箱根より湯本を目指す下り坂コースとなる。

公共交通機関では、箱根湯本駅から箱根旧街道に沿う県道732号に箱根登山バス「箱根旧街道線」が運行されており、終着は「元箱根港」となっている。全区間乗車の所要時間は約35分である。途中、「旧街道石畳」という名称のバス停がある。

元箱根港から箱根関所、箱根峠を経て、箱根旧街道の西坂へ向かっては、東海バスの三島駅行き（国道1号）が運行されている。箱根旧街道杉並木の向坂地区へは、「芦川入口」が最寄りのバス停である。元箱根港から三島駅までのバス所要時間は約53分である。箱根～三島間の箱根旧街道西坂を歩くコースは、途中、日本百名城に数えられる山中城跡もあり、「三島夢街道コース」として知られている。現在の国道1号と重なる部分が数箇所ある。

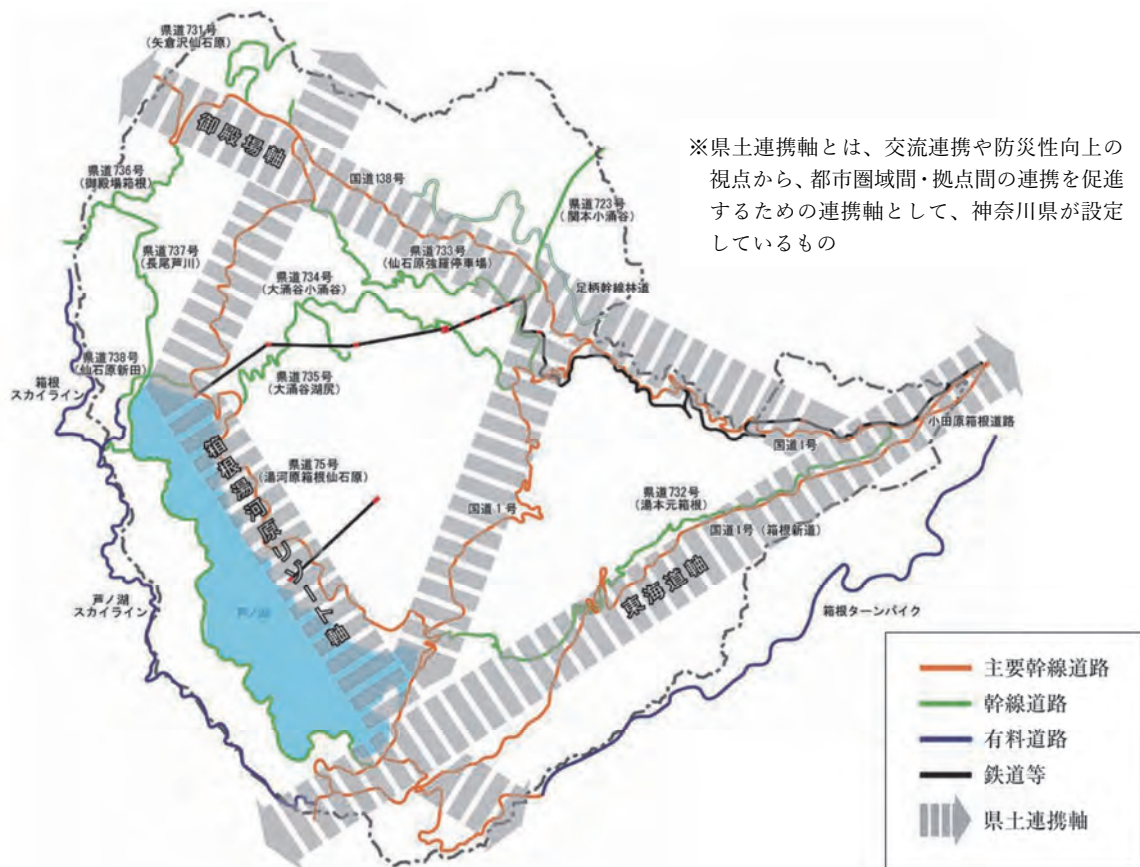


図8 主な交通施設現況図

出典：箱根町第三次都市計画マスタープラン

③産業・観光

箱根町は、山や湖沼で構成される富士箱根伊豆国立公園の優れた景勝及び火山の恩恵である泉質のよい豊かな温泉を有し、古くから温泉観光地として発展し、また、東京にも近いことから、首都圏居住者にとって最も身近な温泉リゾート地として浸透した。さらに、鉄道、船、ロープウェイなどの多様な交通機関の発展と乗継の利便性により、箱根山内を回遊する観光モデルルートが形成され、多くの観光客に親しまれている。これに加え、訪日旅行市場の成長に伴い、近年は首都圏から気軽に来訪できる温泉地として海外市場からも人気を博している。

本町の産業別就業者数（平成 22 年国勢調査）をみても、農業、林業などの第一次産業が 50 人（0.6%）、建設業、製造業等の第二次産業が 725 人（8.6%）、小売業、サービス業等の第三次産業が 7,400 人（87.4%）となっている。この第三次産業人口の多くは観光産業従事者となっており、また第二次産業についても、その多くが寄木細工などの箱根細工製造業であるため、観光に特化した就業形態であることが特徴で、観光業が本町の基幹産業であることは明らかである。

宿泊施設数は平成 22（2010）年に 486 軒であったものが平成 27（2015）年には 420 軒となり約 14%減少している。宿泊施設別にみると、旅館・ホテルの減少率が約 1%であるのに対し、寮・保養所の減少率が約 25%と寮・保養所の減少が顕著となっており、地域別にみると、宮城野地域、仙石原地域が他地域と比べて著しく減少しているが、これは、減少が顕著な寮・保養所が両地域に集中しているためである。

一方、観光客数の推移は、平成 26 年(2014) に約 2,120 万人であり、平成 17 年（2005）（約 1,890 万人）と比較し、約 11%増加している。

（ただし、平成 23 年（約 1,770 万人）は東日本大震災の影響、平成 27 年（約 1,740 万人）は大涌谷の噴火警戒レベルの引き上げにより観光客数が減少している）

こうした状況を踏まえ、箱根町自身が持つ地理的な特徴と優位性、文化性や産業、都市のなりわいという地域らしさを磨き上げ、国内外の観光客にとって高く評価される観光文化地区となることを目指し、その実現に向けた観光振興を進めていくための指針として、平成 30 年(2018)3 月に「第 2 次箱根町 HOT21 観光プラン基本計画」を策定した。この計画の期間は、箱根町第 6 次総合計画における構想期間と連動するものとし、2018 年度を初年度とし、2027 年度を目標年度とする 10 年間とされている。

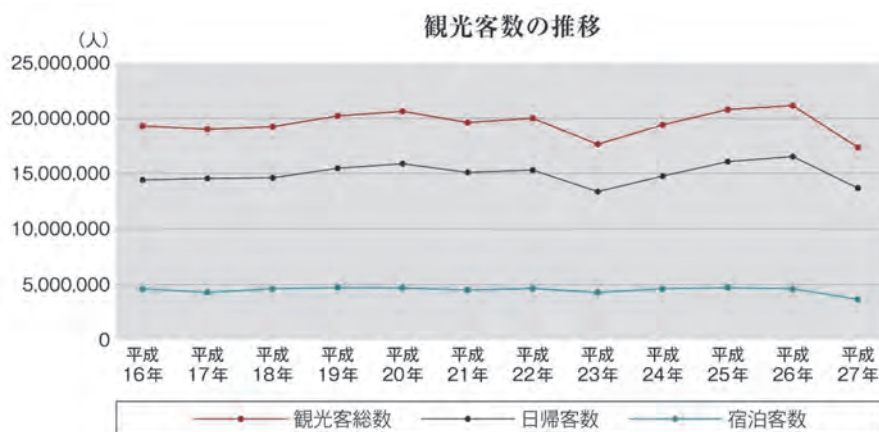


図 9 観光客数の推移

資料：各年統計はこね

④土地利用

土地利用は、自然的土地利用（農地、森林、原野、河川などに利用され、自然環境に配慮した土地利用）が約 8 割、都市的土地利用が約 2 割の割合となっている。

地目別にみると、宅地が 7.7%である他は、池沼、山林、原野などとなっており、自然的土地利用により多くが占められていることがわかる。

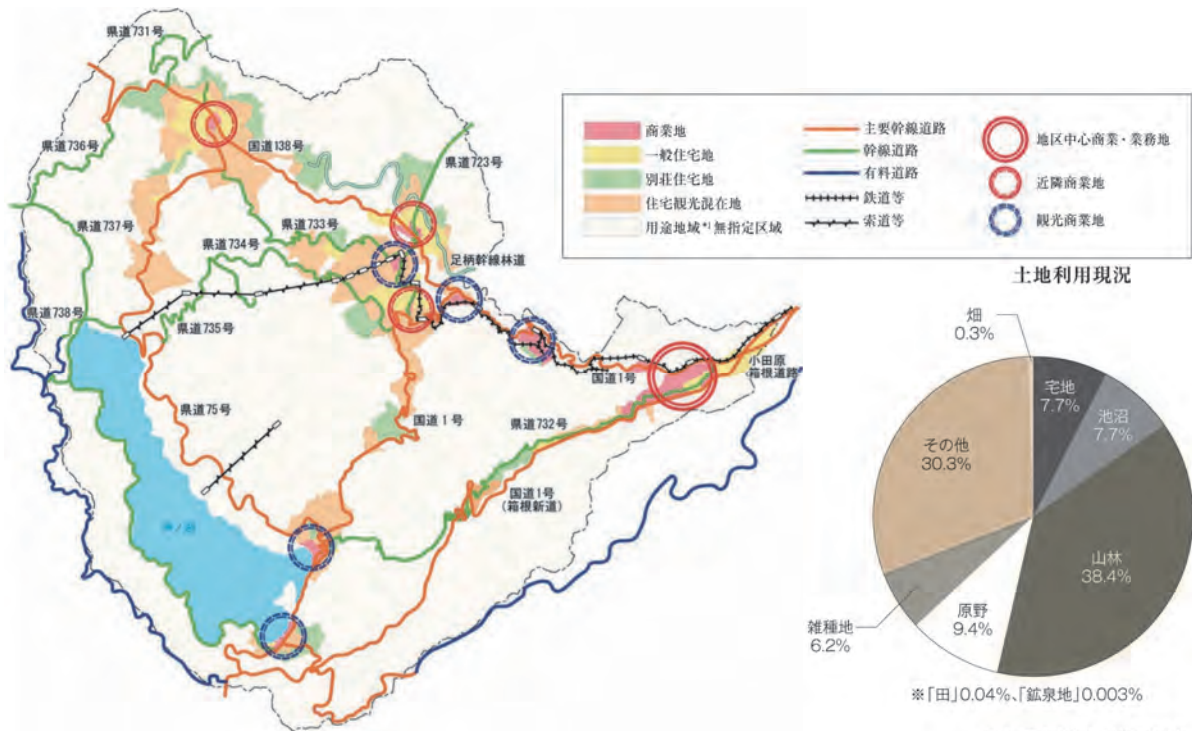


図 10 土地利用現況図

出典：箱根町第三次都市計画マスタープラン

⑤法規制

自然公園法、都市計画法、景観法、道路法、県屋外広告物条例

快適なまちづくりや良好な景観形成等のために、本町において、建築物や工作物の建築、開発等の行為を行う際には、様々な制限が設けられている。史跡の活用や整備の際に関連する代表的な法規制を挙げる。

◇文化財保護法（詳細は資料編参照）

- ・箱根旧街道は国の史跡に指定されており文化財保護法により保護措置が図られている。
- ・地域社会全体で文化財の継承を図るため、地域の文化財の総合的な保存活用の策定を行っている。
- ・個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直しが行われ、個別の文化財の保存活用計画の国の認定を受けることにより、国指定等文化財の現状変更等の手続の弾力化が図られる。

◇自然公園法

本町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園の区域に指定されている。国立公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、日本の景観を代表し世界的に誇りうる傑出した自然の風景地に指定されるもので、それらを保護するために、自然公園法により、風致景観維持のための様々な厳しい規制がされている。

自然公園法では、その優れた風景地を保護するため、地域の自然環境の実情に応じて、どのような保護や利用を行うか計画する「公園計画」を策定しており、「富士箱根伊豆国立公園箱根地域管理計画書」（昭和 60 年作成、平成 16 年改訂）は、箱根地域全体を対象とし、国立公園内の許可基準等について、より詳細に設定し、地域の特性に応じた風景地の保護を目指している。

国立公園内で行為を行う場合には自然公園法に基づく許可申請、届出が必要になることがある。自然公園法の区域区分(地種)でみると、金時山、神山、下二子山、須雲川上流など 489ha が特別保護地区に、町域の約 90%にあたる 8,286ha が特別地域に、471ha が普通地域に指定されている。

史跡箱根旧街道の指定地は、向坂地区・新谷町地区・吾妻嶽地区・ドンキン地区・二子山地区・畑宿山根地区西半分が第2種特別地域（特別地域 A 区域及び B 区域）、畑宿山根地区東半分・湯本茶屋地区が普通地域の範囲に該当している。

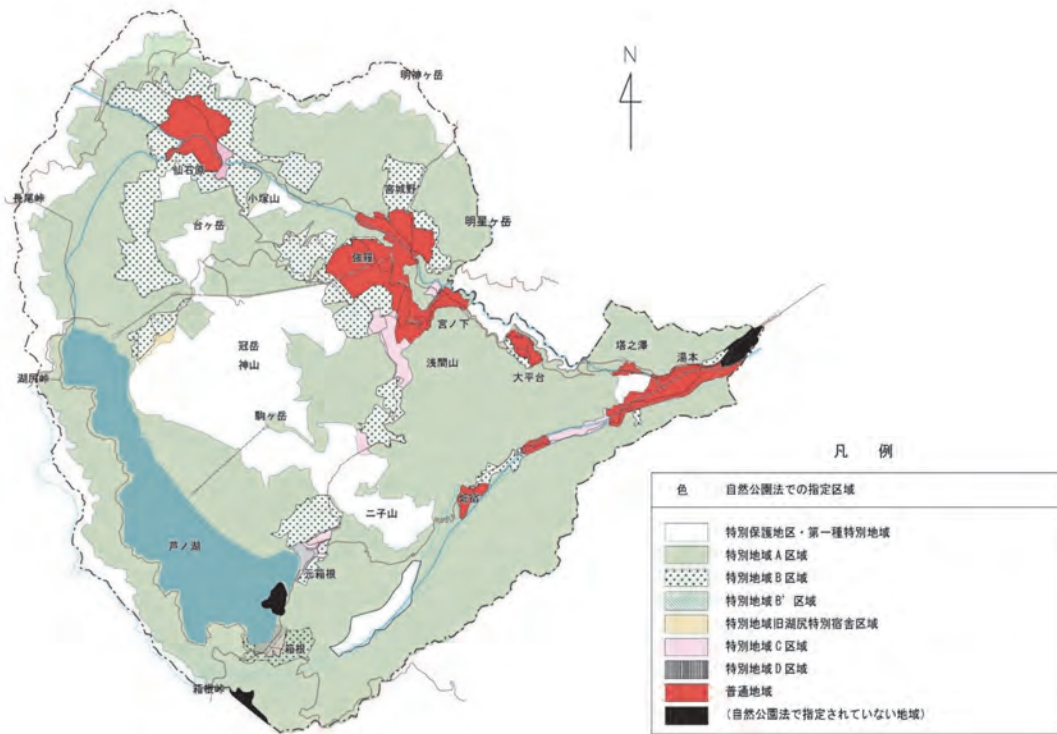


図 11 自然公園法の区域区分(地種)

出典：箱根町景観計画 平成 21 年 6 月

◇都市計画法

本町の都市計画区域は、まず、昭和 31 年(1956) 4 月 23 日に当時の湯本町(現：湯本地域)、そののち、昭和 46 年(1971)12 月 28 日に箱根町全域が指定され、現在 9,286ha となっている。

本町は、非線引き都市計画区域(市街化区域でも市街化調整区域でもない都市計画区域)であり区域区分は指定されていないが、町域内 1,412ha に対して用途地域の指定が行われており、第一種低層住居専用地域から商業地域まで 6 つの用途地域が指定され、用途地域指定面積の約 9 割が住居系、約 1 割が商業系となっている。

用途地域指定面積の約 7 割には特別用途地区が指定されており、中でも、第 2 種観光地区、第 3 種観光地区および特別工業地区は、既存用途の規制を緩和して、観光産業や地場産業の振興を図っている。

◇景観法(景観計画)

平成 16 年(2004)に成立した我が国で初の景観に関する総合的な法律が「景観法」である。この法は、「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する」ことを目的としている。

本町では、豊かな自然景観や個性豊かな街並み景観、雄大な眺望景観を維持し、今後も良好な景観を形成していくために、平成 21 年 6 月 1 日から景観法に基づく箱根町景観条例と景観計

画を施行した。景観計画の対象となる区域である景観計画区域は、箱根町全域（9,282ha）である。これにより、一定区域（届出対象区域）において一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設などを行うときは、あらかじめ町への届出が必要となった。

届出対象区域は、国立公園の区域以外の区域並びに国立公園の区域内の第2種特別地域（D区域に限る。）及び普通地域となっている。史跡指定地内には、国立公園の普通地域が存在する。

また、本町のなかで特に良好な景観形成を進めるべき地区を「景観重点地区」として位置づけている。景観重点地区は、今後、町民との合意形成を図りながら指定していくものであるが、史跡指定地が含まれる、湯本地域の旧街道地区、須雲川地区、畑宿地区、箱根地域の元箱根地区・箱根地区が指定候補区域とされている。

◇道路法

箱根旧街道指定範囲のうち、吾妻嶽地区及びドンキン地区杉並木が国道1号、新谷町地区が町道箱2号線、湯本茶屋地区が町道113号線の道路範囲に該当するため、道路法が適用される。道路としての管理は、国道部分については道路管理者である神奈川県（県西土木事務所小田原土木センター）、町道部分については箱根町（環境整備部都市整備課）と史跡の管理団体である箱根町（教育委員会生涯学習課）が連携して行っている。

◇神奈川県屋外広告物条例

本町の屋外広告物は、自然公園法と神奈川県屋外広告物条例によって規制されている。この条例により、「史跡、名勝、天然記念物に指定又は仮指定された地域」は、広告物の表示等が禁止される禁止区域となっている。

2. 史跡の概要

(1) 位置

国史跡箱根旧街道が所在する箱根町は、神奈川県南西部に位置し、東京から約80kmの距離にあり、北は南足柄市、東は小田原市、南は湯河原町、西は静岡県3市2町と接している。町面積の大部分は、高原と山岳地帯から成り、隣接の市町村とは地形的に隔てられている。

箱根旧街道は江戸時代に整備された旧東海道の一部であり、国指定史跡の範囲は、当箱根町と静岡県三島市および田方郡函南町とに分かれ、位置している。

箱根旧街道は、当箱根町においては町域の東南部を東側から南西方向に貫き、それは江戸と京を結ぶ大動脈東海道の一部であるだけでなく、険峻な地形であることから江戸幕府は防衛の要として、重要視した。



図12 箱根町の位置と箱根旧街道のルート

(2) 歴史

①箱根旧街道以前の箱根越えルート

箱根山は、約40万年にも及ぶ長い火山活動により、カルデラ地形をもつ複成火山と、その中央部に中央火口丘が形成された。この険峻で複雑な地形は、古代から東西をつなぐ交通路であった東海道における大きな障壁となり、その経路は時代によって環境や情勢の影響をうけ変化をした。

以下に、江戸時代以前に箱根越えに使用された主な道についての概略を述べ、この地域の交通上の位置づけについてまとめる。

◇古代の道—足柄道

律令制下では、都と各地方を結んで官道が整備され、駅制がしかれて沿道には駅が置かれた。箱根周辺では官道である東海道がちょうど箱根山を避けるように、外輪山のひとつ、金時山のさらに北側にあたる足柄峠越えのルート（以下「足柄路」）がとられ、この近辺では横走（現在の御殿場市）、坂本（現在の南足柄市関本付近）、小総（現在の小田原市国府津付近）に駅が置かれた。万葉集には、この足柄峠を越える際のものと思われる歌が収められており、その中には「足柄山」や「足柄の坂」などの名を見ることができる。

平安時代の初め、延暦21年(802)の富士山大噴火による砕石により、足柄路は通行が不可能となったため、朝廷は足柄路を廃止、新たに「筥荷途^{はこねみち}」を開いた。しかし、翌年には足柄路が復旧しふたたび官道として使用されるようになった（『日本紀略』）。この「筥荷途」のルートは不明であるが、いずれにせよ一時的な措置であったと思われる。足柄路にはその後、昌泰2年(899)に東山道の碓氷峠と共に関が置かれ、また寛仁4年(1020)には菅原孝標一行が帰京の際にこの足柄路を通過している（その時の様子は、孝標の娘が『更級日記』に記している）。

なお、江戸時代に箱根越えの道が東海道として整備されると、足柄路の一部は「矢倉沢往還」として東海道の脇往還、大山や富士山への参詣道として利用された。

◇中世の道—主要道は箱根路の湯坂路（尾根道）

平安時代末、源平争乱により平氏が滅亡し、征夷大將軍に任じられた源頼朝によって鎌倉幕府が成立した。鎌倉時代になると、文治4年(1188)以降、頼朝をはじめとする鎌倉幕府歴代將軍が、ゆかりある箱根権現、伊豆山権現、三島大社へ参詣する「二所詣」が行われるようになり（『吾妻鏡』ほか）、その参詣道として新たに箱根越えのルートが開かれた。そのルートは湯本から湯坂山、浅間山、鷹巣山といった前期中央火口丘の山々の尾根筋を通り、芦之湯を経て箱根権現が祀られる芦ノ湖畔に出、さらに箱根峠を越えて三島へと下るルートである（以下「湯坂路」）。

この湯坂路は、『吾妻鏡』治承4年(1180)8月24日条に、石橋山の合戦で敗れた北条時政父子が「筥根湯坂を経て、甲斐国に赴かんと欲す」とあることから、それ以前から使用されていたと考えられるが、本格的に整備されたのはやはり「二所詣」が行われるようになる鎌倉時代からである。

ただし、貞応2年(1223)に『海道記』の作者が鎌倉へ下った際には足柄路を通過しており、また承久の乱(承久3年・1221)においても、鎌倉幕府側は京都の後鳥羽上皇軍に対し、箱根と足柄で徹底抗戦を行おうとする案が一時出されるなど(結果的には京都へ攻め上ることとなるが)、湯坂路が開かれたといっても、足柄路も東西を結ぶ主要交通路として意識され、また利用されていた。

しかし足柄路に比べて距離が短いこともあって、次第にこの箱根越えのルートが盛んに利用されるようになっていった。鎌倉時代後期の弘安年間に鎌倉へ下った阿仏尼は「あしから山は道遠しとて」、湯坂路を選んで箱根山を越えたことは、そのことを物語っている（『十六夜日記』）。やがて、麓の湯本には休泊施設が整う宿が形成され（叡尊『関東往還記』ほか）、に室町時代には鎌

倉の寺社修理料に充てるため、沿道の湯本と芦川に関銭を徴収する関所が設けられたことからみて、この頃には東西を行き交う旅人の多くが湯坂路を利用するようになっていたことがわかる。

なお、弘安3年(1280)に湯坂路を越えて鎌倉へ下向した歌人・飛鳥井雅有は、その時の様子を「この山にぢごくとかやありて、死人つねに人にゆきあひて、故郷へことづけなどするよしあまたしるせり…」(『春の深山路』)と記している。近道とはいえ、やはり険峻な山道に加え、山中各地でまだ噴煙の吹き上がる様を呈した荒涼たる風景は、旅人に地獄を想起させ、鎌倉時代後期には、湯坂路の最高地点に近い精進池周辺が地藏信仰と霊地となり、多くの石仏・石塔が造立された。

②箱根旧街道の整備

◇ルートの変更

豊臣秀吉の死後、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、翌6年(1601)に全国統治に向けてまず江戸と各地を結ぶ街道の整備に着手した。まず天皇が住む京と将軍が住む江戸を結ぶ幹線道路である東海道に、宿駅(宿場)を設置し、伝馬制をしいた。幕府は慶長9年(1604)には、江戸日本橋を起点とした主要街道である五街道を定め、街道の幅員を規定するとともに、一里ごとに一里塚を設置し、街道沿いに並木を植えるなど、街道の整備を行った。

箱根山中は、五街道のうち江戸時代の主要街道であった東海道が通り、麓の小田原宿から、湯本、畑宿を経て箱根宿までが約4里、箱根宿から三島宿までが約4里と、箱根越えの距離が合わせて8里(約31.4km)だったことから、「東海道箱根八里」あるいは「箱根八里」とも呼ばれた。

このうち小田原宿から箱根宿間の東坂では、中世において主に利用された尾根筋を行く湯坂路に替えて、須雲川沿いの谷筋を行くルートに変更された。具体的には、江戸方面からくる旅人は、小田原宿から板橋村、風祭村、入生田村、後河原村を経て湯本村手前の三枚橋で早川を渡り、須雲川に沿って湯本茶屋、須雲川村、畑宿を経て芦ノ湖畔に出、箱根関所を通過した後、箱根宿を通り箱根峠となる。箱根峠を越えた後は西坂となり、山中新田、笹原新田、三ツ谷新田、市野山新田、塚原新田、谷田村、川原ヶ谷村を経て三島宿に至るルートをとっている。東坂が谷筋に付け替えられたのに対し、西坂は尾根上を通る。

この須雲川沿いのルートは、例えば建武2年(1335)の中先代の乱において、鎌倉へ進軍する足利尊氏軍が、箱根山中で芦川→大平下→湯本地蔵堂と合戦を繰り広げたことが記録にあり、そのルートが江戸時代の東海道と重なる可能性が高いこと、さらに天文19年(1550)の文書に、「畑」の住民たちが小田原北条氏によって諸役免除と「合器」(挽物細工による器)の製作・販売を許されたとあり、この「畑」が江戸時代に「間の宿」として栄えた畑宿と考えられることなどから、すでに江戸時代以前から利用されていたことは十分考えられる。しかし、当時は湯坂路が箱根越えの主要街道であって、この須雲川沿いの道が街道として本格的に整備されたのは、やはり江戸時代になってからと考えられる。

◇ルート変更の背景

一般的に山越えの道としては、その維持管理や通行の利便性から、日当たりが良く、展望がきく尾根道がふさわしいと考えられる。しかし、江戸時代となり、西坂が尾根道をルートとしたのに対し、東坂は、中世以来尾根筋の湯坂路が主要道として存在していたにもかかわらず、芦ノ湖畔の元箱根から湯本にかけて、条件の悪い須雲川沿いの谷筋に変更されている。これは、小田原宿～三島宿間の最短距離を結んだとも考えられるが、それ以上に徳川家康が箱根山を江戸防衛の最前線、重要地点と認識していたことと深く関わっていたと考えられる。西から江戸に攻め上がってくる軍勢に対して、三島から箱根峠までの西坂では、敵勢の動きが捉えやすい尾根道とし、箱根山から東坂を下り江戸に向けて進軍する敵に備えて追い込みやすい谷筋道とする、という防

衛戦略上の意図に基づくルート変更であったことは十分考えられる。もともと箱根山は、その険峻な地形から、先述の承久の乱にみられるように古くから西の攻撃に対する防衛の要として意識されており、室町期にもたびたび箱根山中が戦火にまみれている。こうした考え方は家康にも引き継がれた可能性は高く、箱根山中の芦ノ湖畔に箱根関所を設けたことともそのことと関係があるろう。

◇ルートの勾配

箱根旧街道は、水平方向では小田原宿から三島宿までの8里（約31.4km）の道程であるが、標高約10mの小田原宿から標高725mの箱根宿、さらに標高845mの箱根峠から標高約24mの三島宿へと、道程の垂直方向の変化が非常に激しい。この標高差が、箱根旧街道が東海道の難所とされた理由である。

勾配で見ると、ルート上では平均20%以上の区間が多く見られ、部分的には40%以上の勾配も見られる。現在の車道勾配が最大12%までであることを考えれば、その急勾配の度合いがわかる。

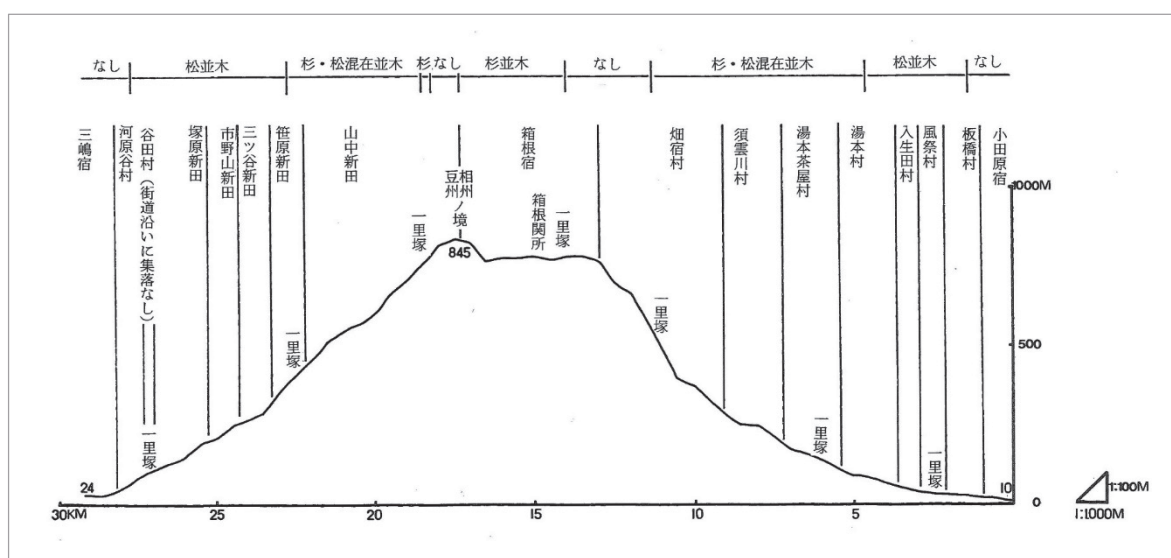


図13 箱根旧街道縦断面図 『箱根旧街道 石畳と杉並木』大和田公一・伊藤潤著（1997 神奈川新聞社刊）より

また、箱根旧街道では各所に坂の名前が付けられており、いかに急坂の連続であったかをうかがうことができる。『新編相模国風土記稿』に掲載されている坂の名を東坂から挙げてみると、急坂がはじまる湯本茶屋辺りから「観音坂」「葛原坂」と続き、須雲川村を過ぎると「女転シ坂」「割石坂」「大澤坂」、畑宿を過ぎるとさらに急勾配となり「西海子坂」「檜木坂」「猿滑坂」と続く。この辺りが東坂中で最も急で、「壁立するが如く」とある。やがて「追込坂」を過ぎるところに現在でも唯一残る甘酒茶屋があり、そこを過ぎると「於玉坂」「白水坂」「天ヶ石坂」と登りが続き、そこからようやく芦ノ湖へくだる「権現坂」（八町坂とも言う）となる。その後しばらく平坦地を進み、箱根関所、箱根宿を過ぎると再び「向坂」「赤石坂」「風越坂」「挾石坂」と登りが続き、ようやく相模・伊豆両国の国境となる箱根峠へと到達することになる。

ちなみに、西坂へ下る途中にも数々の坂の名がつけられている。箱根峠から順に「甲石坂」「石割坂」「大枯木坂」「小枯木坂」「願合寺坂」「上長坂（かみなり坂）」「下長坂（こわめし坂）」「大時雨坂（題目坂）」「白転坂」「愛宕坂」と続く。

◇東海道にかかる諸施設の整備

【一里塚】

江戸幕府による街道の諸施設整備の中で早い時期に行なわれたのが一里塚の設置と街道の両側への並木の植栽である（『徳川実記』「築一里塚街道左右植松」慶長9年・1604）。このうち一里

塚は日本橋を起点として、旅人の目印のため1里(約4km)ごとに設けられたもので、形状は土を盛り上げた塚で、大きさは5間(約9m)四方、高さは1丈(約1.7m)と定められた(ただし円形のものなどもあった)。本来は街道の両側に対で設置されるもので、塚には樹木が植えられることが多い。木陰は旅人にとって休憩する格好の場として利用され、また樹木の根が塚の崩壊を防ぐ役割があった。

東坂では、湯本茶屋(22里)、畑宿(23里)、葎原久保(24里)の3箇所を設置され、このうち畑宿一里塚のみ平成10年(1998)に復元された姿を見ることができる。塚は、斜面地にあるため、切土盛土をして平坦面を造り、塚内部に礫を積み上げ盛土し、周囲に直径が約30尺(9m)の円形になるよう石積を築いたものである。石積は、2~3段に積まれており、高低差の高い箱根旧街道石畳側は高い所で約1.5m、低いところで50cm程度である。

天保期の「東海道宿村大概帳」によればそれぞれの塚には次のような種目が植えられていた。

湯本茶屋	左右とも榎
畑宿	右は樅、左は槻(ケヤキ)
葎原久保	左右ともまゆみ

なお、西坂については、『東海道宿村大概帳』には山中新田(木立無し)、笹原新田(左右とも松)、河原谷村(左側で木立は榎)・谷田村(右側で木立は松)が記されている。山中新田と笹原新田の一里塚は、何れも現在南側のものだけが残っているが、河原谷村・谷田村の一里塚は江戸時代当時の塚が両側に現存しており、「錦田一里塚」として国史跡に指定されている(現在は国史跡「箱根旧街道」に統合)。南塚(左側)は約10.5m×10.2mの楕円形で、高さは約2.5m、北塚(右側)は約11.1m×9.7mの楕円形で高さは約2.5mとなっており、現在とともに榎が植えられているが、江戸時代には南は榎、北は赤松が植えられていた。

【並木】

街道沿いの並木も、一里塚と同じく慶長9年(1604)に、東海道をはじめとする諸国の街道の両側に松を植えさせたというのが始まりある(『徳川実紀』)。並木は、暑い夏には旅人に緑陰を与え、冬は吹き付ける風や雪から旅人を守るほか、風雨や日差しから道そのものを守る役割も果たしたが、街道の両側に植えられたことで、街道の範囲を明確化する目的もあったのではないかと考えられている。並木の維持管理については、たびたび沿道の村々へ御触が出されており、基本的には並木敷の小土手を築き立て、隣接する田畑との境界杭を立てておくこと、そして周辺の下草刈りを行うほか、立ち枯れなどの場合には根株ごと伐採して小苗木植立てを行うなどがあった。

並木は、『徳川実記』には「街道の左右に松を植しめらる」とあって、基本的には松であったと考えられるが、箱根山中の芦ノ湖畔周辺は杉並木となっている。近年行われた並木杉の年輪調査によると、これらの杉は『徳川実記』の記述にあるように江戸時代当初に植えられたのではなく、後年になってから植えられたものであることが判明しており、そのことから考えると、街道整備当初は松が植えられ、その後順次杉に切り替えられたことが推測される。おそらく芦ノ湖畔の冷涼で多湿な気候が、松よりも杉に適していたことによるのではないかと考えられている。

現在でも芦ノ湖畔には約400本の大木が聳え立ち、いずれも高さは30m以上、幹回りも太いもので5m以上のものがあって、昔ながらの東海道の雰囲気を残している。往時はこの間を旅人が通っていたが、明治期に車道整備が行われたことでこの並木に挟まれた間も車道となり、特に大正期以降に自動車時代を迎えると、昭和28年に現在の国道1号が杉並木の脇に整備されるまでの約50年間、ここを自動車が通行することとなり、結果として杉の生育に悪影響を及ぼすこととなったと言われている。

なお、箱根山中の並木のうち東坂のものは、明治37年(1904)に開通した宮ノ下から芦ノ湖畔に至る新道(現在の国道1号)の工事費の足しにするため、明治40年(1907)に湯本から畑宿周辺

に至る間の千本以上が伐採されており、そのうち 700 本以上が杉であった。あるいは杉並木の範囲も現在のように芦ノ湖畔のみならず、もっと広がった可能性がある。

【石畳】

箱根越えの道は急坂が続く東海道きっての難所であったが、同時に関東ローム層からなる土壌のために滑りやすく、かつ雨や雪が降ると脛までつかぬ泥道となって旅人を苦しめた。

このため、幕府はその対応として、まず街道周辺に繁茂する「ハコネダケ」を敷き詰めた「竹道」とすることとした。時期は不明であるが、西坂に関してはおそらく寛永期以降と考えられる。しかし「竹道」は、竹が腐食するため毎年その維持に多額の費用や人足が必要となり、その量は毎年竹 1 万 7~8 千本、人足述べ 3 千人、費用が約 130 両にも上る莫大なものであった。三島代官所が管轄する西坂側については、その夫役は奥伊豆の村々が負担をしていたことがわかっているが、東坂に関しては詳細が不明である。

そのため、幕府は「竹道」から「石道」へと変更する。この竹道から石畳道への整備については、幕府直轄領である西坂側の記録が残っており、これによれば、延宝 8 年 (1680) に 2 間 (約 3.6m) 幅で約 10km にわたる区間について、1,406 両をかけて石道への敷き替えが実施されたことがわかる (『三島宿方諸事録』)。これは西坂のうち、三島宿と新田五ヶ村を除く区間で石畳の道となったことを示している。なお、これにより、それまで竹道の維持管理を割り当てられていた奥伊豆の村々では、代わりに 1 年百両ずつを 10 年間、合計千両の金銭的負担 (石道金) が課されることとなった (『奥伊豆組々石高覚』)。この石畳金は、石畳道の維持管理に充てることが目的であったが、やがて三島・箱根の宿場経営などの補填として支出されるようになり、石道の維持・改修には僅少な額しか支出されなかった。そのため石畳の修復費用は不足し、荒れた石畳を放置する原因となっていたという。

現在、西坂の石畳は静岡県田方郡函南町と静岡県三島市にわたって随所に現存する。函南町内では、600m ほど連続して石畳が残っている石割坂と当時の街道の風情が残る区間約 1.9km の区間と山中一里塚の 2 箇所が平成 16 年に史跡箱根旧街道に追加指定されている。石割坂地区の石畳は皇女和宮が江戸の徳川将軍家のもとへ降嫁するにあたって、文久元年 (1861) に大改修を行ったときの石畳だと伝えられている。また函南町より西側は三島市の市域となり、7 地区 (願合寺地区、腰巻地区、浅間平地区、上長坂地区、笹原地区、白転坂地区、箱根松並木) に石畳が現存し、延長 2.89km が平成 16 年に追加指定されている。

西坂の石畳に使用されていた石材の大部分は安山岩で、街道周辺の来光川等の沢筋から運んできたものと推定されている。

これに対し、小田原藩が管轄する東坂の石畳敷設に関しては、残念ながら詳しい史料は発見されていない。韮山の江川家文書の天保 5 年 (1835) 「御用留」の一節にある「箱根坂道之儀御二付申上候書付」から、寛政年間 (1789~1801) 以前にその存在を確認することができるが、敷設年代を確定するには至っていない。

なお、東坂で使用された石についての直接の史料はないが、『箱根御関所日記書抜』寛政元年 9 月 3 日の項に二子山からの石の切り出しについての記事があり、二子山から大規模な石の採取が行われていたこと、石質も石畳に使用されたものと同じであることから、石畳の石は二子山からの切り出しによるものであると考えられる。したがって、採取地は西坂と東坂では異なっていた。

東坂では、江戸時代を通じて地震や水害などの自然災害による補修や改修、道の付け替えなどがたびたび行われていたことが諸資料から確認されている。例えば湯本茶屋の集落を過ぎ、猿沢を渡り、箱根観音の裏手で県道に合流する約 300m の区間では、元禄 16 年 (1703) に発生した大地震による崩落をはじめ、天明元年 (1781)、文化 9 年 (1812)、文政 7 年 (1824) に大きな被害を生じ、ルート変更やそれに伴う補修工事などがたびたび行われたことが史料に見える。この一例をとっ

ても、いかに悪条件下の道筋であったか、またこの道を往来する人にとっても、大変な苦勞であったことが分かる。さらに文久元年から2年(1861-1862)にかけては、翌年の文久3年(1863)の將軍家茂の上洛に向けて石畳道の大改修が実施されたことが記録に残っている。

後述するように、このようにして維持されてきた石畳も、近代以降は関東大震災や北伊豆地震によって一部が埋没や崩壊し、さらにその後の車道整備によって石畳道が車道化したことなどによって、その多くが姿を消してしまった。その結果、現在東坂で現存している区間は、湯本茶屋地区、畑宿地区、箱根ドンキン地区、箱根吾妻嶽地区、箱根新谷町地区、箱根向坂地区に延約3 kmほどである。しかし近年では、発掘調査によって、これまで埋没してしまった石畳も状況が明らかになりつつある。今後の整備が待たれるところである。

【宿場】〔箱根宿〕

江戸から10番目の宿場となる箱根宿は、徳川家康が慶長6年(1601)に「伝馬朱印状」や「伝馬之定書」を下付した宿場ではなかった。宿の成立年に関しては当時の資料がなく、後年の資料に元和4年(1618)とある。いずれにしても東海道の他の宿場よりも遅い成立である。

箱根宿が遅れて設置された理由は、「関西の諸大名が参勤交代の際に、箱根越えの険しさに難儀したため、途中で宿場の設置を求めたことによる」(『新編相模国風土記稿』)、あるいは「小田原、三島両宿場から、宿場間の距離が長く馬の継立に困難であるから設置を願い出たため」(「箱根小田原町明細帳」)など諸説あるが、いずれにしても小田原宿と三島宿の間の距離が8里(=約31.4 km)と、他の宿場間に比べて特に長く、しかも箱根山越えが急峻な地形であったため、その便宜を図るためというのが最大の理由であって、そのためちょうど中間点に近い芦ノ湖畔がその立地に選ばれたと考えられる。

なお、設置にあたっては、当初箱根権現の門前町が候補地となったが、住民が本陣の提供を拒んだため、当時まだ未開発であった芦ノ湖畔の現在地に設置したと言われている。なお、箱根宿設置に伴い、箱根権現の門前町は「本箱根」「元箱根」と称するようになったという。

宿場の設置に当たっては、小田原宿と三島宿からそれぞれ50人(50軒ともいわれる)移転させて宿場を形成したという。それゆえ宿場の東側半分は小田原町、西側半分は三島町と呼ばれ、小田原町は小田原藩が管轄し、三島町は三島代官所(宝暦期以降は韭山代官所)が管轄する天領(幕府領)であったため、1つの宿場の中に2人の領主を持つ相給^{あいきゆう}という宿場としては特殊な統治体制がとられた(相給の宿場は、東海道の中では箱根宿のみである)。

その後、時代が下るに従い東海道に沿って宿の範囲は広がり、やがて東から新屋(谷)町、箱根関所を越えて新町、小田原町、三島町、芦川町の5町で構成されるようになった。江戸後期天保年間の『東海道宿村大概帳』によれば家数197軒、そのうち本陣6、脇本陣1、旅籠屋36と記されている。本陣・脇本陣はいずれも小田原町、三島町に位置している。また宿駅の機能を円滑に進める問屋場も小田原町、三島町にそれぞれ1軒ずつ設けられ、交代で務めていた。

現在は当時の宿場の面影はだいぶ薄らいでしまったが、街中を通る国道1号の直線は当時の街道の姿を残している。幕末期に撮影された箱根宿の姿を見ると、江戸時代にはこの街道に沿って両側に家が建ち並び、その中心地には、湖側に5軒(小田原町3軒、三島町2軒)、山側に1軒の本陣(参勤交代の大名・公家・幕府役人などが宿泊した)と山側に1軒脇本陣(本陣の予備宿泊



江戸時代の箱根宿の面影を残す大正時代の箱根町

施設)が位置していた。また小田原町と三島町の境となる宿場の中間点山側には、当初「御殿地」が設置されていた(御殿地は、本陣ができる前の将軍や諸大名の休泊施設で、江戸時代中頃には廃止)。

宿場は、宿駅とも呼ばれ、もともとは公用荷物の宿継ぎ輸送のため伝馬の確保と宿継ぎが義務付けられていた(伝馬制度)。東海道の各宿駅には慶長6年の段階で36疋の伝馬が義務付けられたが、寛永15年(1638)にはさらに100疋の伝馬と100人の伝馬人足の常置が義務付けられた。しかし、箱根宿の場合には、標高725mの高所に位置しており、気候条件が厳しく耕地もほとんどない「山上無高」という厳しい条件下で新設されたため、宿継人足については御状箱、御用物以外は免除とされ、それ以外は小田原・三島両宿の継立人足が箱根宿を継ぎ通して行かなければならなかった。ただし、伝馬100疋については小田原町・三島町それぞれ50軒の役屋が決められ、半役ずつこれを負担した。江戸時代中期以降は、東海道総ての宿場が、100疋のうち20疋が急御用などへの対応のため困り置くことが認められ、伝馬常置義務は80疋となったが、箱根宿の場合は40疋のみ宿内持ち立てとし、残りは湯本村などから雇い上げとした。

宿民たちのほとんどは、こうした義務的労役のほか、旅籠屋や山稼ぎ、あるいは飛脚などの運輸関係の仕事に従事しており、これらの人々の働きで街道や宿場機能が維持されていた。また幕府も保護政策として箱根宿全体の税を免除するという特権を与えており、箱根宿はこうした宿駅制度の中で保たれていたと言える。

したがって、江戸幕府が倒れ、明治時代になり宿駅制度が廃止されると、その経済的基盤を失ったことで急速に衰退した。江戸時代後期には約200軒を数えた家数も、明治20年には約100軒と半減し、さらに明治22年(1889)の東海道線開通が追い打ちをかけ、旧東海道を通る人も少なくなるなど、宿場としては決定的な打撃となった。しかしその一方で、明治期になって来日した外国人たちが、芦ノ湖や富士山などの景色や避暑に適した気候などからこの地を避暑地として注目するようになり、やがて夏には多くの外国人たちが、旧本陣や旅籠だった建物を借り上げてひと夏を滞在して過ごすようになるなど、箱根宿は外国人に人気の避暑保養地として、新たに国際的なリゾートとして生まれ変わった。

【関所】

街道一の難所と言われた箱根山中に設置された箱根関所は、江戸幕府が全国に設置した53ヶ所あまりの関所の中でも、「重キ関所」として、同じ東海道の新居、中山道の碓氷、木曾福島と並んで規模も大きく、重要視された関所であった。箱根関所が重要視されたのは、ひとつには江戸と京都・大坂を結ぶ最重要交通路である東海道上に位置していたこと、もうひとつは先述したように、早くから箱根山が江戸幕府にとっての西側の防衛ラインとして早くから認識されていたことが挙げられる。

そのため、江戸を守るための軍事的要害として、またその後は治安維持のための警察的機能を果たすためにはまさに適所であり、幕府はそのために箱根関所を中心に南に根府川(小田原市)、北は仙石原(箱根町)、矢倉沢(南足柄市)、川村・谷峨(共に山北町)にも脇関所を設置し、それらを結んだラインを江戸防衛のために重要視したのである。

箱根関所が置かれた芦ノ湖畔は、難所箱根八里にあって、芦ノ湖と屏風山に挟まれた狭隘地であり、旅人の取締りに適した場所であった。この場所に関所が設置された年を示す同時代の資料



図14 箱根をめぐる6つの関所

はないが、例えば『箱根御関所日記書抜』の元文4年（1739）の記述や、『東海道箱根宿関所資料集』に収められた文化7年（1810）の須田家文書の記述から、箱根宿が設置された翌年の元和5年（1619）と考えられる。ただし、それ以前の慶長年間にすでに箱根山中に関所が設けられてい

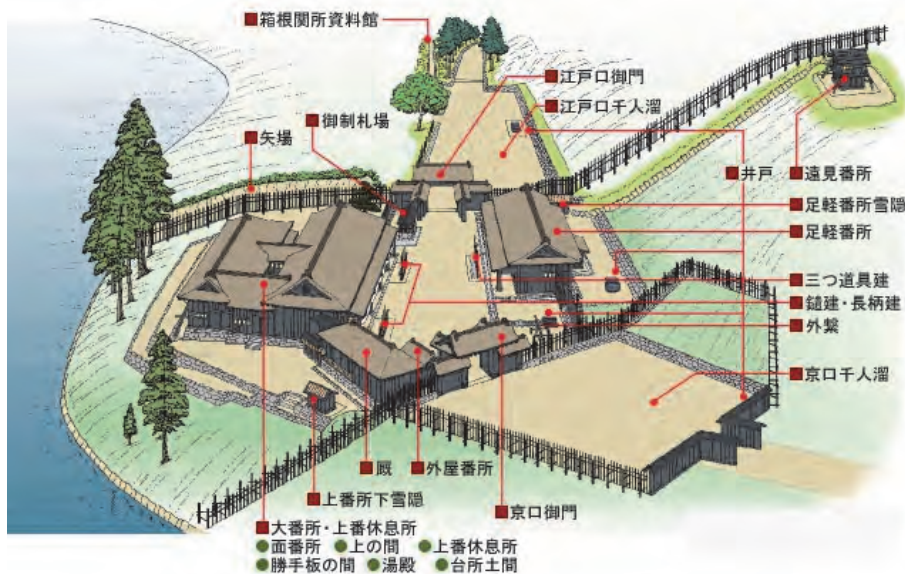


図 15 箱根関所見取り図

たこと、慶長年間に置かれ他関所が他にもみられることなどから、箱根山中への関所の設置は慶長年間と考えられ、その場所は先の須田家文書の記述や『新編相模国風土記稿』の記述などから、箱根権現の門前である「字ヲカマ」にあったと推定される。したがって、元和5年は、現在地への移転年と考えてよさそうである。

箱根関所は基本的に三つの番所で構成されている。湖側から関所の役人が詰めて旅人の改めを行う大番所・上番休息所、旅人が通る中央の東海道を挟んで山側に足軽番所、そして背後の屏風山中腹には芦ノ湖を監視する遠見番所である。大番所には通りに面して関所役人が改めを行う面番所や、弓矢や鉄砲などの武器と共に番頭、横目付が詰める上の間が並んでいた。

これらの施設を囲むように江戸口、京口それぞれに御門が建てられ、その両側（湖側と山側）には木柵が廻らされており、狭隘な地形を活かして効果的に旅人の改めができるよう配置されていた。

箱根関所は、江戸時代を通じて「出女」を中心とする旅人の改めを行うなど、その機能を果たしてきたが、明治2年（1869）の関所制度廃止によりその役目を終え、建物をはじめとする諸施設はまもなく取り壊された。その跡地は、明治以降、箱根全体が観光地化していく中で、箱根旧街道と共にその代表的な名所として知られるようになった。さらに大正11年（1922）3月8日には「箱根関跡」の名で史蹟名勝天然紀年記念物保存法に基づく国史蹟に指定され、同14年には箱根町（旧）が管理団体に指定され、史蹟の保護体制も整えられた（箱根町が他の町村と合併して現在の箱根町が誕生した昭和31年以降は、現在の箱根町が管理団体を引き継いでいる）。

やがて、昭和40年（1965）には、箱根町が足軽番所の位置に番所の建物を再現し、併せて箱根関所資料館も併設して観光施設「箱根関所」がオープンし、一躍箱根の観光名所となった。



復元整備された関所

昭和 58 年(1983)には、江戸時代末期に行われた箱根関所の解体修理の詳細な報告書である『相州箱根御関所御修復出来形帳』が、静岡県韮山町（現伊豆の国市）の江川家文書から発見され、当時の箱根関所の建物や構造物などの全貌が明らかになったことから、箱根町ではこの資料に基づく関所諸施設の完全復元と、史跡周辺の歴史的環境復元をコンセプトに、平成 19 年(2007)春の完成をめざして史跡箱根関跡の保存整備事業を行った。

平成 11 年度から平成 13 年度にかけて、箱根関所の跡地一帯の発掘調査を行ない、資料との整合性や遺構の残存状況の確認を行った上で、大番所・上番休息所、厩、雪隠、京口御門などの建物や生垣、石段などの構造物の復元を行ない、平成 16 年(2004)4 月から、これらの建物の公開を始めた。引き続き平成 16 年度からは屏風山側の整備を進め、遠見番所や足軽番所、江戸口御門や足軽番所雪隠、京口御門から芦ノ湖へと続く石垣や京口千人溜斜面の石垣の復元工事を行ない、さらに周辺環境整備として電線類の地中化の準備や杉並木の保全を行ない、平成 19 年春の全面公開に至った。

【間の村・立場】

宿と宿の間にある村を「間の村」という。東坂では湯本、湯本茶屋、須雲川村、畑宿村を指す。湯本茶屋と須雲川村は、もともと湯本村に属していたが、寛永 10 年(1633)に独立・分離して新たに村として取り立てられたものである。これらの「間の村」は、絵図などを見ると街道に沿って左右対称に楕形状に家屋が建ち並び、あたかも宿場の規模を小さくしたような景観をとる場合がほとんどである。

街道沿いに位置するこれら「間の村」には、東海道の維持管理や、通行者への物資や労力の提供などが義務付けられていて、例えば東海道の修理や維持作業への人足の提供、伝馬や飛脚、あるいは関所役人からの使者などへの松明の提供、箱根関所足軽衆の月替わりの交代の際の人足提供などがあった。「間の村」は街道維持や通行に必要な機能を有していたと言える。

その一方で、「間の村」に住む人々は旅人の休憩のための茶屋を営んだり、あるいは僅かな田畑での耕作、あるいは人足などに従事したりして生計を立てており、箱根山中の場合にはさらに挽物細工や指物細工などの箱根細工の生産や販売が加わる場合が多かった。「間の村」は宿泊や食事の提供を伴う休憩は禁じられていたが、実際には参勤交代の大名が昼休、あるいは宿泊する「茶屋」もあり、旅人にとっては欠かせない存在であった。中でも畑宿の「茗荷屋」は有名で、その瀟洒な建物の店先で旅人が賑わう様子は浮世絵にも描かれるほどであった。

また、「間の村」よりも小規模であるが、人足や駕籠かきの休憩施設として設けられた施設に「立場」があり、茶屋や売店が設けられていて、馬や駕籠の継立を行なうこともあった。東坂では湯本、湯本茶屋、須雲川、畑宿に立場が置かれた（『東海道宿村大概帳』）。

【甘酒小屋と施行所】

急坂が続く難所箱根越えの沿道には、こうした「間の村」の茶屋以外にも、往来の人馬が休憩できる甘酒小屋が設置されていた。

文政年間に編纂された『東海道分間延絵図』には、東坂に次の 9ヶ所に 13 軒の甘酒小屋が描かれている。

- ①観音坂上 ②字二ノ塔土橋手前 ③榎木坂上 ④猿滑坂上 ⑤追込坂下 ⑥大平（4 軒）
- ⑦天ヶ石坂上 ⑧六道地藏への分岐点 ⑨箱根権現への分岐点

このうち、「大平」のあった甘酒茶屋の内 1 軒が、現在も営業されている甘酒茶屋である。畑宿と箱根宿のちょうど中ほどで、旅人が一休みするのに適当な場所にあり、江戸時代より変わらない製法の甘酒が現在も名物となっている。

また、この甘酒小屋以外にも旅をする人馬へ粥や飼葉を施す「施行所」あるいは「接待茶屋」があり、この施行所は、文政 5 年(1822)に江戸の町人と兵衛が、箱根権現別当からの依頼を受

け、畑宿から須雲川・湯本間に施行所を設置したい旨の願書を提出したもので、同7年には西坂にも1ヶ所設置を追加で願い出ている。これらの願書は同7年に許可が下り、東坂では畑宿下の割石平に、西坂では山中新田一里塚前にそれぞれ設置された。これらの施設では約30年間にわたり旅人に無料で粥や焚火、飼葉を提供したが、やがて安政年間にはいずれも幕を閉じた。その後明治時代に西坂の接待茶屋は下総国性理教会により再興され、昭和45年(1970)まで峠を越える旅人に無料で湯茶の接待を行った。

③街道を往来する人とモノ

東海道は、東国と西国を結ぶ幹線道として江戸幕府が管理整備し、参勤交代の大名や幕府の公用で旅をする人、社寺詣での庶民が行き交い、また近隣の村人の生活道としても利用された。飛脚とともに書状や物品・荷物の輸送、年貢米の運搬など、石畳や杉並木の街道には多くの人、モノが行き交った。

◇参勤交代と大名行列

【概要】

街道をゆく公用の旅でその規模や頻度の点で代表するのが、寛永12年(1635)の武家諸法度の改定により制度化された大名の参勤交代の旅、いわゆる大名行列である。当初は、全大名ではなく外様大名が対象であったが、同19年(1642)には、親藩大名や譜代大名にも義務付けられた。諸大名は原則として、一年間江戸の藩邸で暮らし、その翌年には国もとに帰り一年間生活した。江戸参勤や帰国の期日、その経路も幕府により定められており、譜代大名は毎年6月あるいは8月に、外様大名は4月に江戸参勤を行った。参勤は全部の大名が一度にするわけではなく、おおよそ半分の大名が江戸にいるあいだは、もう半分は国もとにいるというように振り分けられていた。ただし、江戸在府期間が長い徳川御三家(水戸家は江戸常府、徳川三卿家も参勤交代の対象外)や幕府要職に就く譜代大名は参勤交代の対象外である。また対馬藩や松前藩などのように期日、期間の例外もあった。

【大名行列の規模】

参勤交代の大名行列は幕府によって人数が定められており、時代によって多少異なるが、享保6年(1721)に出された幕府指針によると、10万石の藩においては、騎馬の武士10騎、足軽80人、中間(人足)140~150人の合計230人余りとされたが、102万石の加賀藩では多いときには4,000人に達したという。徳川御三家の紀州家はそれ以上で、多くの民衆が見物に訪れるほどの大行列であった。

行列には多くの直属の家臣や足軽が従っていたが、経費節約のため業者から派遣され臨時に雇われた人足(通日雇)が多くを占めていた。特に江戸入りや国入りに際しては、行列を華やかにするため増員がなされた。

また、大名の食事を作るための料理道具や米、飲料水や塩、醤油などの調味料をはじめ、日用品や中には大名専用の風呂釜やトイレなども持ち運んだ。このほか囲碁や将棋などの娯楽品や鷹狩りの鷹なども携行した。

【大名行列の速度】

移動時間や速度は各藩によってまちまちであるが、経費節約もあり、予め幕府へ届出した期日までに江戸に到着しなければならなかった。行列の行進は、宿場等では伝馬等への荷の積み替えもあり、威儀を正しゆっくりと行進したが、平均で1日10里(約39.3km)、橋がない大きな河川の川留めなどで旅程が遅れた場合は50km近くの移動になることもあった。極端な例では、寛永20年(1643)の前田家4代目光高が嫡男誕生直後に行った参勤で、約120里(約472km)の行程(通常の旅人が12泊13日で行く道程)を6泊7日で移動したという記録がある。

【旅装】

大名行列には、錦絵などに見られる意義を正した礼装の行列（本御行列）と、規模も小さく旅姿の略装である行列（御道中御行列）があった。道中は、箱根八里や大井川のような坂道、難所があり、すべての道程で整然とした隊列を組んでいたわけではない。服装も、自国領内や大きな宿場においては、民衆に威厳を示すため立派な服装をしたが、城下や自国を離れた場合は旅行に適した服装に着替えた。また江戸入りに際しても、大名の威光を江戸の人々に表すために同様に服装を整えた。

行程では他家の領地を通過することになるが、通過される側も道や橋を掃除したり進物を送ったりし、また通過する大名も使者を遣わしそれに返礼したりして互いに気を遣い合った。

【宿泊】

参勤交代の大名行列は、街道の宿場に休泊した。特に大名は本陣と呼ばれる専用の宿泊施設を利用し、常に護衛の者がついて警護にあたった。本陣は大名や旗本、幕府役人、勅使などの宿泊所として利用され、一般の旅人が宿泊することはできなかった。したがって格式も高く、主人は名字帯刀を許され、建物も門や玄関、上段の間を設けることができるなどの特権が認められた。

箱根山中にある箱根宿では大名行列は主に昼休で利用したが（宿泊は全体の1～2割程度）、東海道を利用する約150の大名は、6軒ある本陣をそれぞれ定宿として利用した。大名以外の武士たちは宿場内の他の旅籠など分宿して休泊した。また箱根山中では「間の村」の畑宿でも名主家でもある「茗荷屋」で休憩をとる場合もあった。

【その終焉】

19世紀後半、ペリーなどの欧米列強の日本接近を契機として、幕藩体制が動揺していった。特にいわゆる五か国条約（英、米、仏、露、蘭の5か国との修好通商条約）締結前後から続く、尊王攘夷運動の激化や、将軍後嗣問題をめぐる政治的な混乱、安政の大獄から桜田門外の変による幕府權威の失墜などの国内情勢の混沌とした情勢を背景に、いわば非常時体制に対応するために文久2年（1861）年に幕府改革が行われ、その中で参勤交代制度も大きく変更された。

その変更内容は、①それまで隔年交代制だった参勤交代を3年に1度とする。②江戸在留期間を100日とする。③大名の妻子の国元帰国を許可する、というもので、それまでの幕藩体制の根本的な変革であった。これにより、幕府の権力の低下が明らかとなった。

さらに翌文久3年の家茂上洛により、幕閣の首脳や幕臣も京都に移り、諸大名も江戸に参府せず、国もとか京都にすることが多くなったため、参勤交代はその実体を失い、自然消滅の道をたどることとなり、慶応3年（1867）の大政奉還によって、完全にその生命を終えた。

翌4年には江戸が東京と改められ、9月に元号も明治に改められた。そして大名行列に代わって明治天皇の東京行幸が行われ、京都から東海道を經由して、10月13日に天皇は初めて江戸城（この時東京城に改められる）に入った。天皇は年内に京都へ戻ったが、翌2年に東京へ再幸、東京城に入るところを「皇城」とし、以後東京を拠点とした。その後行政機関は次々と東京へ移転、4年には完全に首都機能が東京へ移行した。

この明治天皇の東幸は、その規模や華やかさから東海道沿道の人々に強い印象を残した。なお、二度にわたるこの東幸の折、天皇は箱根旧街道の畑宿で小休憩をとっており、現在畑宿茗荷屋前には明治天皇駐蹕之趾が残っている。

◇東海道を行く様々な旅人

【さまざまな行列】

江戸時代には、大名行列以外にもさまざまな行列が通過していった。

長崎出島に設けられたオランダ商館の商館長も毎年の江戸参府が義務付けられていた。このオランダ商館長の参勤（加比丹行列）に同行したひとりに、ドイツ人で医師のケンベルがいる。彼



東海道箱根山中図（五雲亭貞秀著）文久3年（1863）箱根町郷土資料館所蔵

は元禄3年(1690)に来日し、元禄4年、5年と二度の参府を経験し、帰国後にその時の見聞をまとめて『日本誌』を著した。特に江戸への参府をまとめた紀行では、街道（東海道）で目にした様々な出来事や人々、大名行列の様子などを書き記し、特に世界で初めて箱根の美しさや箱根の植物(ハコネグサ)を世界に紹介した。

また、徳川将軍の代替りなどの祝賀などのために朝鮮から派遣された朝鮮通信使や、琉球国から派遣された琉球施設なども、東海道をゆく大行列のひとつである。朝鮮通信使は江戸時代を通じて12回の来日を数え、その一行は正使や副使をはじめとして総勢400～500人にも及び、両国間の学問や文化の交流を深めるうえで大きな役割を果たした。また琉球施設も江戸時代を通じて20回を数えた。

こうした外交儀礼によるもののほかにも、ベトナムから長崎へ渡来し八代将軍吉宗に献上されることになる象に至るまで、さまざまな行列が数多く東海道箱根八里を越えて行った。東海道は江戸時代にも日本の大動脈として、多くの往来で活気ある街道であった。

◇庶民の旅

江戸時代、特に中後期に入ると、武士たちのいわゆる公用の旅に加え、次第に庶民の旅や商用の往来も盛んになり、経済活動も活発になっていった。特に庶民の旅は伊勢参詣をはじめとする寺社参詣が圧倒的に多く、西国三十三ヶ所や四国八十八ヶ所のほか、金刀比羅宮や安芸宮島まで足を延ばす例も見られた。さらに温泉（湯治）や各地の名所旧跡などをめぐる物見遊山の旅などさまざまな目的での旅も増加し、また薬売りの旅、渡世人の旅、芸人たちの旅など、さまざまな人々も街道を往来した。江戸時代後期の戯作者、十返舎一九の代表作「東海道中膝栗毛」は、伊勢詣でに出かけた主人公の弥次郎兵衛と喜多八の二人が、東海道を江戸から京、大坂と旅する様子を描き出した道中記として有名である。

街道をゆく人々が増えることで、街道沿いの村々にもぎやかさを増していった。箱根では湯本や湯本茶屋、畑宿などの間の村では茶屋が開かれ、また地場産業である箱根細工も店頭で売られ、街道土産として人気が高まった。さらに東海道をそれて箱根七湯を訪れる旅人も増え、立ち寄り湯をはじめとする、湯治にとどまらないさまざまな温泉利用客が増加し、湯治場としての形態を変えていった。庶民の旅の増加は、また街道沿いの村々や温泉場に大きな影響を与えていった。

◇モノ－飛脚・伝馬の継ぎ立て

街道は、人だけでなく、「モノ」も往来する。特に江戸が大都市に成長する中で、全国各地と江戸を間では多くの物資が流通し、陸路では街道がそれを支えた。

幕府公用の物資の輸送については、幕府は街道に伝馬制度をしき、宿駅に設置を義務付けられた人足や馬を使って継ぎ立てて運んだ。東海道の各宿駅には慶長6年の段階で36疋の伝馬が義務付けられたが、寛永15年(1638)には100疋の伝馬と100人の伝馬人足の常置が義務付けられた。しかし、先述したように、箱根宿では宿継人足については御状箱、御用物以外は免除されていたため、隣宿の小田原宿、三島宿の人足が箱根宿を継ぎ通した。伝馬100疋については小田原町・三島町それぞれ50軒の役屋が決められ、半役ずつこれを負担した。なお、伝馬は公用のみに限られていたが、後には駄賃馬として、駄賃を払えば誰でも利用できるようになった。

このほかにも、各藩がおもに国もとと江戸藩邸を結んで走らせた大名飛脚、一般の武士や庶民が利用した飛脚屋などがあり、街道の物資の運搬は盛んとなっていった。

④近代以降の箱根旧街道

◇明治期の箱根旧街道

明治時代になると、新政府はまず明治2年(1869)に関所制度を廃止し、続いて同5年には江戸幕府の交通政策の基本である伝馬制度を廃止するなど交通政策の刷新を図った。その中で街道は新政府が引き継いで管理されることとなった。

近代における道路制度としては、まず明治6年(1873)の「河港道路修築規則」により一等、二等、三等の等級とそれぞれの維持管理にかかる負担割が定められ、この時東海道の一部であった箱根旧街道は一級となった(「東海中山陸羽道ノ如キ全国ノ大経脈ヲ通スル者ヲ一等道路トス」)。その後同9年(1876)には国道、県道、里道が定められ、国道は一等国道、二等国道、三等国道の等級が定められたが、同18年にはこの等級制度が廃止され、1号から44号までの番号が振られた、いわゆる「明治国道」の路線が確定し、国道幅は7間(約12.6m)と決められた。箱根旧街道はこの段階で「国道2号」となっている。しかし、政府にはこうした国道を補修・改良するための十分な予算が得られず、その費用はほとんどが地元の負担に頼らざるを得なかった。

その一方で、人力車や馬車などの新しい乗物が次々と登場し、それに対応するための道路整備も求められていた。箱根でも、明治6年に塔之澤温泉に滞在していた福沢諭吉が、足柄新聞に「箱根道普請の相談」と題して箱根七湯を結ぶ道路整備の提言をしたことをきっかけに、道路整備が進められることとなった。

この道路整備の第一歩は、明治8年(1875)に湯本福住旅館主人である福住正兄らの出資により開通した小田原から湯本までの新道であった。実はこの道路は「官道(一等道路)」であったが、なかなか政府による整備が進まないことから、有志の出資により整備されたものであった。しかし、この後車道整備は官道(=国道)である旧東海道ではなく、いわゆる「箱根七湯」の各温泉場を結ぶ「七湯道」で進められることとなった。七湯道沿道の村々の事業により、明治20年には宮ノ下まで、そして同37年(1904)には宮ノ下－芦之湯－箱根間が人力車道として開通し、ここに小田原－箱根間は、箱根七湯道経由の道で全線が車道として開通した。これにより人々の流れは旧東海道(箱根八里)から、この温泉場を結ぶ新しいルートへと大きく変わっていった。そして、明治39年(1906)の県会において、国道2号の湯本～元箱根間(旧東海道東坂)はこの新しい車道

へと変更され、これまでの旧東海道は里道へと変更された（なお、この件は県会本会では否決されたが、その後に行われた県会通常郡部会において承認されたものである）。

また、これにより翌年には新道開鑿の費用（実際には起業村である芦之湯村村債補償費）へ充てるために、旧国道2号（旧東海道）の沿道の並木のうち湯本から畑宿付近までの約千本以上を伐採した。開発が進まなかったことにより、道路そのものは旧態を残したが、逆に沿道の並木はこの時その大半が姿を消すことになり、街道沿線の景観が大きく変わる事となった。

◇関東大震災の復旧事業として行われた車道整備

やがて、大正12年に発生した関東大震災によって、箱根全山は大きな被害をうける事となった。特に道路網では宮ノ下から湯本間の国道1号（大正9年制定の道路法により、箱根山中の旧国道2号は国道1号となった）が大きな被害を受け、復旧までに相当の時間を費やす事となった。この時箱根旧街道も大きな被害を受けたが、国道優先の中で復旧は大きく遅れた。

箱根旧街道の復旧が始まったのは、箱根登山鉄道が復旧し、国道復旧のめどが立った大正14年になってからである。その動きを当時の『横浜貿易新報』から見てみよう。同年2月11日付記事には、仮復旧のままだった旧街道の本格的な復旧工事が箱根保勝会の斡旋で開始され、同時に付近の名勝も復旧、とある。箱根保勝会は、大正3年（1914）に足柄下郡長が発起人となり、各町村長が支部長となって、名所旧跡の保護や鉱泉の保護などを目的に設立されたものである。この時箱根旧街道の復旧が、箱根保勝会の斡旋により県の事業としてスタートしたことは、すでに箱根旧街道が「名所旧蹟」として見なされていたことがうかがえる。

ともあれスタートした復旧事業は、当初「石畳道旧東海道の箱根県道（湯本・元箱根線）は、籠時代の交通路として、現代の遊歩道として当然保存されるべきもの」との計画だったが、「震害甚だしく、其復旧にあたって自動車道路と改修されることとな」った（昭和4年2月28日付け）。そして、昭和2年には新たな三枚橋が完成（昭和2年6月5日付け）、昭和4年2月にはすでに湯本～畑宿間が開通した。しかし、畑宿～元箱根間は緩勾配とする必要から迂回路を新設することとなり、そのため御料地の一部払い下げを必要としたために着工が遅れ（昭和4年2月28日付け）、開通は昭和4年11月にずれこんだ（昭和4年12月7日付け）。ところが翌5年11月発生した北伊



The trace Old a main road of Hakone. (經山) 道街舊復箱



Cryptomeria Road Hakone.

木並杉道街舊根箱

絵葉書に残された石畳と杉並木の様子（明治～大正時代）

豆地震で再び大きな被害を受け、復旧に時間を費やすこととなったが、翌6年4月1日には富士屋自動車(株)がこの路線をバス路線として運行を開始した(昭和6年4月1日付け)。

このように、約4年間の歳月をかけて、旧街道沿いの車道整備が完成した。これを見ると、比較的緩勾配だった湯本～畑宿間は、ほぼ旧街道に沿って車道整備がなされたため、往時の石畳道はそのほとんどが車道と化し、あるいは災害により土砂に埋もれることとなったため、わずかに一部のみ残るだけとなった。これに対し、畑宿から元箱根間は、檜木坂などをはじめとする急勾配の箇所が多く、車道はそれを避けて緩勾配とするため迂回路が設定されたことで(例えばお玉が池付近)、石畳道は比較的長い距離残ることとなった。

その一方で、芦ノ湖畔の旧街道沿いに遺された杉並木も何度かの危機を乗り越えて、大半がそのまま現在に遺されている。しかし、その間には何度か危機を乗り越えており、例えば明治40年の街道沿いの並木伐採の際にも何とかその危機を逃れている。

また、一部区間では並木に挟まれた道路が国道1号の車道として利用されたことで、特に大正期以降はここを自動車を通るようになり、その後昭和28年に杉並木に隣接して現在の国道1号が整備されるまでの間、結果的に杉の生育に大きな影響を与えることとなった。

さらに太平洋戦争中には、軍用船の用材として使用するため、並木杉を30～50本ほど供出するよう国からの命令が出されたが、この命令は当時の役場職員が機転を働かせたことによって何とか闇に葬られる結果となった。杉並木もこうした人々の努力もあって、現在も約400本の杉が現地に残存しているのである。

◇現代に生きる箱根旧街道

このように、箱根旧街道は明治以降、開発から取り残されたことで往時の姿を長くとどめたため、主要道としての地位は国道1号に譲ったものの、箱根を代表する名所としての位置づけがなされるようになっていた。その後明治40年の並木伐採や、大正末から昭和初期にかけての車道整備によってその姿は少しずつ失われていったが、街道としてのルートは連続して今なお残り、その一部には石畳や杉並木など往時の姿をとどめていたことから、昭和35年(1960)にそれらの区間が「箱根旧街道」として国史跡に指定されることとなった。同時に車道についてもこの年、神奈川県道732号湯本元箱根線として指定された。

史跡として指定されたことで箱根旧街道は文化財として注目されるようになるが、昭和60年代からは、さらに側面から評価を得ていく。以下、それを挙げてみよう。

- ・昭和35年(1960) 箱根旧街道が国史跡に指定される
- ・昭和60年(1985) 箱根細工が「かながわの名産100選」に選定
- ・昭和61年(1986) 箱根畑宿旧街道が「かながわのまちなみ100選」に選定
- ・平成4年(1992) 箱根旧街道が「かながわの古道50選」に選定
- ・平成8年(1996) 箱根旧街道が文化庁選定「歴史の道百選」に選定
- ・平成14年(2002) 箱根旧街道コースが「かながわの遊歩100選」に選定
- ・平成24年(2012) 箱根ジオパークが日本ジオパークに認定
※関所と石畳がジオサイトに
- ・平成28年(2016) 箱根旧街道が新日本歩く道紀行「歴史の道」100選に選定
※畑宿から関所間
- ・平成30年(2018) 「箱根八里」が日本遺産に認定

このように箱根旧街道は、貴重な歴史遺産にとどまらず、観光資源として、またレクリエーションやハイキングなどの場として多くの方に利用され、箱根町を代表するスポットとなっている。

3. 指定状況

(1) 指定に至る経緯

箱根旧街道は、江戸幕府により五街道の1つとして整備され、江戸時代250年余りを通して、東国と西国を結ぶ主要街道としての機能を果たした。

明治新政府は、五街道に代わり国道を制定した。東海道の箱根路は、明治9年(1876)に一等道路に指定され、明治18年(1885)には明治国道2号に指定されたが、明治39年(1906)に七湯道を新たに開削した新道が国道1号となり、江戸時代箱根八里として世に知られた箱根東坂は地元の人しか使わない里道となった。

昭和6年(1931)、石畳の道に沿うようにバス道路が開削された。この道路の整備により、石畳の道は寸断され、石畳は埋没し、この時点で箱根路東坂は大きくその姿を変えていった。このバス道路は、昭和35年(1960)に神奈川県道湯本元箱根線(県道732号)として指定された。

しかし、この県道の開削に伴い、草深い林の中に埋もれた東海道箱根路東坂は、再び脚光を浴びることになり、同年9月、東坂の一部が文化財保護法に基づく「史跡」として指定され、国指定史跡「箱根旧街道」となったのである。

(2) 指定の状況

①指定告示

◇種別 史跡

◇指定基準 六、交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

◇指定年月日 昭和35年(1960)9月22日 文化財保護委員会告示第41号

◇所在地 箱根町湯本茶屋～三島市

(神奈川県足柄下郡箱根町、静岡県三島市、静岡県田方郡函南町)

◇指定面積(延長) 史跡指定時 30,600 m² (3.40km)

平成16年追加指定 2,018.90 m² (0.26km)

平成21年追加指定 696.58 m² (箱根町所在分のみ)

合計 33,315.48 m²

※静岡県所在分 28,279.14 m² (合計 61,594.62 m²)

◇追加指定年月日

平成16年10月18日付け 文部科学省告示第156号(静岡県三島市「錦田一里塚」統合)

平成21年7月23日付け 文部科学省告示第119号

②指定理由

◇昭和35年(1960)9月22日指定

元和四年、幕府は箱根山麓の湯本から鷹ノ巣山を経て、二子山北麓を廻り元箱根に至る旧来の湯坂路を廃し、小田原、三島両宿の間、箱根山中の芦ノ湖畔に箱根宿を置き、関所を新たに設けて湯本の三枚橋から須雲川沿い、畑宿から急坂を二子山南麓の笈平に登り、元箱根に至る山地を開いた。

この道は江戸時代を通じて世に箱根越えと言われ、東海道中、屈指の難路であったが、そのありさまは詩歌、物語等に多くうたわれ、また、人馬の往来が盛んであったことはいうまでも

ない。

明治維新後はなお街道として利用されていたが、明治三十年代新たな国道の開設と共に路は寸断されあるいは拡幅され、また雑草に覆われた廃道となってしまった。しかしながら石敷の路はなお、所々に遺存し、指定地域においては、笈平から芦ノ湖に至る間は整然とした石敷がよく残り、湯本茶屋付近には石敷の小径が沢を横切って遺存している。

また芦ノ湖畔、俗称賽の河原から関所跡にかけては杉並木の旧道があり、石敷の山路と共に江戸時代東海道の面影を残している。このように旧東海道は箱根越えの路においてよく旧態をとどめていて、わが国交通史上貴重な価値を有するものである。

◇平成 16 年(2004) 10 月 18 日追加指定

(箱根旧街道) これまで箱根町に遺存する石畳と並木を伴う街道部分が指定(昭和 35 年 9 月 22 日史跡指定)されていたが、さらに小田原より三嶋に至るいわゆる箱根八里の間で新たに箱根町大字畑宿の石畳部分と一里塚 2 基、函南町の通称接待茶屋付近の石畳部分と一里塚、三島市の 4 か所にわたる街道部分や一里塚などを追加指定する。あわせて錦田一里塚(大正 11 年 3 月 8 日史跡指定)を、史跡箱根旧街道に統合する。

(錦田一里塚) 慶長九年ノ定ニ依リ江戸日本橋ヨリ二十八里ノ地点ニ築キシモノニシテ東海道ノ一里塚ナリ道路ノ兩側ニ墳形ヲ成シ上ニ榎樹ヲ存シ能ク舊態ヲ保ツ

(出典：文化庁「国指定文化財等データベース」)

◇平成 21 年(2009) 7 月 23 日追加指定

箱根旧街道は箱根山越えの道において石畳、杉並木といった旧態をよくとどめる、交通史上、貴重な遺跡である。

昭和三十五年、箱根町に遺存する石畳と並木を伴う街道部分の指定が行われ、平成十六年に至り、静岡県側の函南町、三島市を含めた、いわゆる「箱根八里」全体を対象に、良好な状態で旧街道の形状や一里塚、石畳等が保存されている部分について追加指定を行い、さらに大正十一年(一九二二)指定の「錦田一里塚」を統合して一体的に保存することとした。

今回の追加指定対象地は箱根町の字新谷町^{しんやちよう}区域である。この区域は、箱根関跡に近接して杉並木が存在していることから、昭和三十五年の指定時において、杉並木が存在する並木敷部分が史跡に指定されたものであるが、当時その間を車道(町道)が通り、形状も道路幅六、五メートルにまで拡張され、江戸時代の旧状が改変されていたため、並木敷にはさまれた道路部分は指定されなかったものである。しかしながら、平成十年度より箱根町が実施した箱根関跡保存整備事業において、国土交通省所管の街路事業として、この間の杉並木保護対策と歴史的環境復元整備を実施し、道路幅を江戸時代の二間から二間半に戻すとともに、発掘調査等の成果をもとに路面高や傾斜度についても最大限江戸時代の旧状に復すことができた。これにより、並木敷と道路部分を全体として維持・保存していくため、既指定地に追加し、保護の万全を期そうとするものである。

(3) 指定の範囲

① 向坂地区^{むこうざか}

大字箱根字向坂 397 番、407 番及び両地番間に介在する道路敷(国道 1 号と重複する部分を除く)

② 新谷町地区^{しんやちよう}

大字箱根字新谷町 4 番、5 番及び前記地番に挟まれ、同 5 番地と字小田原町 7 番地 1 に挟まれるまでの道路敷

③ 吾妻嶽地区
あづまだけ

大字箱根字吾妻嶽 568 番、569 番及び前記地番間に介在する道路敷（国道 1 号と重複する部分を除く）

④ ドンキン地区

大字箱根字ドンキン 574 番、575 番及び前記地番間に介在する道路敷（国道 1 号と重複する部分を除く）

⑤ 二子山地区

大字畑宿字文庫山 396 番 2 と同字二子山 395 番の間に介在する道路敷

⑥ 畑宿山根地区
はたじゆくやまね

大字畑宿字山根 374 番 1 の一部、380 番 1、380 番 2 の一部、407 番 1 の一部、411 番ハの一部、380 番 1 地先から 380 番 2 地先の道路敷、380 番 3 地先から 407 番 6 地先の道路敷

⑦ 畑宿千鳥橋上地区
ちどりばしうえ

大字畑宿字千鳥橋上 254 番 1、254 番 2、254 番 3、254 番 4、254 番 5、257 番 1、257 番 2 及び前記地番間に介在する道路敷、大字畑宿字千鳥橋上 253 番 1 地先から 248 番 3 地先の道路敷

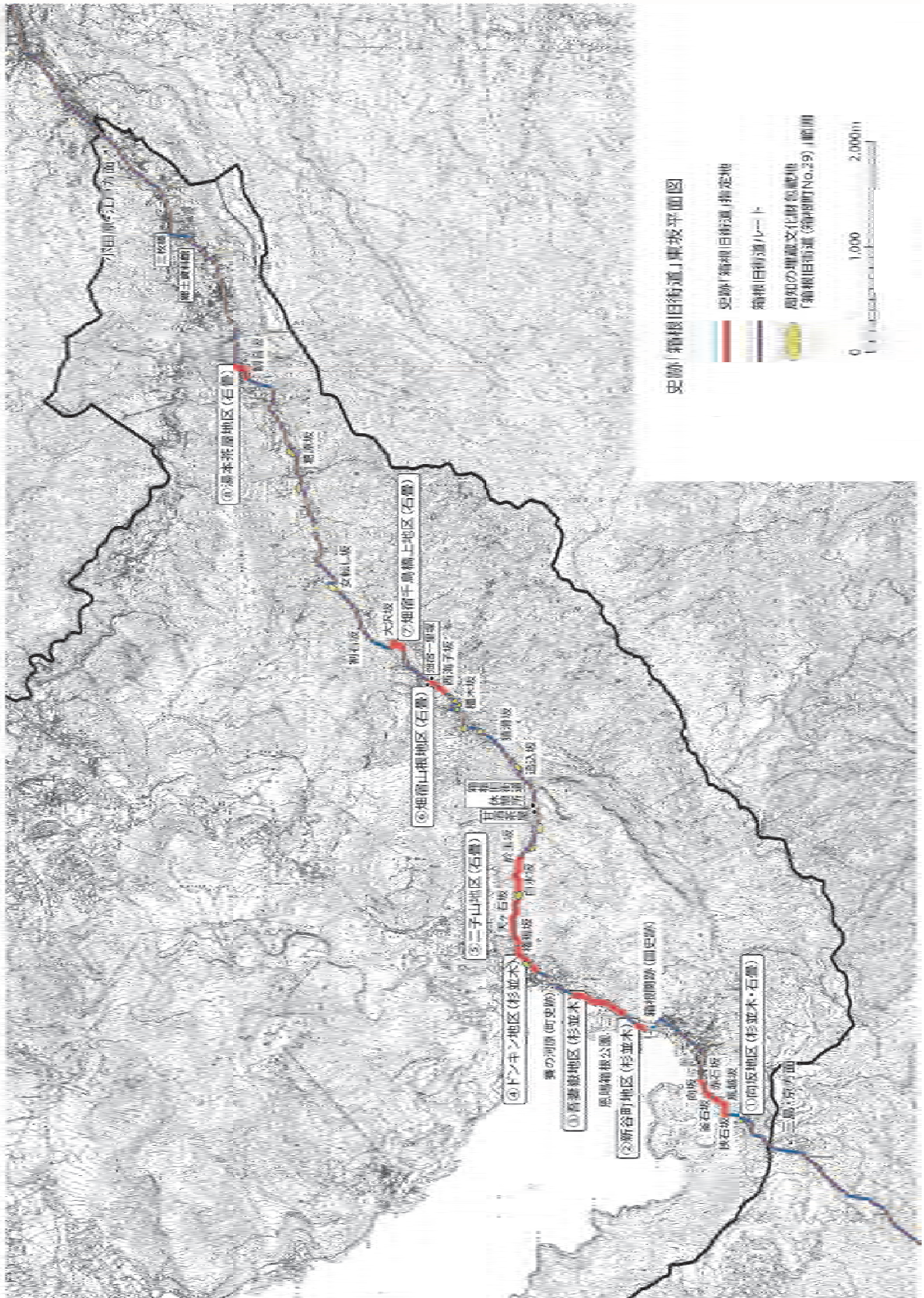
⑧ 湯本茶屋地区

大字湯本茶屋字馬立場 122 番地 1、122 番 2、122 番 3、122 番 4、122 番 5 及び前記地番に接する道路敷

大字湯本茶屋字観音澤 187 番 4、187 番 5、187 番 6、187 番 7 及び前記地番と字花ノ木沢との間に介在する道路敷



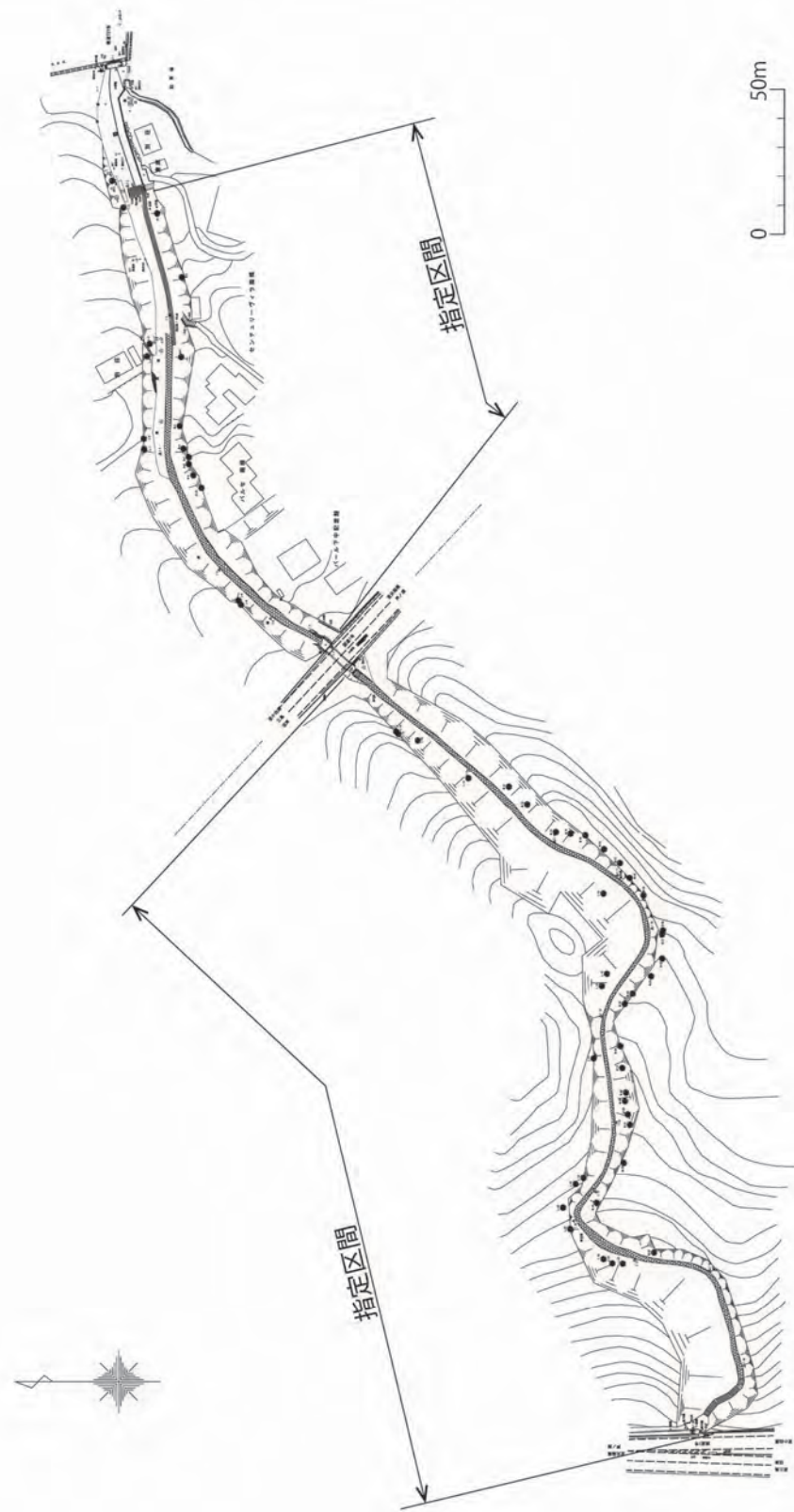
図 16 箱根旧街道範囲図 (東坂～西坂)



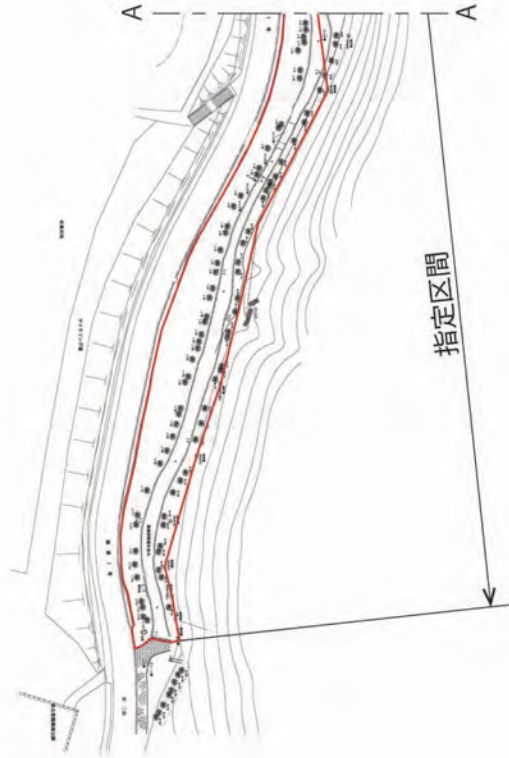
箱根旧街道範囲図（箱根町域分）

箱根旧街道史跡指定範囲図（図 17）

①向坂地区史跡範囲図



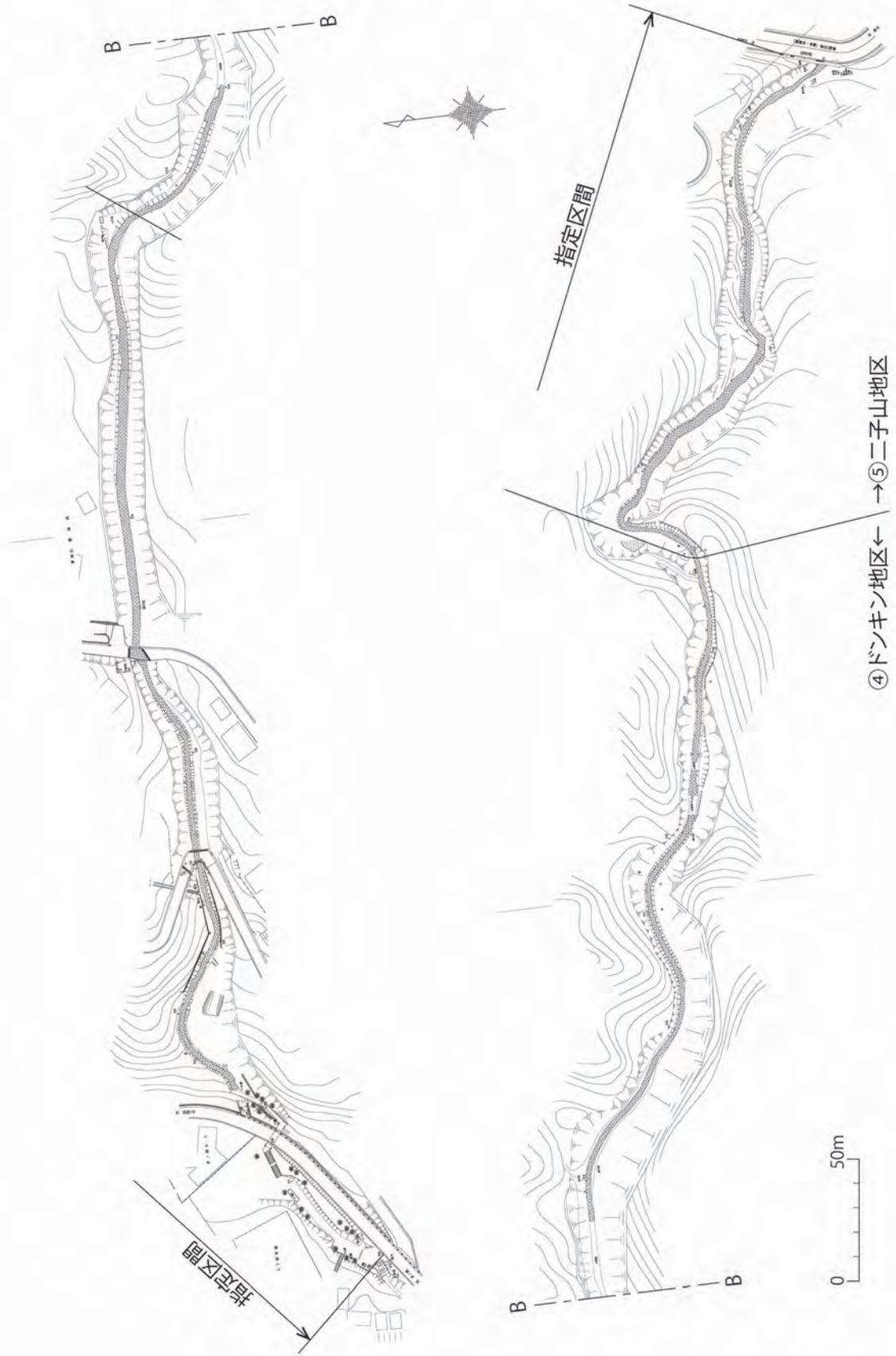
③吾妻嶽地区史跡範囲図



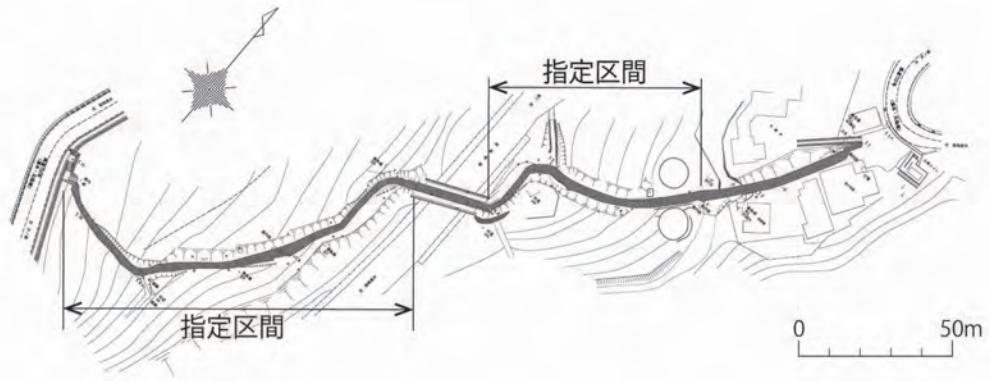
②新谷町地区史跡範囲図



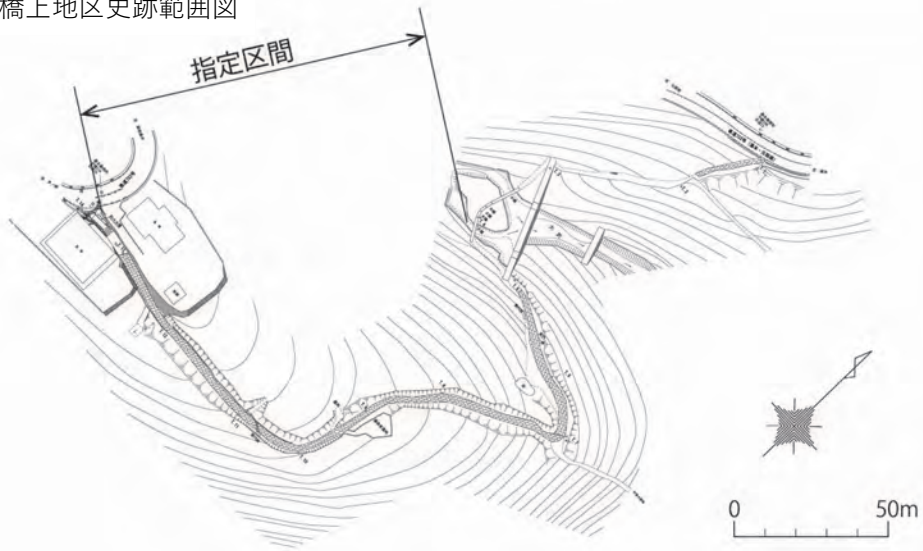
④ドンキン地区・⑤二子山地区史跡範囲図



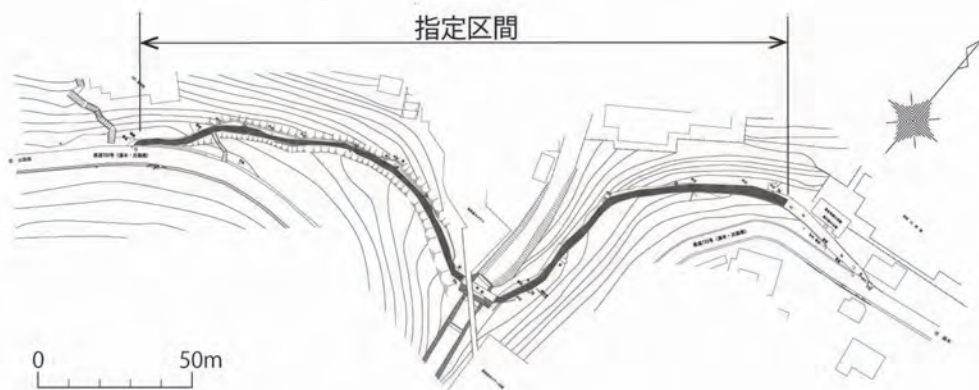
⑥畑宿山根地区史跡範囲図



⑦畑宿千鳥橋上地区史跡範囲図



⑧湯本茶屋地区史跡範囲図



(4) 指定地の状況

史跡指定地は箱根旧街道の一部であり、前項の「指定の範囲」で示した通り、箱根町内では8カ所に渡っている。この8カ所すべてに、石畳と杉並木があるわけではなく、どちらが一方の場合もある。

箱根旧街道杉並木は、江戸時代に植えられた樹齢350年を超える杉の並木で、老齢化や周辺環境の変化などにより、樹勢の衰えがみられるようになり、強風や積雪により枯損枝の落下が頻発している。また、樹勢の衰えが著しく、回復の見込みが薄い杉もみられ、倒木の危険性が高いものについては伐採も行っている。

江戸時代に敷設された石畳は、長い年月のうちに崩壊が進み、埋没するなどし、歩きにくく、当時の様子が分かりにくい箇所がみられる。

また箱根旧街道の指定地は、国道、遊歩道・ハイキングコースとして使用されている箇所があり、それぞれ管理者が管理を行っている。道路区域と重複している部分については道路管理者と教育委員会とで管理協定を締結し、管理を分担している。

なお、箱根町の大部分が山岳地帯で軟弱な火山灰で覆われていること、そこを流れる河川が急流であること等から、台風や集中豪雨での土砂災害の危険性が高くなっている。史跡指定地のほとんどが谷筋や山岳を周辺環境としていることから、土砂災害や急傾斜地、がけ崩れの警戒区域が史跡内に存在している（土砂災害特別警戒区域はない）。

◇土地等の所有関係

表4 箱根旧街道の土地等所有関係表

(史跡全体)

国有地	46,775.51 m ²
市町有地	11,526.67 m ²
民有地	3,292.44 m ²
合計	61,594.62 m ²

※記載の数字は神奈川県・静岡県の合計である

(箱根町内の内訳)

指定面積	25,264.72 m ²
(内訳) 国有地	3,762.00 m ²
町有地	18,878.46 m ²
民有地	2,624.26 m ²

◇史跡の指定管理団体

平成29年(2017)3月6日に箱根町が管理団体として指定を受け、史跡の確実な管理に努めている。



③吾妻嶽地区杉並木・2017.12.01 撮影



③吾妻嶽地区杉並木
2017.12.01 撮影



②新谷町地区杉並木・2017.12.01 撮影



①向坂地区石畳



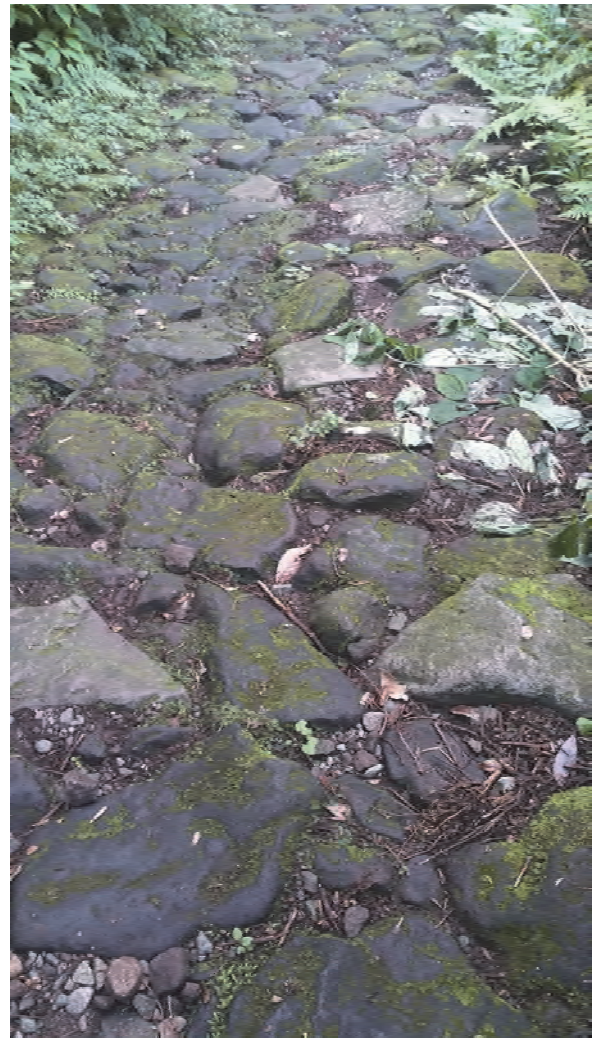
④ドンキン地区石畳・2019.07.10 撮影



⑤文庫山・二子山地区石畳・2019.07.10 撮影



⑥畑宿山根地区石畳・2019.07.10 撮影



⑦畑宿千鳥橋上地区石畳・2019.07.10 撮影



⑧湯本茶屋地区石畳・2017.12.01 撮影

III これまでの調査成果

江戸時代に整備された箱根旧街道の石畳の一部は明治期の廃道以降に地中に埋没し、杉並木は年月を経る間に杉の樹勢の衰えが目立つようになり、往時の姿をとどめることが困難となってきた。そこで箱根町では、昭和 59 年度から、杉並木の衰退の原因を探り、その原因を取り除く各種調査と保護対策事業を継続するとともに、箱根旧街道のルートや石畳の構造を明らかにするために石畳の現況調査や発掘調査、関係資料調査を実施してきた。

以下は各調査及び事業の実施成果の概要を取りまとめたものである。

1. 箱根旧街道杉並木保護対策事業

杉並木活力調査（1984-1985）

箱根町は、昭和 59 年度に杉並木全域における活力調査を実施し、その結果を受けて、昭和 60 年度に植物学や土壌学の学識経験者などからなる保護対策委員会を設立し、杉並木保護を目的とした調査の実施や生育環境の現状把握を行った。

◇残存する杉並木の分布

芦ノ湖畔に残る杉並木は、国道 1 号線によって分断され、元箱根寄りのドンキン地区、湖に一番近い吾妻嶽地区、箱根関跡と神奈川県立恩賜箱根公園との間の新谷町地区、箱根峠手前の向坂地区の 4 つの地区名で呼ばれ管理されている。この範囲については、江戸時代の街道絵図である『東海道分間延絵図』に描かれた杉並木の位置とほとんど変わっていない。

◇杉並木の樹齢

街道沿いの杉並木は、徳川家康が江戸幕府を開いた翌年の慶長 9 年(1604)に、東海道をはじめとする諸国の街道の両側に松や杉を植えたというのが始まりとされる。

芦ノ湖畔の杉並木は、元和 4 年(1618)箱根宿を設けたときに、幕命によって川越城主・松平正綱が植林したと伝えられるが、定かではない。近年行われた、枯れて伐採された杉の年輪調査によると、杉の年齢は 300 年を越えることが分かっているが、植樹されたのは元和 4 年よりもう数十年下る時期と考えられる。

◇杉並木の品種

箱根旧街道の杉並木を構成する杉の品種は、三重、奈良、和歌山に分布するクマノスギと東北地方に分布するアキタスギに分かれる。クマノスギは全体の 70%、アキタスギは 30%である。地区別にみると、新谷町地区だけがアキタスギの割合が 76%を占めている。

◇杉並木の本数

並木の本数は全体で 424 本（昭和 59 年度調査時の本数、平成 30 年 3 月現在は 394 本）であったが、ヒノキが 4 本含まれており、杉の本数は 420 本であった。山側と湖側では、やや山側に多く残っている。山側と湖側、あるいは地区別の本数の内訳は下表の通りである。地区別では、吾妻嶽地区が 62%と最も多い。また山側湖側別では、新谷町地区が湖側に多く残っているほか、他の地区はすべて山側に多く残っている。

※杉は芦ノ湖畔に位置する街道の両脇に植えられているので、一方を「山側」、もう一方を「湖側」として区別し呼称する

◇杉並木の地区別本数

地区別の配置状況と本数は下表の通りである。

全体の配置状況は、山側では 6.6m に 1 本、湖側では 7.6m に 1 本の間隔になっており、山側がやや密の状態である。

地区名	区分	本 数				杉並木長 (m)	1本当りの 間隔(m)
		昭和59年度調査時		令和2年2月現存			
		内訳(本)	合計(比率%)	内訳(本)	合計		
ドンキン地区	山側	46	76 (18)	43	70	424	9.2
	湖側	30		27		271	9.0
吾妻嶽地区	山側	140	259 (62)	135	246	720	5.1
	湖側	119		111		657	5.5
新谷町地区	山側	9	26 (6)	9	22	45	5.0
	湖側	17		13		109	6.4
向坂地区	山側	34	59 (14)	34	58	319	9.4
	湖側	25		24		414	16.6
合 計	山側	229	420 (100)	221	396	1,508	6.6
	湖側	191		175		1,451	7.6

表5 杉並木の本数と配置

◇活力調査：昭和59年度

【結果】

- ・生育指数による杉並木の活力状況は、良好や普通の状態であるA、Bランクの杉が162本で全体の39%、活力が低下しているC、D、Eランクの杉が258本で全体の61%であり、杉の半数以上の活力が低下傾向を示していることが判明した。

(※A：活力良好、B：普通の活力、C：活力やや低下、D：活力低下、E：活力が極めて低下)

- ・被圧木が24本あり、全体の9%を占めた。

(※被圧木とは隣接する杉の樹冠に生育し、優勢木に圧迫された最も劣勢な木のこと)

- ・地区別の現状では、向坂地区は活力普通のBランクが最も多く、新谷地区は活力やや低下のCランクが最も多い。吾妻嶽地区は活力やや低下のCランクが最も多く、ドンキン地区は活力普通のBランクが最も多い。
- ・吾妻嶽地区及び新谷地区が、他2地区に比較して、全体的に活力が低下している。
- ・吾妻嶽地区では、北側半分に活力のよい木が多く、南側半分に活力の悪い木が多い。これらの悪い木は、日照条件が悪く、風が強くあたる部分に多く、根元付近が盛土されたり、樹皮にコケやツルが多く付いているものが多い。

【課題】

- ・杉並木は現在、全体の約61%の杉の活力が低下傾向を示しており、今後保護対策をより具体化する必要がある。
 - ・今回の調査は地上部の調査であり、地下部の調査を行う必要がある。
- ・杉の活力低下は様々な要因があるので多くの専門的な分野からみた総合的な判断が必要である。

◇活力調査：昭和60年度

【結果】

- ・土壌タイプでは、表土が残っている箇所に活力のよい杉が多く、土壌が攪乱している箇所や下層土が多湿な箇所に活力の悪い杉が多い。
- ・土地利用タイプでは、活力との関係はあまり明確ではなかった。
- ・樹幹損傷では、損傷のない杉は活力がよいものも多く、損傷が5%以上の杉になると活力の悪いものが増える。
- ・空洞化状況では、空洞のない杉は活力がよく、空洞がかなり進んだ杉は活力の悪いものが多い。

- ・盛土厚では、90cm 以上になると活力の悪い杉が多くなる。
- ・全体として見れば、生育環境の要素と活力の関係は、あまり明解ではない。これは周辺環境調査の分析精度にもよるが、並木杉の活力低下は単純な原因ではなく、様々な要因が複雑に絡み合って起こされていることによると考えられる。

◇杉並木の現状と問題点

59 年度調査と 60 年度の個々の調査結果の分析により、杉並木の活力を低下させている要因を整理した。

- ・人為的要因としては、杉の根本周辺にある構造物による根の切断や生育の阻害、根本回りの盛土による土や根の悪化、自動車や人による幹の傷、自動車の排気ガスの影響、根本回りの人の踏み込みによる土の固結などである。
- ・生物的要因としては、杉の枝に蔓延しているこぶ病、後背地の樹木による杉の日照条件の阻害、ツル植物の繁茂による日照や通風の阻害などである。
- ・土地的要因としては並木杉が生育できる土地の狭さ、遊歩道の水たまりなどによる歩行者の並木杉の根周辺への踏み込み、道路建設による土壌攪乱・盛土などの影響による周辺の土壌環境の悪化といったことがあげられる。

◇杉並木の保護管理対策

杉並木の活力低下を食い止めるために、各種の阻害要因をできるだけ取り除く保護対策が必要である。そのため保護管理対策の体系を立案した。保護対策には、日常的保護管理対策と抜本的保護対策があり、合わせて 20 項目の保護管理マニュアルを作成した。また、杉並木の経過観察も継続的に調査していく必要がある。

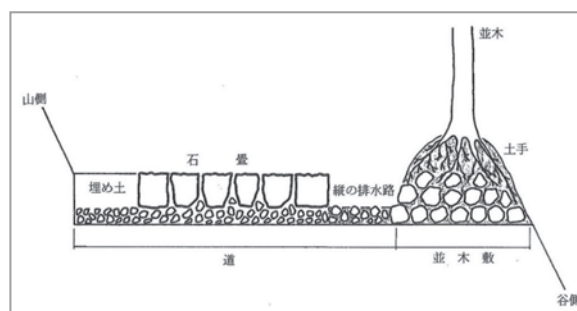


図 18 石畳道の構成模式図

2. 箱根旧街道保護対策事業

(1) 現況調査 (1986-1987)

箱根町教育委員会では、昭和 61・62 年度に実施した箱根旧街道保護対策事業において、箱根旧街道のルートや構造についての現地調査や関係資料調査などを実施し、その成果を『箱根旧街道』（箱根町文化財研究紀要第 18 号 昭和 63 年 3 月発行）で報告した。

以下、同書に沿って調査成果をまとめる。

発掘調査成果

◇道の構成

箱根旧街道の道としての構成を、絵図や公図からみると、並木敷+道+並木敷（並木を含む）という図式がみいだされる。

しかし、箱根旧街道においては、道を挟んで、両側に並木敷をもつとはいえ、東側においては谷地形に、西側においては尾根頂部のわずか下

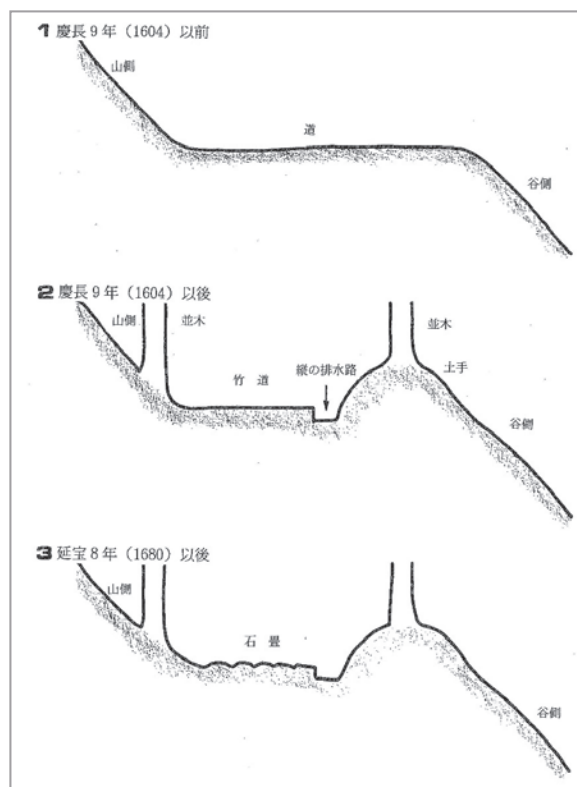


図 19 道の構成変遷模式図

側に立地するため、その形状としては山を背負う側には土手がなく、谷へと傾斜する側には土手を築くということである。

箱根旧街道の道幅は、文献史料や公図から、幅は2間（約3.6m）、並木敷土手の大きさは、片側9尺（約2.7m）であったと考えられる。高さは不詳である。

箱根旧街道は、慶長9年以後の遺構（並木敷と道）と延宝8年以後の遺構（並木敷と石畳）が重なる二重遺構ということなる。

◇道（路面）

石畳以前は、道の土質は砂れき質土（地山）であったことが確認された。砂れき質土は滑りやすく、「雨や雪が降ると脛までつかれるほどの泥道となった」という記録と符合する。

◇土手

発掘調査により、現状でも土手の幅は約3mであることから、前述の9尺という史料と符合する。土手は、地山の直上に人頭大（30～40cm）の安山岩質の自然石を3・4段積み上げ、さらにその上にローム質土を被せた構造となっている。ローム層には版築はみられない。

◇排水路（縦の排水路）

土手と道の間において、土手と連続するかたちで、土手及び道と並行する排水路（縦の排水路、今でいう側溝）が、地山である砂れき質土を切って造られている。その規模は、幅50～60cm、深さ20～25cmほどであり、排水路の底には、拳大（5～10cm）ほどの安山岩質の自然石が、ローム質土とともに敷き込められていた。

◇並木

史料により、慶長9年（1604）に松を植えたことが分かっている。箱根旧街道では、杉並木の箇所と並木がない箇所、杉と松が混在した並木箇所が見られる。

◇石

東坂の敷石は、正式には紫蘇輝石普通輝石安山岩で、色は黒灰色である。街道周辺では二子山で産出し、通称「二子石」と呼ばれる石である。これ以外に、赤紫色の安山岩（須雲川安山岩層に属する輝石安山岩）も含まれている。

西坂の石は、同様に輝石安山岩であるが、剥離状況が異なる。

東坂と西坂の使用石材（表6）

東 坂	西 坂
4～5片を有する黒色輝石安山岩（柱状剥離をする岩石）	4～5片を有する黒色輝石安山岩（偏平剥離をする岩石）
丸みのある安山岩質の河原石	丸みのある安山岩質の河原石

◇石組

河原石については、ただ敷き並べてあるという状態で、石組といった構造的なものはみられない。

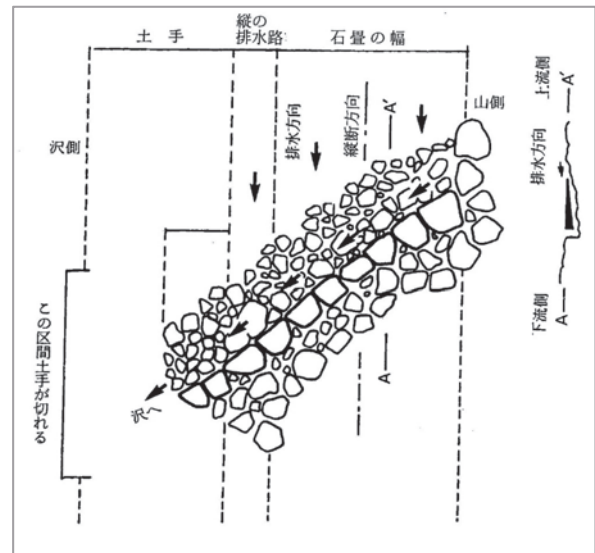


図20 斜めの排水路模式図

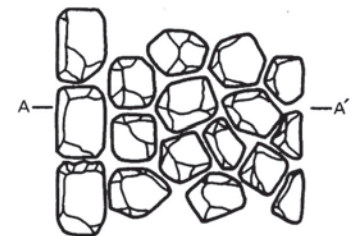


図21 石組模式図

輝石安山岩についても、石組といった構造をもつ地点はわずかである。表面観察の結果、4・5片の角をもつ40～50 cmの大きさの輝石安山岩が、3～4列並び、さらにその外側には、長辺が外側となる40～50 cmの大きさをもつ直方体の輝石安山岩が組まれていることが分かった。幅員は約2 mである。

◇下部構造

石畳の下部は、初期の遺構である砂れき質土の道の上に、拳大(5～10 cm)ほどの安山岩質の自然石を、厚さ30 cmほど敷き込み、さらに、その上に石畳を据えていることがわかる。

◇排水施設(斜めの排水路)

石畳のある地点のいくつかで、石畳を斜めに横断する排水路が、表面調査により確認された。

この斜めの排水路は、石畳の縦方向に対して、谷側に傾斜し、斜めに、50×50 cmほどの比較的大きな石(輝石安山岩)を据え、肩を造り、L字型の開渠として、その上側、すなわち上流からの水を、この肩で受止め、石畳より外に排水する構造をもっている。しかも、この肩を造り出すため、その上流側1 mほどから、20×20 cmほどの比較的小さな石(輝石安山岩)を据えはじめ、少しずつ肩に近づくにつれて、石畳のレベルよりも下がるようにしている。

さらに、この斜めの排水路の末端であるが、この排水路は、谷側に斜めに傾斜しながら、石畳の幅、さらには、2間の道幅をも越え、谷側の土手を切って、肩の石が敷かれている。そして、張り出した方の石を補強するかのように、肩の石の下側、すなわち下流側に、二等辺三角形形状に石が敷かれている。この張り出し部分の存在は、前述した縦の排水路からの水の処理をも考えていると思われる。

石畳を斜めに横断する排水路は、その機能から考えて、谷側に沢がある場所にかなり多く存在していたとみられる。

(2) 埋蔵石畳試掘調査(1988)

箱根旧街道が国史跡に指定されたのは昭和35年(1960)である。当時、箱根旧街道の詳細なルートは不明であり、国指定された範囲は、石敷や杉並木、一里塚が遺存していると確認できる部分に限られていた。

そのため、箱根町教育委員会が公図(昭和3年、同35年)や旧版地形図(明治29年、国土地理院縮尺1:50,000)および『東海道分間延絵図』をもとに、聞き取り調査、現地踏査を行い、ルートの解明を行った。その調査の成果に基づき、ルート途上において石畳が現在でも埋蔵されていると考えられる地区について、昭和63年(1988)8月、試掘調査を実施し、石畳の存在の有無を確認した。以下は、平成2年3月に刊行された『箱根旧街道Ⅱ』(箱根町文化財研究紀要第20号)の調査成果をまとめたものである。

石畳が埋蔵されていると考えられるAからKまでの11地区15地点を設定した。なお、埋蔵地区が分断されている場合はさらに細分した。

これら江戸時代の石畳のほとんどは、県道沿いのかつての並木敷の土手の中や、廃道となった後に雑草に覆われてしまった荒れ地、あるいはうっそうとした樹林帯の中に埋没している。しかしその一部は、昭和40年頃に整備された自然探勝歩道の新しい石畳の下層に重複して存在している場合もある。ハイキングコースとして整備された石畳の周辺にも江戸時代の石畳が眠っていることも想定されている。なお、これらの埋蔵地点は、私有地であり急傾斜地のため立入り禁止となっている所がほとんどである。調査後の石畳は埋め戻した。

埋蔵地区概況と試掘結果（表7）

埋蔵地区名	位置	地区概況	試掘結果 (昭和63年)
A地区	湯本茶屋	県道に分断され断片的である	石畳を確認できなかった
B地区	湯本茶屋～須雲川間 (堀木橋地点)	国道及び県道に分断され断片的である	石畳を確認した
C地区	須雲川(二ノ戸橋地点)	ルート上に民家がある	石畳を確認した
D地区	女転ばし坂、坂上地点	箱根旧街道の中でも急坂なところで、なおかつ山からの湧水の排水路となっている	石畳を確認した
E地区	七曲り地点	国道及び県道に分断され断片的である。5地点を調査。	E-1.E-3. E-5で石畳を確認した
F地区	檜の木坂上地点	崖の上であり、なおかつ樹林内である	樹林内に 確認 (試掘未実施)
G地区	天ヶ石坂上地点	県道脇下である	石畳を確認した
H地区	於玉坂地点	以前にも試掘調査により石畳が確認されている	石畳を確認した
I地区	屏風山裾 (ドンキン地区)	遊歩道脇の窪地である	石畳を確認した
J地区	(ドンキン地区)	道路下約1.2～2mに存在することがレーダー調査により確認されている	レーダー波調査で 確認 (試掘未実施)
K地区	(向坂地区)	国道の法面下である	法面下に存在する

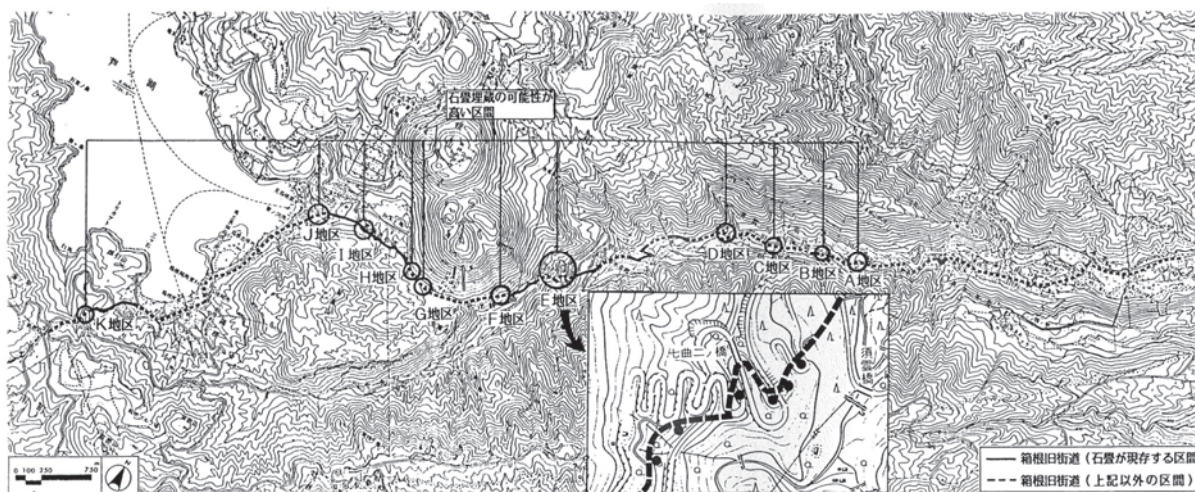


図22 石畳埋蔵地区調査配置図

(3) 他地域石畳調査 (1987-1992)

①調査内容

箱根旧街道の石畳の特質を明らかにするため、昭和62年から平成4年度にかけて、他地域に残る石畳の調査を行った。調査方法は、42都府県に対し石畳の有無についてアンケート調査を実施し、あることが確認された20府県45箇所のうち、箱根旧街道を含む14県23箇所を抽出して、石畳の形態、構造、使われている石材質、排水構造の有無、並木敷及び並木の有無等を現地調査し、併せて、敷設・修復に関する資料の分析、写真撮影を行った。

②調査成果

各地の石畳を調査した結果、箱根旧街道西坂が4.6kmと最も長く、東坂と合わせると箱根旧街道全体で7.9kmが残存していることが判明した。逆に最も短いものは3mしか残存しない石畳もあった。平均勾配率は東坂の21.8%を超える22.5%から、最も緩やかなもので5%まであり、10%台のものが最も多かった。

石畳の構造、石材については、敷かれた石の大きさは大小様々で、その敷き方も、東坂と同様角礫が密に組まれているものもあるが、円礫が使われているところもあり、敷き方も間をあけて敷かれているものや石が階段状に敷かれているものなど多岐にわたっていた。東坂でも見られる縦の排水路や横断する排水路が見られるところもあるが、横断排水路は箱根旧街道と同様の斜めの排水路ではなく道に直交するものも見られた。一方、使われている石材は様々ではあるが、在地の石材を使用している例がほとんどで、地山もローム質土、砂質ローム質土の、雨が降るとぬかるみやすい、あるいは滑りやすい道に石畳が敷設されたということが共通点として挙げられる。

敷設主体と敷設年代についてはその両者が判明する資料がほとんどなく、今回の調査では石畳敷設の意義まで解明するには至らなかった。

調査結果については「箱根町文化財研究紀要 箱根旧街道三」としてまとめ、刊行した。

(4) 畑宿一里塚調査 (1997-1998)

発掘調査に先立ち、平成8年度(1996-1997)に文献調査を実施し、史料の収集や分析をおこなった。平成9年度(1997-1998)に一里塚の現況地形測量を行った後、発掘調査を実施し、その残存状況の確認や構造等の検出に努めた。

江戸から23里目、畑宿の一里塚は、集落から先、箱根旧街道石畳を挟んだ両側にある。斜面地の山側(北側)にあるものを塚A、谷側(南側)にあるものを塚Bと呼称する。両塚の敷地は、周辺の並木敷地とともに、現在は私有地となっている。第二次世界大戦中、片側の一里塚は畑として開墾され、上部が平坦化されてしまい、発掘調査の前までは、一里塚としての痕跡をすでに留めていないといわれていた。もう一方の一里塚は、昭和48年(1973)に塚の周囲に囲柵が施され、「箱根旧街道一里塚の碑」と刻まれた石碑が塚の前に建立され、現在に至っている。一里塚の周辺は、杉や檜の植林であり、また、須雲川沿いに拓かれたマス釣場へと向かう取り付け道路が近くを通る。

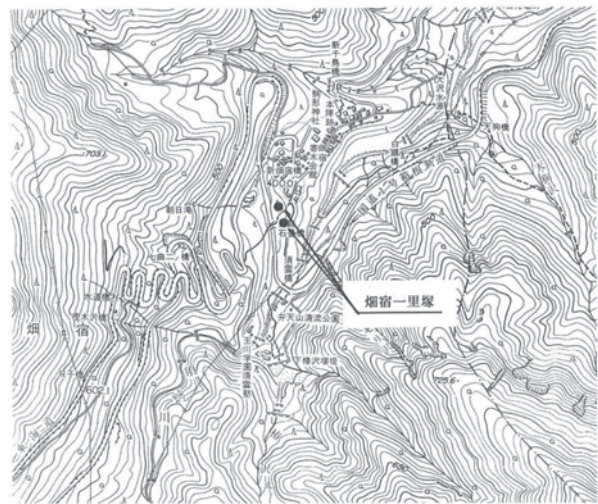


図 23 畑宿一里塚の位置



発掘調査 塚 A



発掘調査 塚 B



図 24 畑宿一里塚遺構平面図

①発掘調査成果

◇塚の大きさと構造

塚は、周囲に直径が約 30 尺（9 m）の円形になるよう石積を築き、内部に下方は大礫、上方は小礫を積み上げ、周囲を、地盤が高くなる側は切土を、地盤が低くなる側は盛土をし、段差の調整を行いながら平坦面を造り、塚全体に盛土をしたものである。さらに、地盤が低くなる側には石積に接して外側に石貼を施し、塚の安定を図っている。

◇石積

塚周囲の石積は、基本的に野面整層積で、一部に割石や面を調整したものがみられる。石材は安山岩である。

石積は、2～3段に積まれており、高低差の高い箱根旧街道石畳側は高い所で約 1.5m にもなり、大きなものでは幅 90cm、高さ 60 cm、控長 55cm の石が積まれている。箱根旧街道石畳とは反対側の石積は、2～3段、低いところで 50cm 程度であり、石の大きさも幅 50cm、高さ 30cm、控長 30cm と小さい。さらには、片側の塚だけであったが、箱根旧街道に平行して、1 段の石積が石積から延長する形状で見られ、これも塚の安定のためと思われる。

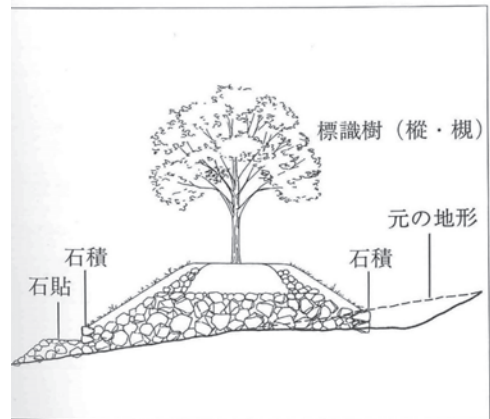


図 25 畑宿一里塚断面模式図

石積勾配は、塚Bの石畳側で、遺存する根石ラインと、平面から考えられる石積天端の石のラインから、勾配を1:0.25と推定した。

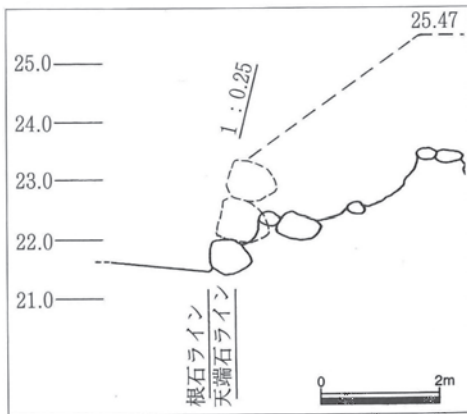


図26 石積勾配検討図(塚B石畳側)

◇石貼

石貼は、30cm内外の石を不規則に敷き並べ、その隙間を詰石で埋めている。石は上面に面を合わせて緩やかな曲面を作っている。

◇塚の表土層

塚の表土層は、厚さ1m内外と考えられ、版築等は施されていない。塚A頂部に計約2m、深さ約80cmの掘り込み跡がみられた。この部分には内部の礫は見られない。これは、塚頂部に標識樹を植えるため、樹木の成長を考え、この部分には礫を入れず、土としたものと思われる。

れる。

◇塚表面の植栽

発掘調査からは、江戸時代当時の植栽については分からなかった。しかし、浮世絵等史料には地被植物が描かれており、発掘調査の成果や文献調査の結果から、畑宿の一里塚は、塚内部の礫層による排水処理と塚表面の盛土に生えた地被植物とによって形状を維持する構造であったと考えられる。さらには、塚の安定を図るため、塚下部や周辺に石積を施すという構造であった。

復元にあたっては、文献史料に基づき、標識樹は、塚Aは樅、塚Bは榎とした。

②文献調査

畑宿一里塚の文献史料は下記のとおりである。

- a 『東海道宿村大概帳』 b 『新編相模国風土記稿』
- c 『東海道分間絵図』 d 『東海道分間延絵図』
- e 『東海道駅路図』 f 『大久保加賀守領分従東海道平塚新宿駿州松岡村迄宿村絵図』
- g 『当代記』

上記史料から読み取れた、畑宿一里塚の概要は下記の通りである。

◇塚の数

街道を挟み、道の両側の左右に各1基存在した(資料a～f)

◇塚の位置

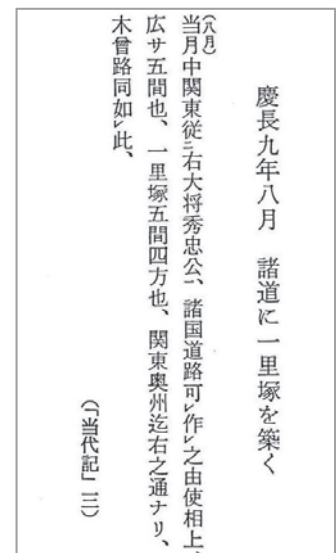
守源寺の先、西海子坂の下に位置していた(資料a～f)

◇塚の規模と構造

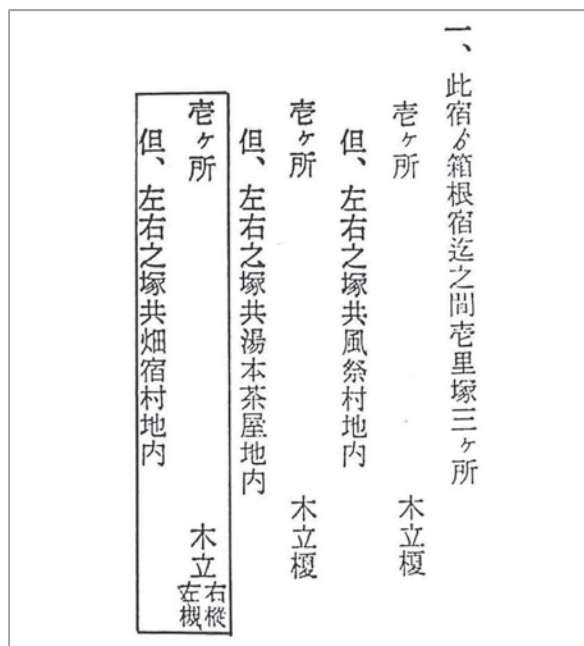
- ・5間四方(約9.1m×9.1m) → (資料f・g)
- ・高さ1丈5尺(約4.5m) → (資料b)
- ・塚下方に石積が確認 → (資料f)

◇塚の植栽

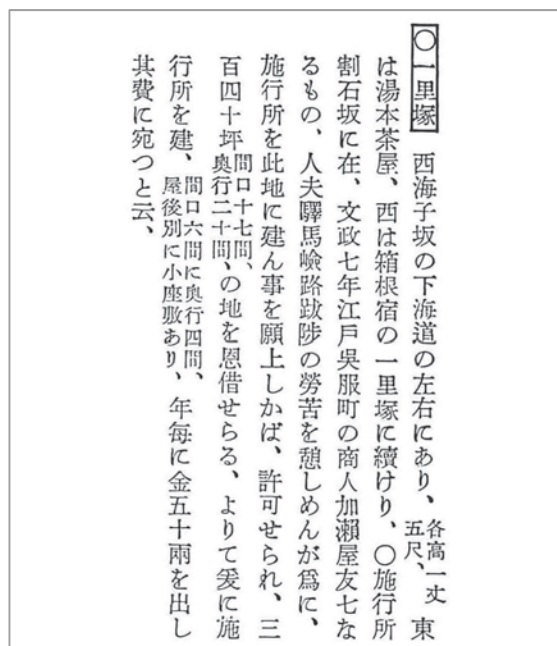
- ・江戸から見て右側に樅、左側に榎 → (資料a)
- ・江戸から見て右側に柵、左側に榎 → (資料d)



『当代記』



『東海道宿村大概帳』



『新編相模国風土記稿』

2. 関連資料調査 (1986-1987)

(1) 古文書調査 (文化財研究紀要などの成果) (表 8)

番号	年月日	西暦	古文書名・所収文献名	表題等
1	慶長九年	1604	『徳川実紀』	築一里塚街道左右植松
2	延宝八申年	1680	箱根町 安藤家文書 『神奈川県史』資料編 9 近世(六)	箱根坂道造申御入用金書上
3	(元文五年)	1740	箱根町 安藤家文書 『神奈川県史』資料編 9 近世(六) 『東海道箱根宿関所史料集』3	箱根坂道造申御入用金 (三島宿方諸事録)
4			箱根町 安藤家文書 『東海道箱根宿関所史料集』3	石道金、元禄十五年方拾ヶ年賦宝永 六年迄手形改替 (三島宿方諸事録)
5	寛政二年戌年六月	1790	『近世交通史料集』10	五街道并木之儀ニ付御書付 (道中方秘書)
6	寛政元年九月三日	1789	『箱根御関所日記書抜』	二子山裾石切
7			「憲法部類」 『古事類苑』地部 37	東海道、中山道、日光道中、奥州道 中、甲州道中、往還並木植帳并道造 等之儀先達而道中奉行方相達候
8	文政六未年六月	1824	「駅肝録」	並木之儀 (中略) 触書
9	文政六未年七月	1824	『近世交通史料集』2	道中方御勘定組頭江達 (五街道取締書物類寄)
10	文政七申年二月	1824	『近世交通史料集』10	道中筋道幅并並木敷之義ニ付、諸向 より問合有之節挨拶振之心得 (道中方秘書)
11	文政七申年五月	1824	『近世交通史料集』2	東海道小田原往還道付替之儀 (五街道取締書物類寄)
12	天保五年	1834	韮山町 江川文庫所蔵文書	御用留 箱根坂道之儀御尋ニ付申上候書付
13	天保六年未七月	1835	韮山町 江川文庫所蔵文書	道造金請取証文 奉請取御金之事
14	天保十三年九月十二日	1842	『近世交通史料集』9	並木手当につき触書
15	天保十三年	1842	箱根町 石内家文書 『東海道箱根宿関所史料集』2	琉球人参府之為道橋修復ニ付 乍恐 以書付御届奉申上候
16	天保十三年	1842	(『三島市史』中巻)	所用向見合 箱根坂石道造中御入用金
17	安政四年四月	1857	川路聖謨著「下田日記」 『東洋文庫』より	

18	安政三辰年二月廿二日	1856	葦山町 江川文庫所蔵文書 『東海道箱根宿関所史料集』3	覚 金拾両也 箱根山坂道御普請金之内、書面之通被成御渡奉請取候
19	安政三辰年十二月十九日	1856	葦山町 江川文庫所蔵文書 『東海道箱根宿関所史料集』3	覚 金三拾両也 右は箱根山坂道御普請金之内
20	安政三辰年九月廿八日	1856	葦山町 江川文庫所蔵文書 『東海道箱根宿関所史料集』3	奉請取御金之事 一、金貳拾両也
21	文久元年酉六月十八日	1861	葦山町 江川文庫所蔵文書 『東海道箱根宿関所史料集』3	奉請取御金之事 一、金拾両
22	文久元年酉六月十八日	1861	葦山町 江川文庫所蔵文書 『東海道箱根宿関所史料集』3	奉請取御金之事 一、金三十両
23	文久元酉年六月	1861	葦山町 江川文庫所蔵文書 『東海道箱根宿関所史料集』3	奉請取御金証文之事 一、金三十五両也
24	文久元酉年七月	1861	葦山町 江川文庫所蔵文書 『東海道箱根宿関所史料集』3	奉請取御金之事
25	文久元酉年八月	1861	葦山町 江川文庫所蔵文書 『東海道箱根宿関所史料集』3	奉請取御金之事
26	文久元酉年八月	1861	(『三島市史』中巻)	箱根石道普請目論見帳
27	文久二戌年四月	1862	葦山町 江川文庫所蔵文書	今井坂修復人足賃請取証文 奉請取御金之事
28	文久二戌年十二月	1862	箱根町 加藤家文書 『神奈川県史』資料編9 近世(六)	東海道筋往還相模国足柄下郡須雲川 村地内道造御普請出来形帳
29			箱根町 渡辺家文書	相模国足柄下郡湯本茶屋村鑑之写并 書添帳

(2) 街道調査 (道中記他文献調査・石造物悉皆調査) 1996-2000

近世期における箱根越えの行程や旅人たちの動向について、その実態を紹介し、また考察する材料を提供することを目的として、記載内容が箱根八里を中心とした道中記について解説及びデータベース化を行った。また、道路の拡幅や宅地造成などにより移動され、あるいは失われつつある箱根八里沿道の石造物を現時点で把握し、データを整理・保存することを目的として石造物の实地踏査を実施した。調査対象は道標や巡礼供養塔、街道伝馬・駄賃馬供養のための馬頭観音像など街道関係のものから道祖神、庚申塔、常夜灯、墓石まで、時期も近世に限らず明治・大正期に至るまで細大漏らさず調査した。

調査結果については『「街道」関係資料調査報告書』として郷土資料館でまとめ、刊行した。

◇調査対象

道中記・・・帰家日記、庚子道の記、真淵紀行(岡部日記)、東海道の記ほか全74点

石造物・・・バーニーの碑(元箱根、興福院裏)、道標、地藏菩薩像、馬頭観音像、閻魔像、名号碑、五輪塔、宝篋印塔、供養塔、灯籠、常夜灯ほか全248件

(3) 絵図、浮世絵、古写真ほか関連資料調査

東海道を描いた絵図や浮世絵が多く作成された。幕末になると写真記録も作成され、明治・大正期になると箱根を代表する観光名所として絵葉書の題材となり、広く流通するようになる。

ここでは、その一部について紹介する。

①絵図

・『東海道分間延絵図』

江戸時代の『東海道分間延絵図』は、徳川幕府の道中奉行所が寛政・享和の頃(1800年前後)に測量や調査を行い、文化年代(1804-18)に完成したもので、多くの街道絵図の中で最も正確で精密なものといえる。この絵図を見ると、箱根山中のどこからどこまでが杉並木であったのか知ることができる。

この絵図によると、当時の位置は現在の杉並木(向坂・新谷町・吾妻嶽・ドンキン)と国道により分断されている所以外ほぼ変わっていない。また箱根八里の道中の並木は、その標高によって様子が異なることも確認できる。

その他には以下のような絵図が現存する。

- ・『箱根図』(奈良屋兵次著・刊) 文政6年(1823)
- ・『七湯方角略図』(歌川広重著/福住九蔵刊) 湯本温泉付近 嘉永～安政年間(1850～60年代)頃



『東海道分間延絵図』からみた杉並木

出典：東京国立博物館所蔵/東京国立博物館デジタルコンテンツ
(画像番号 C0071450、C0071451) より一部加工

②浮世絵

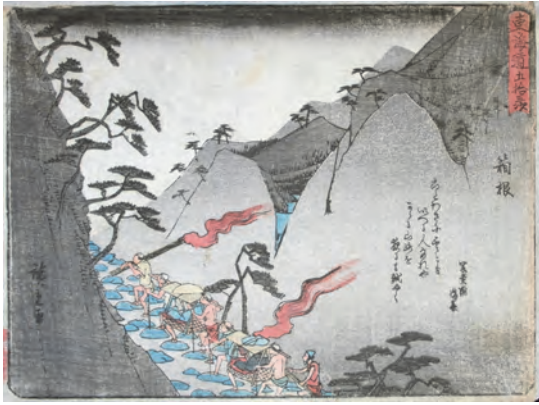
- ・『富嶽三十六景』(葛飾北斎画)「相州箱根湖水」天保元-天保3年(1830-32)頃
- ・『東海道五十三次』(歌川広重画) 保永堂版「箱根 湖水図」天保4-5年(1833-34)
 - 同 行書版「箱根 伊豆相模両国境」天保12-13年(1841-42)頃
 - 同 隸書(丸清)版「箱根 夜中松明登り」弘化4-嘉永4年(1847-51)
 - 同 佐野喜版(狂歌入東海道)「箱根」天保11年(1840)頃
- ・『東海道 箱根 畑-めうが屋』(歌川芳虎画) 文久3年(1863)
- ・『東海道箱根三枚橋勝景』(五雲亭貞秀画) 文久3年(1863)
- ・『御上洛錦絵(御上洛東海道)』(歌川派絵師十数名画) 文久3年(1863)
- ・『末広五十三次-箱根』(五雲亭貞秀画) 慶応元年(1865)
- ・『東海道箱根山中図』(五雲亭貞秀画) 文久3年(1863) ほか多数



富嶽三十六景「相州箱根湖水」(葛飾北斎)
天保元-天保3年頃/1830-32
(出典：メトロポリタン美術館)



東海道五十三次 保永堂版「箱根 湖水図」(歌川広重)
天保4～5年/1833～34
(出典：メトロポリタン美術館)



東海道五十三次 - 狂歌入東海道 - 「箱根」
(初代歌川広重) 天保後期/1831-1844



東海道五十三次内 - 行書版 - 「箱根 - 伊豆相模两国境」
(初代歌川広重) 天保 12~13 年/1841-1842



東海道十一 五拾三次之内箱根 (初代歌川広重)
天保 14~弘化 4 年/1843-1847



東海道十一 五十三次 箱根 夜中松明登り (初代歌川広重)
弘化 4~嘉永 5 年/1847-1852



道外茶番膝くり毛 はこね (初代歌川広重)
嘉永初年頃/1848-1850



東海道五十三次内 箱根 ミしまへ 三リ廿八丁
(歌川芳員) 嘉永 6 年/1853



東海道 箱根 夜中松明登 (二代歌川広重)
文久3年/1863



東海道 箱根 畑 (歌川芳虎) 文久3年/
1863



東海道箱根三枚橋勝景 (五雲亭貞秀) 文久3年/1863



東海道箱根山中図 (五雲亭貞秀著) 文久3年/1863



東海道箱根（歌川芳盛）文久3年／1863



東海道名所之内 箱根山中陰石（河鍋暁斎）
文久3年／1863



東海道五十三次十二 箱根山中
（三代歌川広重）明治4年／
1871

③古写真・絵葉書

幕末のベアトなどの外国人写真家に始まり、明治になると日本人写真家も活躍するようになり、箱根の各地の様子が撮影され、記録写真や外国人の日本土産として紹介された。明治の終わりから大正期になると箱根の風景を印刷した絵葉書が多く作られ人気を博した。それらの中には石畳や杉並木、関所跡など旧街道に関連する写真もあり、街道として使われ、多くの旅人が往来していたころに比較的近い時期の様子をビジュアルとして現在に伝えている。



箱根宿 [1886年-1904年撮影]



箱根関所跡[1926年以降撮影]



吾妻嶽地区杉並木



吾妻嶽地区杉並木



吾妻嶽地区杉並木



元箱根権現坂（石畳）[1892 年以前撮影]



箱根旧街道石畳



湯本茶屋地区石畳・松並木[1873 年以前撮影]



畑宿[1885 年以前撮影]



湯本（三枚橋）[1888 年以前撮影]

IV 史跡の本質的価値

1. 史跡箱根旧街道の本質的な価値（指定地内・指定外）

(1) 街道の重要性

①箱根旧街道は、交通の要所であり、東海道一の難所であった。

箱根旧街道は、江戸時代に整備された五街道の中でも江戸と京を結ぶ第一の幹線道路である東海道の一部であり、「箱根八里」とも呼ばれた。東海道は、五街道中もっとも往来が激しく、参勤交代の大名行列や寺社詣でなどの多くの旅人が行き交い、種々の物品も往来し、またそれらに伴って様々な文化の行き来も盛んであった。

険峻な箱根山を越える路程と、取り調べの厳しさで知られる「箱根関所」が存在することにより、箱根旧街道は街道一の難所として特に知られ、その位置と地勢により交通の要所とされた。

(2) 箱根旧街道の位置づけ

①その地勢的特徴から、江戸防衛上重要な役割を有していた。

江戸幕府は、標高 800m を越え急峻な山岳地帯である箱根一帯を、江戸防衛の最前線、自然の要塞として捉えていた。そのため、箱根山中を通る東海道を、それまでの尾根道に変えて須雲川沿いの谷筋へと付け替えるとともに、芦ノ湖畔に関所を設置した。

②箱根関所と一体となって、江戸幕府の大名支配や江戸の治安維持に大きな役割を果たした。

箱根関所は、当初は江戸を守るための軍事的要害として設置されたが、その後は箱根一帯に設けられた他の5か所の関所とともに、治安維持のための警察的機能を果たし、間の村では街道を通行する旅人の監視も行われた。

(3) 街道遺構としての価値

①東海道の中でも極めて特徴ある街道施設が採用され、それらが現在でも良好に遺存している。

石畳や杉並木など、急峻な地形や高い標高・高温などの立地にあわせて、東海道の中でも極めて特徴ある街道施設が採用された。

石畳などは他地域でも見られるが、全国的に見て現存する石畳の距離は群を抜いて長く、残存状況は比較的良好で、江戸時代の街道整備の様子を知ることができる。

石畳が敷設されたとはいえ箱根旧街道は、旅人にとって決して歩きやすい道ではなく、箱根の山越えに苦労したことを記載した道中記は数多くあり、箱根は石畳の有無に関わらず、江戸時代を通じて東海道中の大きな難所であったことに変わりはない。寛政5年(1793)、老中松平定信が箱根山を通った際に、「箱根山は要害の場所ということから、難所にしておかねばならない、入念な道普請は趣意に反する」と述べた記録が残っており、街道整備に対する幕府の消極的な姿勢をうかがうことができる。

杉並木については、日光杉並木街道とともに、当時の杉が現在も生育を続ける稀有な例である。

近代以降、箱根越えの主要幹線道としての役割を失い、かつ車道整備などが行われたにもかかわらず、なお石畳や杉並木など当時の街道遺構が遺存するなどよく旧態をとどめており、当時の街道の面影を今に残している。

②東海道を題材とする紀行文や物語など、文献や古資料が数多く残されている。

『東海道分間延絵図』や歌川広重による各種の『東海道五十三次』などの浮世絵、数多くの道中記等が残されており、それらを資料として箱根旧街道の様相をより深く知ることができる。

③五街道中第一の幹線道路として地域史の上でも重要な役割を有した。

五街道中第一の幹線道路として参勤交代の大名をはじめ、庶民に至るまで多くの旅人たちが往来したことにより、箱根宿や間の村などの沿道各地の集落や、近隣の箱根七湯の各温泉場が発達し、また箱根細工などの産業が成長するなど、地域史の上でも重要な役割を有した。

元和4年(1618)、箱根山越えの便宜を図るため箱根宿が設置されたほか、間の村として須雲川や畑宿などの沿道集落が発達し、旅人の休憩所として利用され、また街道の維持にも大きな役割を果たした。戦国時代から挽物細工の生産が行なわれていた畑宿では、箱根寄木細工が定着し、街道土産として盛んに作られた。さらに、江戸時代後半から庶民の旅が増えるにつれ、古くから湯治場として知られた箱根の温泉に立ち寄る旅人も増え、箱根温泉の行楽地化、観光地化が進み、現代の観光地箱根の礎を築いた。

2. 本質的価値を構成する要素

(1) 史跡指定地内本質的価値を構成する要素 (= 近世の街道遺構)

①街道としての道筋 (道路敷)

②杉並木

③石畳

④一里塚

⑤石造物

- ・道標 (「六道地藏菩薩江之道」)
- ・芦川石仏群
- ・近代以降に建てられた記念碑
 - －箱根馬子唄の碑
 - －ケンペル・バーニー碑
 - －バーニーの碑
 - －箱根振興会による解説碑
 - －国史跡指定時の標柱

⑥景観 街道景観、周辺山並み景観、早川・須雲川景観、芦ノ湖景観、相模湾景観

(2) その他の要素

①名称板 (石碑)

②説明板

③道標

④施設 (トンネル、橋梁、木階段、ベンチ、四阿、グレーチング、ピンコロ石道路側など)

⑤植物・植生 他

(3) 史跡指定地外本質的価値を構成する要素 (= 近世の街道遺構) 将来の追加指定

①道筋 (旧赤道)

- ②石畳（埋蔵遺構）
- ③杉並木（指定地外）
- ④一里塚（跡地）
- ⑤茶屋など
- ⑥宿場、間の村などの「町割り」
- ⑦沿道の寺社仏閣など
- ⑧記念碑 親鸞聖人聖跡、明治天皇関連碑、箱根八里の碑
- ⑨寺社仏閣境内 石造物

◇表 9 史跡指定地内構成要素一覧表

要素		地区名								
		① 向坂 地区	② 新谷町 地区	③ 吾妻嶽 地区	④ ドンキン 地区	⑤ 二子山 地区	⑥ 畑宿山根 地区	⑦ 畑宿 千鳥橋上 地区	⑧ 湯本茶 屋地区	
本質的価値を構成する要素	街道道筋	○	○	○	○	○	○	○	○	
	杉並木	○	○	○	○					
	石 畳	○			○	○	○	○	○	
	一里塚						○			
	石造物	○ 芦川石仏群 国史跡標柱			○ ケンペル・ パーニー碑 国史跡標柱	○ 道標「六道地藏 菩薩江之道」 箱根馬子唄の碑 国史跡標柱	○ 一里塚史跡標柱 国史跡標柱	○ 国史跡標柱	○ 馬の飲み水桶	
	景 観	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他の要素	名 称 板	○		○	○	○	○			
	説 明 板 (案内板)	○	○	○	○	○	○	○	○	
	道 標	○	○			○	○		○	
	植物・植生	○	○	○	○	○	○	○	○	
	その他設備等	・木階段 ・車道横断 トンネル ・車止め ・ピンコロ 石敷き 他	・木柵 他	・縁石 ・石段 ・ベンチ 他	・歩道橋 ・石垣 ・鳥居 ・車止め 他	・車止め 他	・コンクリ ート階段 ・電柱 ・歩道橋 他	・石段 ・コンクリ ート橋 ・電柱 ・木橋 他	・フェンス ・石垣 ・街灯 ・鋼管手摺 ・鉄骨橋 ・道路 他	

V 現状と課題

1. 保存管理の現状と課題

(1) 現状

史跡に指定されており、箱根町はその管理団体として文化財保護法に基づき日常の維持管理にあたっている。

①街道筋

- ・江戸時代当時の東海道のルートが、箱根から湯本までハイキングコースや県道としておおむねつながっている。

②杉並木

- ・道路区域と重複している地区のうち、吾妻嶽地区、ドンキン地区に関しては県西土木事務所小田原土木センター、新谷町地区に関しては町環境整備部都市整備課と管理協定を締結して維持管理を実施している。また、湯本茶屋地区については都市整備課が管理を行っている。
- ・ボランティアや地元自治会などの参加をいただき、草刈りや清掃を実施している。
- ・年間委託により下記の作業を実施している。
 - a.年1回の巡回調査（並木杉1本1本の状況確認と劣化状況の報告）
 - b.ツタ植物などの除去
 - c.あじさいの害虫駆除
 - d.落下枝などの除去・清掃
 - e.枯死杉及び枯死枝が確認された際は、除去（現状変更）
 - 車道部分にかかる区域は県西土木事務所小田原センターが実施
- ・強風、大雨等により、被害等が発生した場合、あるいは発生が予想される場合、状況に応じた対応を実施している。
 - a.通行止め措置（小田原土木センターとの管理協定に基づく）
 - b.災害発生後の状況確認及びその対応（必要に応じて落下枝の除去）
 - 車道部分にかかる区域は県西土木事務所小田原センターが実施

③石畳

- ・須雲川自然探勝歩道と重複している箇所は県自然環境保全センターと連携した管理を行っている。
- ・隣接地からの倒木や出水による道路崩壊などが発生した場合には、その状況に応じた対応をする（倒木の除去や道路地形の復旧など）。

④一里塚

- ・地元自治会の参加をいただき、定期的な草刈りを実施している。

(2) 課題

史跡箱根旧街道の本質的価値を構成する要素の劣化が進んでいる。

①街道筋

- ・石畳が埋没や県道による寸断により往時の連続性が保たれていない。
- ・埋蔵石畳の調査が不足している。
- ・旧東海道のルートと車道が重複し、安全歩行が困難な箇所がある。

②杉並木

- ・枯死する杉や杉枝が多くなり、またこぶ病などが広がりつつあるなど、活力の劣化が進んでいる。
→住家や通行人の安全性に影響がある。(安全対策)
- ・伐採などにより本数が減少し、次第に往時の景観を失いつつある。
- ・吾妻嶽地区、向坂地区では山側から(林野庁管轄区域、民有地など)の土砂、及び雨水の流入が災害の度に発生し、石畳や遊歩道の埋没や杉へ悪影響を与えている。
- ・並木敷きへの侵入防止と景観維持のためのあじさいが枯れつつある。

③石畳

- ・江戸期の遺構が残る部分が確認される一方で、石組みの崩壊や流出による不陸や、土砂崩れから土砂堆積により石畳の埋没、路肩の崩落が生じている。
→排水施設がない、もしくは現代風のもので意匠が不似合い。
- ・時代は不明なもの、川原石(丸石)使用され、石組みが粗い、または崩壊していて、歩行者が怪我をする例が発生している。
- ・周辺からの転石、落石、浮き石などが確認されている。
- ・史跡指定地に接続する木段などの腐食が進行している。

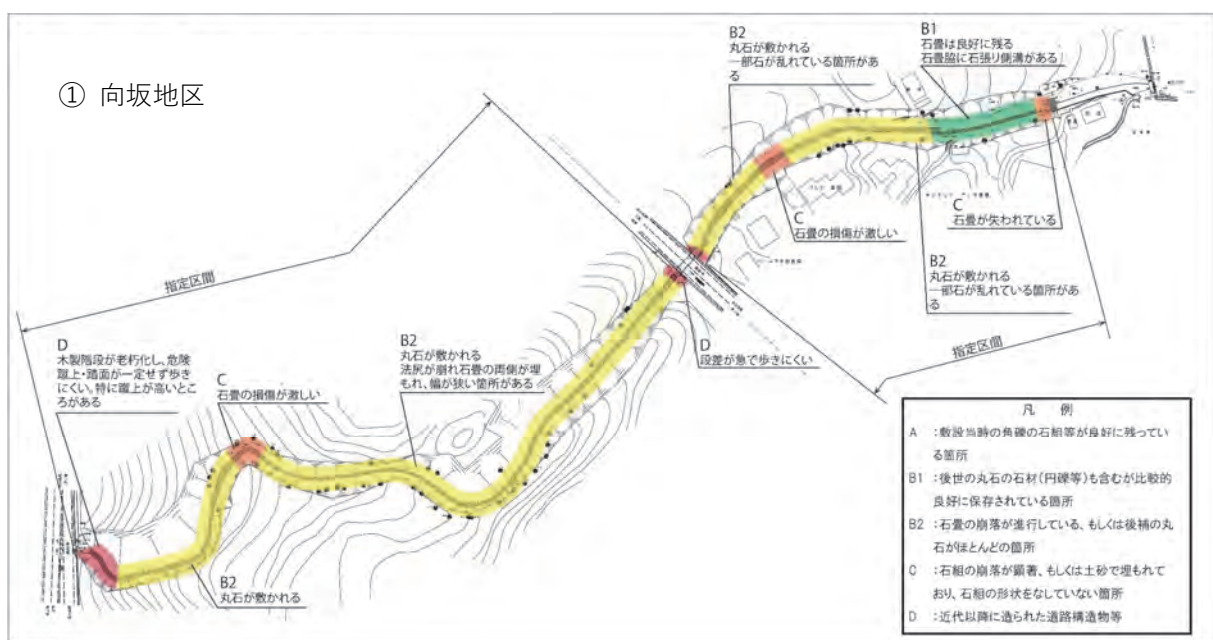
④一里塚

- ・猪が塚を掘り返し、盛土や内部の礫が崩落する被害が繰り返され、平成10年復元当初の形態を維持することが困難になっている。

⑤景観

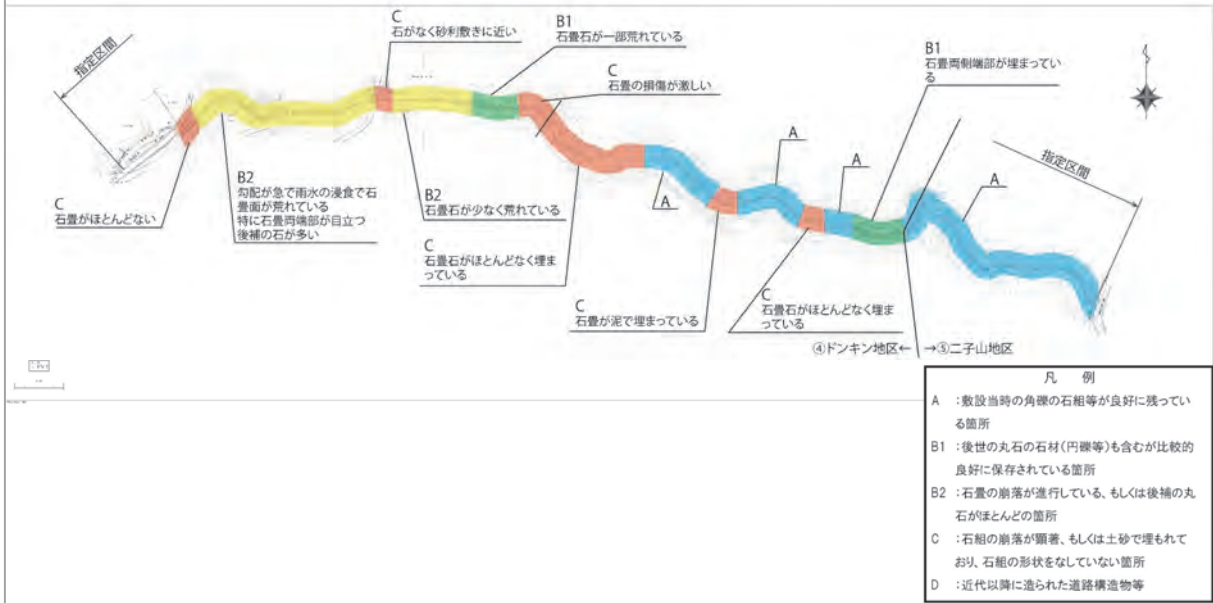
- ・周辺樹木の繁茂などにより、景観の一部が喪失している(江戸時代の景観が失われている→権現坂からの芦ノ湖の景観など)。
- ・石畳や杉並木の調査が進んでいない。
- ・史跡以外の杉並木や埋蔵石畳区間の指定が遅れている。
- ・埋蔵石畳の調査や整備が進んでいない。

◇石畳の残存状況図(石畳現況図)(図27)

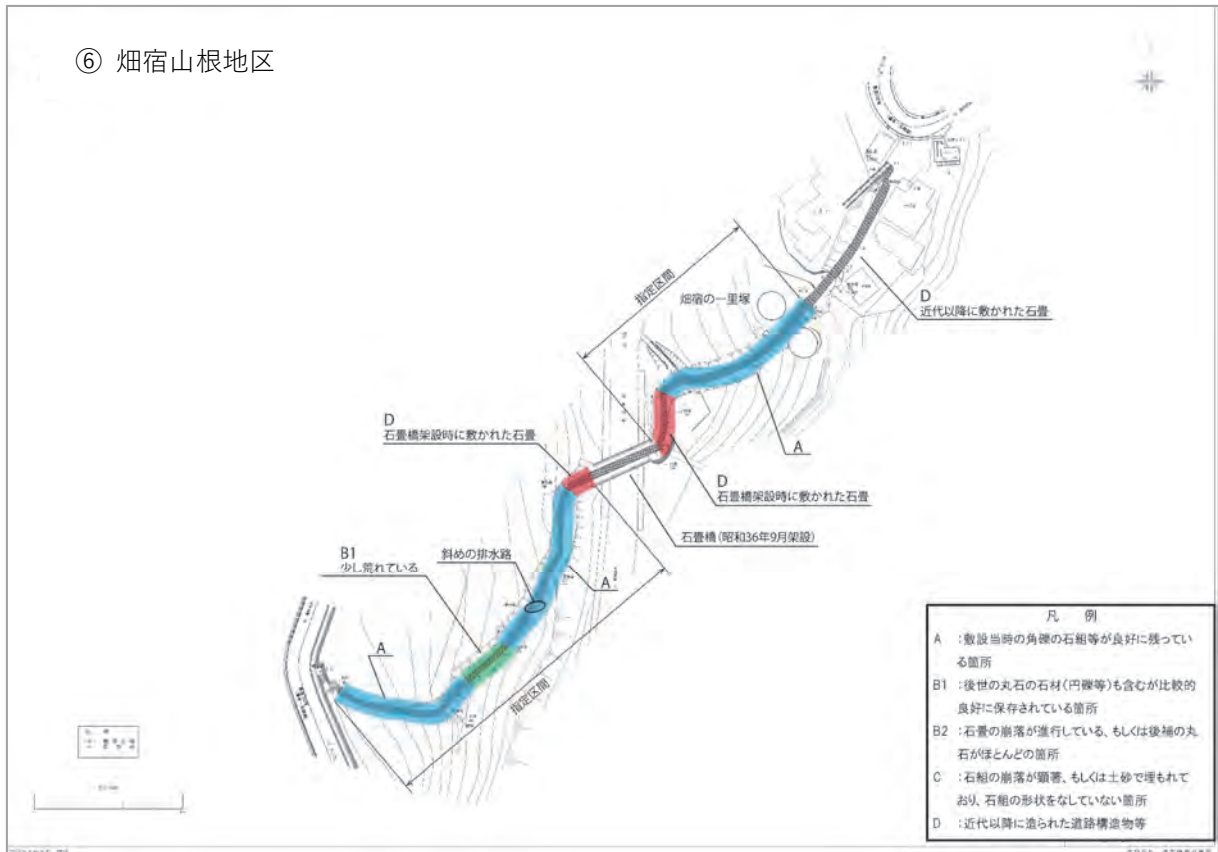


④ ドンキン地区

⑤ 二子山地区



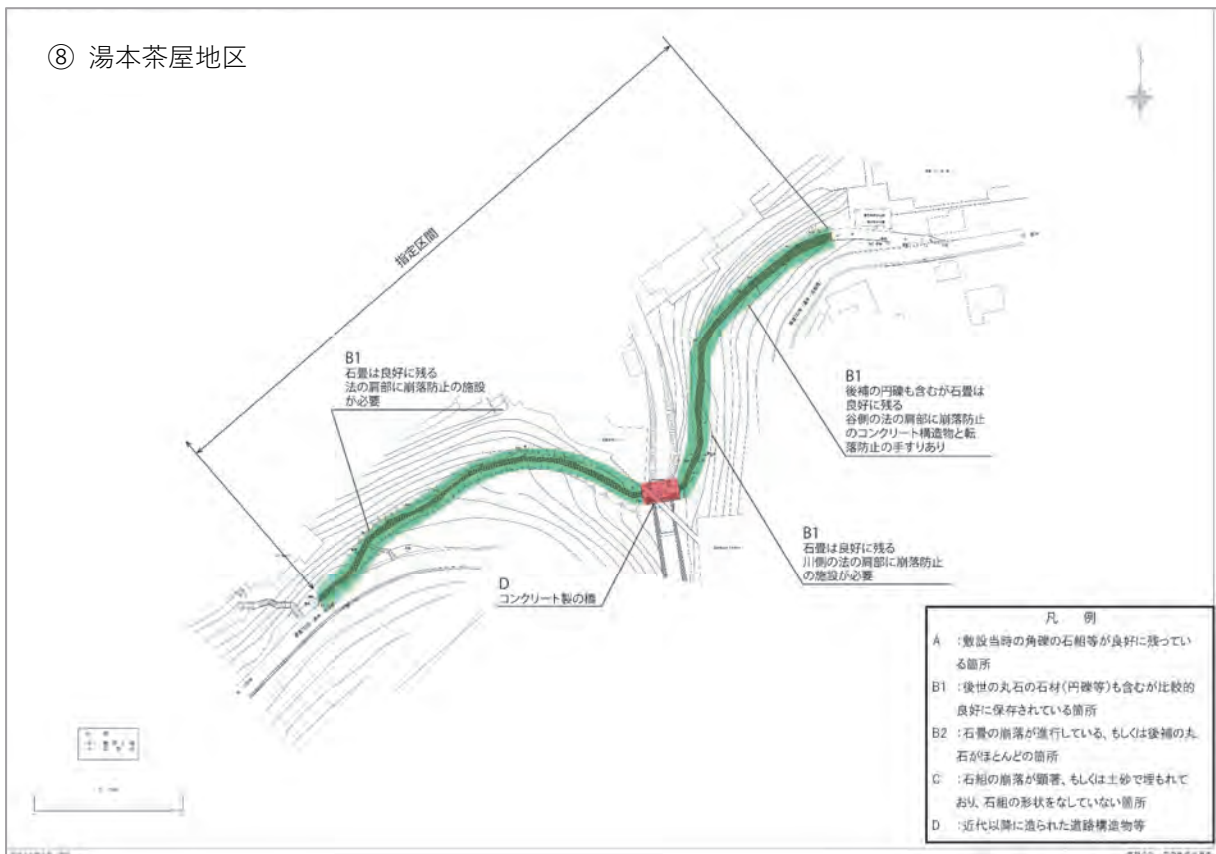
⑥ 畑宿山根地区



⑦ 畑宿千鳥橋上地区



⑧ 湯本茶屋地区



2. 活用の現状と課題

活用の内容は、学習の場としての教育的活用及び地域振興の場としての観光的活用が主なるものであるが、活用のための情報発信も行っている。

(1) 現状

①教育的活用

- ・学校教育の場として、史跡の学習活動の他に町内公立小学校6年や自治学習出張講座や町内私立中学生によるわらじ作りと箱根旧街道体験を行っている。
- ・生涯学習教育の場として、歴史を活かしたイベントや学習活動が行われている。
箱根探訪会
自然に親しむ運動

②地域振興と観光的活用

- ・史跡を活かした下記のような観光的な活用を行っている。
箱根路森林浴ウォーク
城下町小田原ツーデーマーチ
箱根大名行列
観光ガイドツアーによる観光客ガイドの実施
地域文化財総合活用推進事業
「日本遺産」認定による活用事業

③情報発信

- ・国内外からの観光客に向けて、本質的価値に係る情報を発信している。
- ・観光やハイキングマップを含め、パンフレット類は下記のように多数作成・配布している。
解説書の刊行
ワンコインシリーズの刊行
箱根関所ガイドブックの刊行
ガイドパンフレット作成（日本語、英語ほか多国語）
映像製作・配信（日本語、英語ほか多国語）
日本遺産認定によるPR
- ・外国人記者や観光業者へのプレスツアーの実施をしている。
- ・情報板の設置（施設）をしている。

④活用関連施設

- ・ガイダンス機能を有する施設として、箱根町立郷土資料館（湯本）、箱根旧街道休憩所（畑宿）、箱根関所（箱根）が設置されている。

年度別入館者数（表10）

郷土資料館				
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
7,631	6,487	6,984	6,830	8,137
箱根関所				
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
423,338	281,349	314,569	372,860	340,923

(2) 課題

貴重な箱根旧街道の価値を住民や観光客にわかりやすく伝え、価値を活かした活用を更に充実していく必要がある。

①教育的活用の場

活用を積極的に行うためには下記のような課題がある。

- ・パンフレットやガイドブックは多くあるが、史跡を学ぶための学習用教材がない。
- ・史跡を学ぶための出前教室（歴史教室など）や現地講座の機会が少ない。

②他の遺跡との連携

箱根旧街道の存在意義を広い視野から理解するために、箱根旧街道の周辺及び関連する歴史的文化遺産との連携を図る必要がある。

③地域振興と観光的活用

- ・旧街道を訪れてくれる人が少ない。
- ・箱根旧街道の価値を住民や観光客に分かりやすく伝える工夫が必要である。
- ・ソフト事業の展開（イベント・学習活動の充実）図る必要がある。
- ・観光客向けのガイド体制が明確でない。
- ・箱根旧街道の案内板のデザインに統一性がない。
- ・休憩施設、ベンチ、トイレなどの便益施設が不足している。
- ・展望広場などが無い。

④情報発信

インターネットによる情報発信量が少ない。

⑤多言語化

- ・外国人観光客向け案内が不足している。
- ・箱根旧街道を訪れる外国人が増えており、街道の説明や道案内のための多言語を図る必要がある。

3. 整備の現状と課題

(1) 現状

史跡指定後、昭和40年前後に神奈川県自然環境保全センターによる須雲川自然探勝歩道整備が行われた。また、旧街道の案内板等の設置やドンキン地区の歩道橋が設置された。

その後、基本的には維持管理が中心で吾妻嶽地区の保護対策事業における土壌改良・あじさいの植栽・補植や山側保安林（林野庁管轄）の堰堤工事、集水桝設置が行われた。

整備としてその他、畑宿一里塚、箱根関跡の復元整備工事が行われている。

(2) 課題

旧街道の整備についての課題は、維持管理上の整備、活用のための整備に分け述べる。

①維持管理上の整備

◇杉並木周辺

- ・山側からの雨水や土砂の流入があり、雨水排水の対策を検討する必要がある。また、並木杉の枝繁茂による自然災害への対応に留意した整備計画の検討が必要である。

- ・並木周辺の他種樹木や下草をどう整備するか植生の計画が必要である。

◇石畳道

- ・旧街道筋維持のための措置（土砂崩れ防止）を検討し、敷石崩壊や毀損防止（雨水排水施設の整備等）を検討する必要がある。

◇周辺環境の整備（本質的価値の維持のための整備）

- ・指定範囲の境界が定まっていない箇所があり境界を明確にするとともに整備の計画を検討する必要がある。

②活用のための整備

◇公開活用のための整備

- ・旧街道の案内施設や休憩施設、便益施設、多目的広場など活用に向けた整備を検討する必要がある。
- ・複数の管理者が設置したサインが混在しており、統一感に欠けている。
- ・より充実した活用のため、将来的な復元整備に向けた検討を行う必要がある。

◇安全確保のための整備

- ・災害時の安全確保のために下記のような対策が必要である。
 - －通行止めの措置や枝落下、土砂崩れ、雨水流に対応した整備
 - －倒木・落石などの障害物、土砂や水たまり、降雨などによる洗掘箇所などの整備
 - －雨天時のすべりやすさ対策（石畳） 例）必要な箇所への手すり設置等
 - －石組みの崩落防止対策の整備
 - －車道散策の歩行ルート安全性確保を行う整備

4. 運営・体制の現状と課題

(1) 現状

所管

国史跡箱根旧街道の維持管理、活用、整備に関する事項は原則的に箱根町教育委員会生涯学習課文化財係が所管し、町道部分と重複している箇所は都市整備課が所管している。また町道認定区間以外にも、法定外公共物として払い下げを受けた道路用地については都市整備課が所管しているが、指定地に関しては管理協定を締結し、町教育委員会が日常管理を実施している。

- ・国道1号（道路）と重複する部分は、県西土木事務所小田原土木センター道路維持課と管理協定を締結して、日常の維持管理を実施している。
- ・吾妻嶽杉並木については、台風や大雪による被害等が予想される際は、管理協定に基づき、町教育委員会が県西土木事務所小田原センターの指示のもと通行止め等の措置を執っている。
- ・須雲川自然探勝歩道と重複する部分は、神奈川県自然環境保全センターと協議しつつ維持管理を実施している。また、台風などの災害時には、自然環境保全センター職員による巡回調査が行われている。
- ・地元自治会をはじめ、民間ボランティアの方々による清掃などの日常管理が定期的に行われている。
- ・活用面では箱根町ボランティアガイドやパークボランティアの方々によるガイドが行われている。
- ・災害時の対応体制、連絡体制が十分に構築されていない。

なお、箱根町は、文化財保護法第113条第1項に規定する管理団体に指定されている。

(2) 課題

維持管理・活用・整備の各事業の実施にあたっては、神奈川県教育委員会文化遺産課や文化庁と協議しながら箱根町教育委員会事務局が進めていくだけにとどまらず、企画観光部、環境整備部など関係する部局との相互連携の強化が必要である。

また、環境省富士箱根伊豆国立公園管理事務所、林野庁関東森林管理局東京神奈川森林管理署、神奈川県県土整備局県西土木事務所小田原土木センター、神奈川県環境農政局自然環境保全センターなど国県関係各課との連携や、日本遺産委員会を組織する小田原市、静岡県三島市、函南町、その他日本遺産地域との連携体制の強化が求められる。

さらに、地元住民、自治会、関連団体、観光団体、また文化財保護委員会をはじめとする文化財・史跡の専門家などとも連携し、事業を推進していく体制づくりの構築も必要である。

VI 保存活用の基本的な考え方

1. 大綱

テーマ『江戸の旅路を未来に繋ぐ』

江戸時代に整備された箱根旧街道は、長い東海道の路程の中でも特に難所として知られ、険しい山道には石畳が敷かれ、また芦ノ湖畔には高い標高と高湿な気候に適した杉が並木として植えられた。これら箱根旧街道を象徴する石畳や杉並木は、近代以降に道路開発が進められる中で、部分的に失われたものの、一部は江戸時代の姿のまま残されており、江戸時代の箱根越えの様子を今に伝える史跡として、また多くの観光客が訪れる箱根を代表する観光名所として知られ、特に外国人観光客からは異国の歴史を体感できるスポットとして人気を博している。また、石畳や杉並木が残っていない地点であっても、これまでに行われた旧版地形図の調査や発掘調査等により、連続性を持った街道としての道筋も判明しているほか、幕末期に撮影された古写真等には、当時の情景も残されている。このように歴史的文化的価値と観光的価値を併せ持つ箱根旧街道は、箱根町のみならず日本を代表する街道遺構として貴重な歴史的遺産であることを踏まえ、適切な保存を図るとともにこれを未来へと継承していくため、基本方針を次のとおり定める。

2. 基本方針

- ① 本質的価値を構成する諸要素を明確化し、日本の交通史上において貴重な史跡として、後世へと適切に保存し継承していく。また、未指定範囲の追加指定も視野に入れ、旧街道全体について資料調査や試掘調査を含めた調査研究及び管理運営を継続する。
- ② 箱根町民にとっては、箱根旧街道が誇りや親しみを感じることができるふるさとを代表する史跡として、町外の方たちにとっては江戸時代の旅を体感することができる観光的要素を持った史跡として、箱根旧街道の魅力を高める。また、その価値を国内外に周知するため積極的な情報発信を図る。(VII保存と管理)
- ③ 箱根旧街道の価値を多くの人々に伝え、積極的な活用ができ、人々に親しまれ長く愛される史跡とするために、歩行者や周辺住民の安全を確保しながらも本質的価値を損なわない、適切で有効な整備の施策を行う。(VIII活用、IX整備)
- ④ 保存活用計画を適切かつ確実に実行していくため、箱根町及び箱根住民を中心に専門家も交え、さらに神奈川県西土木事務所、神奈川県自然環境保全センター、三島市等の関係機関と連携を取りながら各施策を執行していく管理運営体制を構築する。(X運営体制)
- ⑤ 保存活用計画の施策を実施し、経過観察を行い進行状況に応じて見直しを行う。(XI経過観察)

以上を踏まえ「保存・管理」「活用」「整備」を柱に箱根旧街道の保存活用を進めていくこととし、また、その施策を進めるための体制づくりを行うこととする。

Ⅶ 保存と管理

1. 方向性

- ①史跡箱根旧街道の本質的価値を構成する諸要素を適切に保存し活用を実施して、価値を高め後世に適切に伝える。
- ②箱根旧街道全体についての調査研究を継続して実施し、必要に応じて追加指定や公有地化などの措置を検討する。
- ③これまでの日常管理を継続するとともに、史跡の毀損や劣化へ早急に対応し、史跡の維持に努める。
- ④本質的価値を構成する諸要素の保存のため、必要により周辺環境の保全を進める。
- ⑤周辺地域の住民や歩行者・通行車両の安全確保に向けた取り組みを進める。

2. 保存・管理の方法

(1) 構成要素ごとの保存の方法

①街道筋

- ・指定地の維持管理に努めるだけでなく、未指定地についても調査研究を進め、追加指定や公有地化により箱根旧街道全体の連続性を明らかにするとともに、その活用に向けた取り組みに繋げるものとする。

②杉並木

- ・現存する杉並木を今後も維持していくものとし、定期的な巡回による状況確認と日常的な管理作業を行うとともに、杉の生育状況についてのデータの蓄積を図り、毀損や劣化が確認された場合には、必要に応じて樹勢回復に向けた措置をとるものとする。
- ・江戸時代の杉並木が現存する未指定地については、早急に追加指定の措置をとるものとし、あわせて公有地化も検討するものとする。
- ・住民や歩行者等の安全を確保するため、枯死木や枯死枝の伐採や、災害発生が予測される場合の通行禁止措置などを実施する。また枝等の繁茂による通行の障害となる場合や危険性が高まった場合には、本計画の規定に基づく伐採も検討する。
- ・将来に向けた景観維持のための措置（枝打ちや補植など）については、今後専門家などより構成する保存整備委員会で検討する。

③石畳

- ・石畳が残存する史跡地については、現在も町ハイキングコース及び須雲川自然探勝歩道として観光客等の歩行者利用が行われているため、当面補修などは必要最小限の範囲で現状を維持し、並行して専門家などより構成する保存整備委員会にて整備計画を策定し、復元整備などを実施するものとする。
- ・路肩等に崩壊が発生する恐れが確認された場合は、史跡維持のため応急措置を施すとともに、整備計画に基づき根本的な崩落対策を講じる。
- ・指定地外の街道筋に石畳が確認された場合には、残存状況を正しく把握するとともに、今後の整備や追加指定、公有地化について検討する。
- ・史跡地の保護のため、周辺環境の保全につとめる。

④一里塚

- ・草刈り等整備については引き続き地元自治会等と連携を図りながらの実施を継続する。
- ・猪除けの方法について調査研究を続け、猪による被害の軽減を図る。

⑤景観

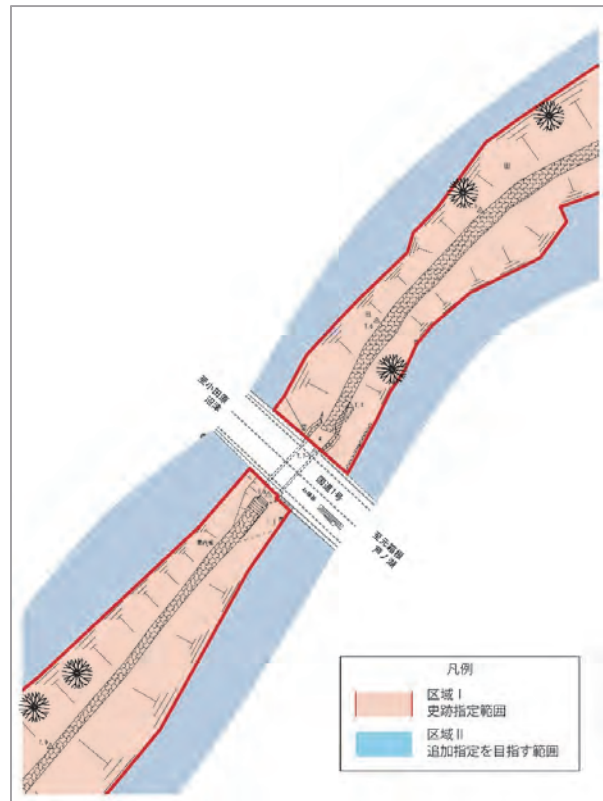
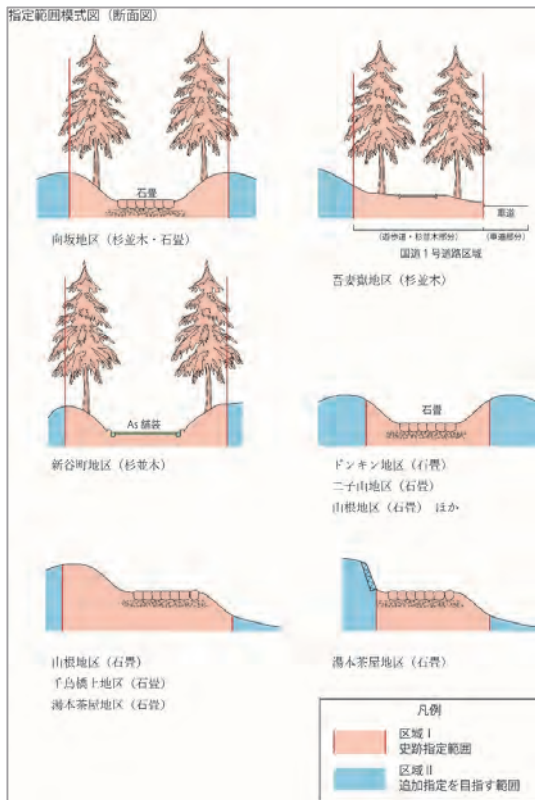
- ・景観は本質的価値を構成する重要な要素である。
- ・箱根旧街道を取り巻く景観によって、本質的価値が高まっている。旧街道を取り巻く自然環境と一体となつてこそ旧街道の意味があるので、史跡地の周辺環境の保全に努める。

(2) 区域の区分と現状変更許可基準

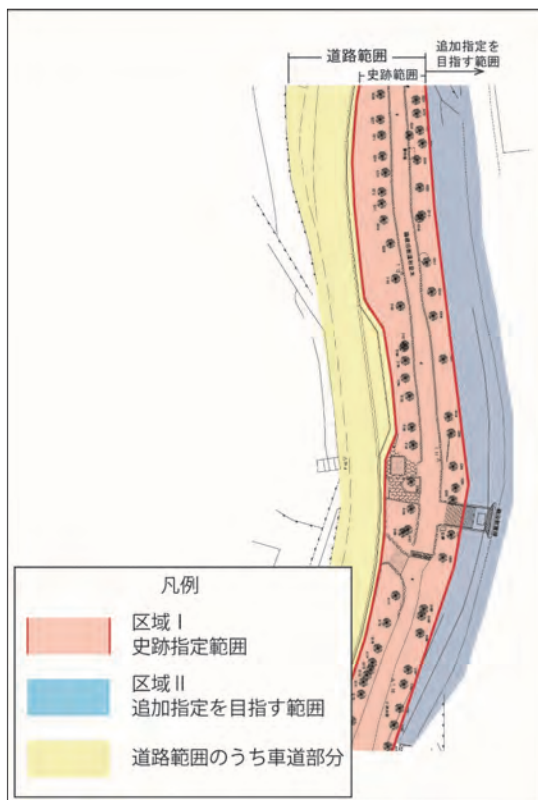
史跡箱根旧街道の保護に万全を期す観点から、保護対象の区域として2つの区域を設定する。

区域Ⅰは、史跡箱根旧街道の指定区域である。区域Ⅱは、史跡指定地を保護する目的で設定した保全区域で、史跡指定地に隣接し杉並木の根系が発達する場所、杉並木に隣接し受光空間として機能している場所、石畳に隣接する部分で地形を変更することにより石畳の保存に影響を及ぼす場所である。

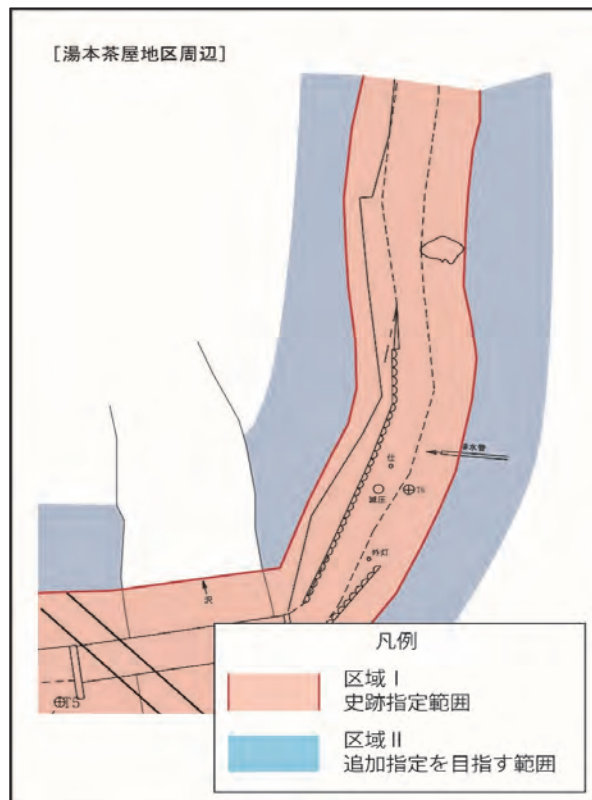
区域Ⅰ、区域Ⅱの考え方(例)(図28)



向坂地区



吾妻嶽地区



湯本茶屋地区

凡例	
◇ 区域Ⅰ（赤の区域）	文化財保護法（第109条第1項）によって史跡に指定された地域
◇ 区域Ⅱ（青の区域）	史跡指定地に隣接し、史跡箱根旧街道の史跡指定地を保護するため必要な保全地域 <ul style="list-style-type: none"> ・杉並木の根系が発達する場所 ・杉並木に隣接し、受光空間として機能している場所 ・石畳に隣接する部分で、地形を変更することにより石畳の保存に影響を及ぼす場所
◇ 車道部分（黄色の区域）	

区域ごとの現状変更取り扱い基準（表 11）

区域Ⅰ
場所の説明：文化財保護法（第109条第1項）によって史跡に指定された地域
<p>【取扱方針】</p> <p>文化財保護法第125条の規定により、国指定の史跡において、現状を変更または保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）は原則として許可しない。ただし次に該当する場合に限り認める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益上又は生活上必要と認められる事業で本質的価値を構成する諸要素に悪影響を及ぼさない行為 ・史跡の保存環境の向上に向けた行為

<p>現状変更等を行おうとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要がある。ただし、現状変更については、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない。</p>	
<p>現状変更等が認められない行為</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の形状を変更する行為（史跡が滅失、き損、衰亡するおそれのある行為） ・ 地形及び景観の改変（軽微なものを除く）または価値を著しく減じる行為（具体例）史跡箱根旧街道を拡張、掘削する土木工事等 	
<p>例外として認められる行為</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益上又は生活上必要と認められる事業で本質的価値を構成する諸要素に悪影響を及ぼさない行為 ・ 史跡の保存環境の向上に向けた行為 	
<p>国の許可を要する行為</p>	<p>重大な現状変更、または保存に重大な影響を及ぼす行為 例）土地の形状の変更を伴う、もしくは景観に大きな影響を及ぼす行為で、次に挙げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物（上下水道・温泉・ガス・電気等地中埋設管、水路、側溝、電柱、交通安全施設、防災施設、基礎を伴う看板・説明板等）の新規設置 ・ 上記工作物の補修、改修で、その設置の際に掘削された範囲を超えて行われるもの ・ 道路の路床に及ぶ補修、修繕 ・ 学術的調査を踏まえて行う史跡整備 ・ その他、史跡の本質的価値を構成する諸要素に影響を及ぼす行為
<p>県の許可を要する行為</p>	<p>軽微な現状変更、又は保存に悪影響を及ぼさない行為 例）土地の形状の変更を伴わない、もしくは土地の形状の変更が必要最小限の範囲内である行為で、次に挙げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の補修、改修で、その設置の際に掘削された範囲を超えない範囲で行われるもの ・ 道路舗装の形状、色彩等現状を変える行為
<p>※国による許可：文化財保護法第125条（現状変更等の制限及び原状回復の命令）によるもの ※県による許可：文化財保護法施行令第5条第4項第1号により、許可権限が都道府県に委譲されているもの</p>	
<p>現状変更等の許可を要しない行為</p>	
<p>文化財保護法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 維持の措置 ・ 非常災害等のために必要な応急的措置 ・ 保存に及ぼす影響が軽微である行為（日常の維持管理行為） 	
<p>滅失・き損の届出及び終了後に復旧の届出が必要な行為</p>	
<p>維持の措置</p>	<p>本質的価値を構成する要素がき損又は衰亡している場合において、その指定当時の原状に復する行為</p>

滅失・き損の届出が必要な行為		
維持の措置	本質的価値を構成する要素がき損又は衰亡している場合において、その拡大を防止するための応急措置	
	・病害虫の拡散を防ぐための樹木治療及び伐採・除去・消毒作業 ・腐朽菌等に侵された樹木の治療、倒木が予想される腐朽菌等に侵された樹木の伐採・除去・消毒作業	
	史跡の一部がき損又は衰亡している場合で、その復旧が不可能である場合に、当該部分を除去する行為	
	・台風等により倒木した杉の除去	
届出不要の行為		
非常災害等のために必要な応急的措置	災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される事態においてとられる応急的措置	
	事故等により緊急的対応が必要な場合にとられる措置	
保存に及ぼす影響が軽微である行為	除草・下草刈り	並木敷の下草刈り、雑草の草刈
	杉の枯れ枝処理	隣接建物への家屋損傷等悪影響を及ぼすことが予想される枯れ枝の除去
		道路の通行に支障を及ぼしている、または及ぼすことが予想される枯れ枝の撤去
		景観に悪影響を及ぼしている、または及ぼすことが予想される枯れ枝の除去
	剪定・刈り込み	樹木の病気伝染防除のための枯れ枝除去
		安全管理上必要な並木杉の剪定、刈り込み作業
		隣接建物への日照障害や家屋損傷につながるものや、道路構造物や架空線等にかかるもの、又はそれらが予想される障害枝の除去
		道路の通行に支障を及ぼすもの、又は支障が予想される障害枝の除去
	倒木等危険樹木の応急処置	並木敷の生育環境を確保するため、杉の自然樹形や特性を考慮した枝抜き
		歩行者・車両・隣接建物等に倒れこむことが予想される危険木の応急処置
	倒木等危険樹木の伐採	並木杉の負荷を軽減し、倒覆を防ぐための幹、枝葉の部分的な除去
		歩行者・車両・隣接建物等に倒れこむことが予想される危険木で、応急処置では倒木を防ぐことができない並木杉の伐採。
	清掃管理	並木敷、歩道、石畳等史跡範囲内の清掃、人為ゴミの除去
		落ち葉、枯れ枝等の清掃、除去
	病害虫及び鳥獣害除去	ハチ等歩行者に危害を与える害虫駆除のための樹木処理
		歩行者等に被害を及ぼすカラス等鳥類対策
控え木等の設置	倒木を防ぐための控え柱の設置	
	後継木植栽時の控え木の設置	
道路の維持管理	道路管理者が行う通常の維持管理行為	
工作物の維持管理	水路、管路等地下に埋設された工作物の維持管理行為で、その内部空間で行われるもの	
区域Ⅱ		
場所の説明：史跡指定地に隣接し、史跡箱根旧街道の史跡指定地を保護するために必要な保全地域		
・杉並木の根系が発達する場所		
・杉並木に隣接し、受光空間として機能している場所		

・石畳に隣接する部分で、地形を変更することにより石畳の保存に影響を及ぼす場所

【取扱方針】

開発行為等に対しては、文化財保護法第 125 条による制限はかけないが、史跡の保存に対して影響が及ぶ可能性があることに留意するよう、事業者に対して積極的に働きかけをするとともに、貴重な文化遺産であることの周知徹底を図る。

また、隣接している史跡指定地の保存状態等の調査研究を行い、史跡の保護に必要と認められる範囲については追加指定を目指し、遺構が埋蔵されていることが想定される範囲については周知の埋蔵文化財包蔵地として周知し保護を図ることとする。

(3) 追加指定と公有化

①本質的価値を有する未指定地の追加指定

未指定地で、現在、確認されている埋蔵石畳については調査研究を継続し、追加指定と公有地化を図る。また、今後史跡の本質的価値を有する可能性のある埋蔵石畳が確認された場合は、追加指定を視野に入れた上で調査研究を進める。また指定地外にある杉並木は、土地の公有化とともに追加指定を進める。

②旧街道隣接地（区域Ⅱ）の追加指定

石畳および並木杉の保護のためには狭い石畳および並木敷だけでなく、区域Ⅱについても保存していく必要があり、並木敷隣接の私有地は、保護する必要がある地域については、史跡への追加指定を目指す。なお、追加指定に当たっては、対象地の所有者に係る財産権との調整に配慮しながら行う。

③計画的追加指定（公有地化）の実施

石畳および並木杉保護を効率的に進めるため、区域Ⅱの旧街道の後背地（私有地）を追加指定する場合は、ある程度まとまった区間を一括して指定することが望ましい。

しかしながら、個人の財産権等との調整に時間を要することに加え、保護用地に係る土地などの買上げのため、相応の予算を確保する必要もあり、まとまった範囲（面積）を追加指定することが難しい状況にある。

そこで、地域区分、開発可能性及び買上げ希望の有無などの各種指標を設定の上、優先順位に基づき、計画的に順次、追加指定（公有地化）を進めていく。

VIII 活用

1. 方向性

- ① 史跡箱根旧街道の本質的価値を積極的に情報発信する。
- ② 学習機会を充実させ、地域の宝として、また日本を代表する歴史的遺産として史跡を大切に
する心を育む学習活動を計画する。
- ③ 箱根旧街道東坂に加え三島市側の西坂を含めた活用のほか、他地域の東海道の他の史跡との
連携を図るなど、活用の範囲を広げていく。
- ④ 箱根は江戸時代の関東における湯治文化のメッカであり庶民の有楽の場でもあったことか
ら、日本遺産認定にかかる諸事業との連携を図り、その構成文化財を地域資源として活かし
ながら、箱根八里沿線の各市町とともに地域活性化を図る。
- ⑤ 海外からの観光客にも史跡箱根旧街道の価値を情報発信し、歴史的空間を体験できる場とし
てPRすることで、インバウンド増加につなげる。

2. 活用の方法

①教育的活用（学習機会の提供）

◇学習活動の場としての活用

- ・町内児童を対象とした出前授業（わらじ作りと箱根旧街道、歴史教室など）を実施し、幼
少期より、箱根の代表的な史跡である箱根旧街道に対する親しみと理解を育むことを図る。

◇箱根旧街道を見学場所に含む見学会等の開催

- ・箱根旧街道に親しむ様々な機会の創出
- ・各種イベントの開催による箱根旧街道の普及啓発
- ・ボランティアガイドによるガイドツアー
- ・関所をはじめとする他史跡や施設との連携によるイベント開催

◇関連施設を用いての活用

- ・箱根町郷土資料館、箱根旧街道休憩所、箱根関所等、箱根旧街道に関連する施設を利用し
てより多彩な活用を図る。

◇他遺跡との連携

- ・箱根旧街道の存在意義を広い視野から理解するために、箱根旧街道の周辺のみならず新居
関跡や東海道宇津ノ谷峠越、御油の松並木など他地域に残る東海道に関連する歴史的文化
遺産との連携を図る。

②地域振興と観光的活用

- ・箱根旧街道の周辺及び関連する歴史的文化遺産との連携
- ・地元団体などとの連携によるイベント開催
- ・地域のほかの文化財と連携した活用を図るほか、街道に関連する他地域の文化財との連携
の連携により、活用の幅を広げていく。
- ・日本遺産との連携
「旅人たちの足跡残る悠久の石畳道 一箱根八里で辿る遙かな江戸の旅路」というテーマ
計画されている日本遺産との連携を図る活用を計画する。
- ・他遺跡との連携

③情報発信

- ・ Web系（ホームページ、SNS、スマホアプリなどによる）情報発信をする。
- ・ 紙ベース系（パンフレット、チラシ類の配付、ワンコインシリーズ等のガイドブック）の刊行を行う。
- ・ 増加するインバウンドに対応するため、外国語による案内板等の整備を進める。その際、外国人に箱根旧街道の歴史についてより理解してもらえるよう、解説文の内容等について十分配慮する。

IX 整備

1. 整備の方向性

(1) 保存のための整備

- ・維持管理上の整備

→本質的価値を損なわない範囲で、土砂や雨水の流入、路肩の崩壊など、日常管理にかかる課題に対応する整備を行う。

(2) 活用に向けた整備

- ・安全確保のための整備

→箱根旧街道の歩行者や通行車両の安全確保のため指定地内外の整備行う。

- ・公開のための整備

→箱根旧街道の歩行体験を向上させるため、統一された適切なサインの整備や説明板の多言語化を図るとともに、歩行者の便益を図るための施設整備と情報提供を行う。

- ・復元に向けた検討

→箱根旧街道の当時の姿を可視化するために、指定地内外の本質的価値を構成する要素の復元的な整備に向けた検討を行う。

2. 整備の方法

(1) 保存のための整備

維持管理上の整備として次のことを進める。

①調査研究

- ・文献調査や発掘調査により箱根旧街道の歴史や構造に関する調査研究をさらに進め、整備にあたっての基礎的なデータの収集に努める。
- ・収集したデータから、当時の景観や石畳の構造等を分析し、保存整備の方針及び方法等を検討するとともに、破損もしくは崩壊して当時と異なる箇所は復元的に整備を図ることを検討する。

②史跡を維持するための整備

- ・調査研究の成果をもとに、箱根旧街道が街道であった当時の姿にできる限り復する方向で整備を行う。ただし、その方向性や手法については保存整備委員会の意見を伺いながら検討したうえで実施する。
- ・杉並木については、当時より本数が減少しており、その景観復元の観点から杉並木を積極的に増やし、抜けている所は補植していく整備を計画する。
- ・杉の生育環境を確保することや病気の伝染を防ぐことを目的とした枝打ちや、杉の樹勢回復を目的とした整備を実施する。

③史跡の毀損に対する整備

史跡の毀損や劣化の原因について調査し、それに対応するための施設等を整備する。

- ・吾妻嶽地区杉並木背後の治山事業などの周辺環境の保全
- ・排水路等の整備（史跡地内への雨水流入による土砂崩れや石畳崩壊、遊歩道の水たまりなどを防ぐための施設）

- ・路肩崩壊を防ぐための措置

(2) 活用のための整備

①安全確保のための整備

近隣住民や歩行者・通行車両の安全確保に向けた施設整備を、本質的価値を損なわない範囲で実施する。

- ・通行を確保するための枝打ちを行う
- ・手すりや木柵などの施設を設置する
- ・指定地と指定地外を結ぶ的確な案内板等のサインを設置する
- ・指定地外の車道歩行での安全性の向上を図る

②公開のための整備

◇サインの整備

- ・箱根旧街道の歩行体験を向上するため、適切な案内板や解説板（スマホアプリでの現地情報提供も含む）の整備を充実させる。
- ・史跡地内の解説板・案内板のほか、指定地外の遊歩道や車道を結ぶルート案内の明確化と、統一したサインを整備する。

◇説明板等の多言語化

- ・説明板の言語は多言語化する。そのためには QR コードからインターネットに接続して多言語化を図ることも計画する。

◇便益施設の整備

- ・歩行上の安全確保と憩いの場、休憩所、トイレなどの便益施設を、史跡の本質的価値を損なわない範囲で整備する。

◇ガイダンス機能の充実

- ・郷土資料館や箱根関所などの博物館施設にガイダンス機能を充実させ、箱根旧街道の解説やルート紹介などを情報提供することで、箱根旧街道へ誘う役割を持たせる。

③復元に向けた環境整備

調査研究の成果や、専門家からの意見を基に、史跡地内及び史跡地外の本質的価値を構成する諸要素を江戸時代当時の姿へ復し、箱根旧街道の当時の姿を可視化することで、その価値に対する理解を深め、歴史的な空間体験が可能となる復元整備に向けた環境を整える。

X 運営体制

1. 管理・運営体制整備の方向性

本計画に掲げた各種の保存・活用施策を効果的に実施していくためには、史跡の管理団体である箱根町、国道の道路管理者である神奈川県（県土整備局）、須雲川自然探勝歩道の管理者である神奈川県自然環境保全センターが緊密に連携を取り、文化庁・神奈川県教育委員会や専門の学識経験者の助言等を得ながら実施していくことが重要であり、加えて、その他の関係機関や地元住民等との協力関係を構築していくことも必要である。

2. 管理・運営体制整備

(1) 管理運営体制

本計画に掲げた各種の保存・活用施策の実施に当たっては、住民やNPO等が積極的に参画できる機運を醸成し、緊密な協力関係を築き、協働で実施することにより、住民等の文化財保護意識を高め、史跡についての理解を深めることにつなげると同時に、保存及び活用にかかる経費を抑制することを図る。

また、次章で述べる施策の経過観察において、保存活用計画に見直しが必要となった場合は、住民説明会やパブリックコメント等の手段を通して、住民等の意見を得る。

(2) 事業推進に向けた体制

史跡の保存管理・活用に関しては、下図のように連絡体制を構築し、文化庁や県、学識経験者の指導助言を得て、また他の関係諸機関と連携して取り組むことが重要である。

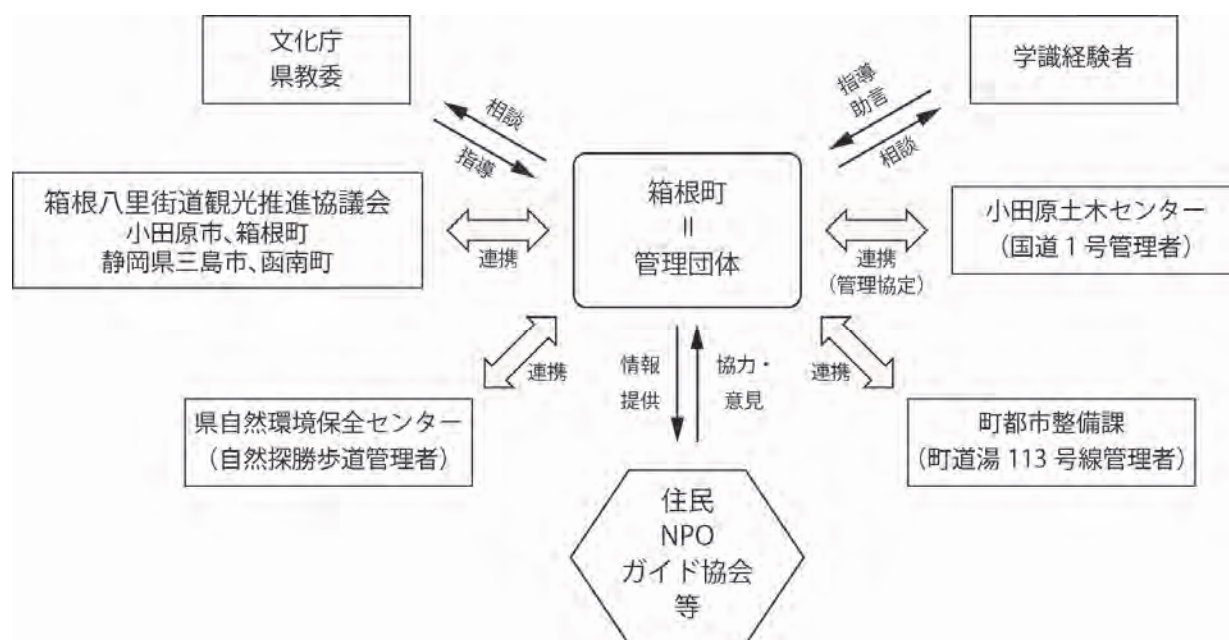


図 29 事業推進に向けた体制図

(3) 計画の実施に関する体制

この計画をより実効性の高いものとするため、史跡の保存・活用方針を総合計画や都市計画マスタープラン等町が策定する計画に的確に位置づけ、史跡担当課だけではなく、町として保存・活用を推進していく。また、各種補助事業やふるさと納税・寄付等を活用するなどし、適切な予算の確保に努めるとともに、継続的に実施していくための財源についての研究を引き続き行っていく。

(4) ガイドの養成

- ・ 来訪者へのサービスとしてハードの対応だけでなくガイドを養成し史跡の案内をする。
- ・ ガイド養成のための組織を計画する。
- ・ ガイド養成のプログラム、研修場所の計画をする。

(5) 管理運営のための市民協力と資金集め

- ・ 箱根旧街道の保存活用に市民の協力を得るための方法を検討する。
- ・ 箱根旧街道の保存活用に必要な資金、特に活用していくための資金を独自に集める手法について検討する。

XI 施策の実施計画の策定・実施・経過観察

1. 保存・活用に関する施策体系

箱根旧街道の保存・活用をより一層推進していくためには、「保存活用計画の基本方針」に基づいて、具体的な施策を展開していく。

2. 施策の進行上の確認機能

(1) 各種施策の工程計画の作成

各種施策の役割分担の再整理・明確化に伴い、今後は、各関係機関において箱根旧街道に関する施策を実施する際は、本計画を尊重するとともに、関係機関同士で情報共有をし、連携を取り合って効率的に事業を執行し、本計画の趣旨がより効果的に発揮できるよう努めることとする。

(2) 各種施策の進行状況の確認

各種施策の進行状況は、実施方法や具体策の内容により異なる。今後、各関係機関が箱根旧街道保存活用事業に着実に取り組み、各種施策を確実に実現していくためには、その進捗状況を把握するとともに、客観的評価を加えることが重要である。このため、関係機関が相互に進捗状況を確認し、評価を行うこととする。

また、各種施策の工程計画についても、箱根旧街道に関する環境の変化等により見直しの必要が生じたときは、相互に確認・検討の上、適宜その修正を行うこととする。

(3) 保存活用計画の期間

本計画は、箱根旧街道を取り巻く状況の変化に応じ、現状の課題を整理し、今後の保存活用施策の指針となるよう、策定を行ったもので、令和2年4月1日より施行する。

しかしながら、保護施策を実施していく中で、箱根旧街道を取り巻く環境や条件が刻々変化する可能性がある。そのため、新たに保存活用計画の見直しの必要性が出てくることも考えられる。

この計画全体の内容の変更については、各種施策の進捗状況、それに箱根町が一定の周期で行うこととしている樹勢に関する調査や石畳の調査と合わせて、10年を基本として見直しを行うこととする。

なお、軽微な内容の変更については、その都度、適宜見直しを行うなど柔軟に対応していく。

1 史跡の保存管理・活用・整備に関わる法令

- ◇文化財保護法（抜粋）
- ◇ 〃 施行令（抜粋）
- ◇特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
- ◇ 〃 の管理に関する届出書等に関する規則
- ◇ 〃 の復旧の届出に関する規則
- ◇ 〃 の現状変更等の許可申請等に関する規則
- ◇文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準
- ◇史跡名勝天然記念物標識等設置基準
- ◇文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について

- ◇関連法令
- 屋外広告物条例（抜粋）

2 日本遺産資料

3 引用参考資料

1. 史跡の保存管理・活用・整備に関わる法令

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

最終改正：平成三〇年六月八日法律第四二号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第二百二十二条、第三百三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しない

ものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めらるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めらるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(略)

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百十条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないと思つたときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がない若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づ

く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及

び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分

政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げている事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項の規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第二百二十九条の三 前条の第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計

画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第十十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行ったものを含む。)以外の記念物(第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。

第百三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第十十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

(登録記念物保存活用計画の認定)

第百三十三条の二 登録記念物の管理団体(前条において準用する第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。)又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画(以下「登録記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該登録記念物の名称及び所在地

二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げている事項には、当該登録記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項の規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更等の届出の特例)

第百三十三条の三 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定(次条において準用する第六十七条の三第一項の変更の認定を含む。第百五十三条第二項第二十四号において同じ。)を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百三十三条において準用する第六十四条第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(準用)

第百三十三条の四 登録記念物保存活用計画については、第六十七条の三及び第六十七条の五から第六十七条の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七条の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第百三十三条の二第四項及び第五項」と、第六十七条の五中「第六十七条の二第四項」とあるのは「第百三十三条の二第四項」と、第六十七条の一項中「第六十七条の二第四項各号」とあるのは「第百三十三条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

文化財保護法施行令(抜粋)

(昭和五十年九月九日政令第二百六十七号)

最終更新：平成三十一年一月三〇日公布

(平成三十一年政令第百一八号)改正

第五条

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。
- 一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
- イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築
- ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
- ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

- ニ 法第十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
- ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
- ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)
- ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等
- 二 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)

特別史跡名勝天然記念物及び史跡勝天然記念物指定基準(抜粋)

(昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号)

最終改正：平成八年一〇月二八日文部省告示第一八五号

史跡

- 左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの
- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡

- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

一 動物

- (一)日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (二)特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (三)自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (四)日本に特有な畜養動物
- (五)家畜以外の動物で海外よりわが国に移植され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六)特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一)名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二)代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三)代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四)代表的な原野植物群落
- (五)海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六)泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七)洞穴に自生する植物群落
- (八)池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九)着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十)著しい植物分布の限界地
- (十一)著しい栽培植物の自生地

(十二)珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一)岩石、鉱物及び化石の産出状態
- (二)地層の整合及び不整合
- (三)地層の褶曲及び衝上
- (四)生物の働きによる地質現象
- (五)地震断層など地塊運動に関する現象
- (六)洞穴
- (七)岩石の組織
- (八)温泉並びにその沈澱物
- (九)風化及び侵蝕に関する現象
- (十)硫気孔及び火山活動によるもの
- (十一)氷雪霜の営力による現象
- (十二)特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

(昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号)

最終改正：平成一七年三月二八日号外外部科学省令第一一
号

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 管理責任者の職業及び年齢
- 七 選任の年月日
- 八 選任の事由
- 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 管理責任者の氏名及び住所
- 六 解任の年月日
- 七 解任の事由
- 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 七 変更の年月日
- 八 変更の事由
- 九 その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第百二十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名及び住所
- 六 新管理責任者の氏名及び住所
- 七 新管理責任者の職業及び年令
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第百二十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時

八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況

九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度

十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知つた日

十二 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第百十五条第二項(法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第百六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第百六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(抜粋)

(昭和三十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第九号)

最終改正：平成一七年三月二八日号外文化科学省令第一一
号

(復旧の届出)

第一条 文化財保護法(昭和三十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二百十条で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号 括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(抜粋)

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)
最終改正：平成二十七年一月二日 文部科学省令第三六号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。)第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めるときを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

文化財保護法施行令第五条第四項第一号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

(平成一二年四月二八日文部大臣裁定)

(平成二七年一二月二一日最終改正)

I 共通事項

(一) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、令第五条第四項の規定により号項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを都道府県の教育委員会が行う場合においては、「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合であっても、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。

(二) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画（保存管理計画）」に定められた保存（保存管理）の基準に反する場合
- ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

(三) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和二五年法律第二四号。以下「法」という。)第二百二十五条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

(四) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第二百二十五条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
- ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
- ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

- (一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。
- (二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から二年を超える場合
 - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (三) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (四) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

- (一) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

- (一) 「工作物」には、次のものを含む。
- ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塙
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (六) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法

第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

- (一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第百十五条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (二) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

- (一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (二) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (三) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

- (一) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号の許可の事務の範囲に含まれない。
- (二) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第二百五条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

七 令第五条第四項第一号ト関係

- (一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (三) 木竹の伐採が、法第二百五条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第七号)
最終改正：平成二七年九月一日文部科学省令第三〇号

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第百十五条第一項(法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規

定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について（抜粋）

（平成一二年三月一〇日庁保伝第一四号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

第三 史跡名勝天然記念物関係

一 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務（法第八〇条）は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が決定受託事務として行うこととしたこと（法第九九条第一項第二号並びに令第五条第一項第二号、第四項第一号、第五項及び第六項）。

○ 都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準（新地方自治法第二四五条の九）については、追って定める予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提出については、別途依頼する予定である。

○ 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければならぬ（法第八五条の三）（第八二参照）。

○ 都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる（法第九九条第四項）（第八四参照）。

（一） 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

（i） 史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県（市の区域内における現状変更等については、当該市の教育委員会が行う（法第九九条第一項第二号及び令第五条第四項第一号イからへまで）。

① 三か月以内の期間を限って設置される小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が一二〇m²以下のものをいう。②において同じ。）の新築、増築、改築又は除却（同号イ）

② 指定面積が一五〇ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第一種及び第二種低層住居専用地域に

おける小規模建築物の新築又は建築後五〇年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却(同号ロ)

- ③ 土地の形状を変更しないで行われる、i)建築物以外の工作物の設置若しくは設置後五〇年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又はii)道路の舗装若しくは修繕(同号ハ)
- ④ 管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却(同号ニ)
- ⑤ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修(同号ホ)
- ⑥ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。)(同号ヘ)

関連法令

屋外広告物法(抜粋)

(昭和二十四年六月三日法律第百八十九号)

最終改正：平成三〇年五月三〇日号外法律第三三号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物(以下「広告物」という。)の表示又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)の設置を行う営業をいう。

第二章 広告物等の制限

(広告物の表示等の禁止)

第三条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

- 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第九十九条第一項若しくは第二項又は第一百条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第一百四十三条第二項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

四 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

五 公園、緑地、古墳又は墓地

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

- 一 橋りよう
- 二 街路樹及び路傍樹
- 三 銅像及び記念碑

四 景観法(平成十六年法律第百十号)第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

2. 日本遺産資料

◇タイトル

旅人たちの足跡残る悠久の石畳道 一箱根八里で辿る遙かな江戸の旅路

◇ストーリーの概要

『天下の険』と歌に唄われた箱根山を東西に越える一筋の道、東海道箱根八里。

江戸時代の大幹線であった箱根八里には、繁華な往来を支えるために当時の日本で随一の壮大な石畳が敷かれた。西国大名やオランダ商館長、朝鮮通信使や長崎奉行など、歴史に名を残す旅人たちの足跡残る街道をひととき辿れば、宿場町や茶屋、関所や並木、一里塚と、道沿いに次々と往時のままの情景が立ち現われてきて、遙か時代を超え、訪れる者を江戸の旅へと誘う。

◇対象市町の位置



◇日本遺産の構成文化財

・箱根旧街道（石畳）（国史跡）

雨の日には脛までつかる悪路と言われた東海道に、延宝8年（1680）に石を敷き詰め石畳の道にした。峠道の石畳の規模は当時の日本で随一。

・箱根旧街道（杉並木）（国史跡）

江戸時代に旅人を夏の日差しや冬の風雪から守るために杉を植えて並木を作った。冷涼湿潤な気候を好む杉の並木は東海道唯一で、天を衝く巨木400本あまりが街道の両側に連なる。

・畑宿一里塚（国史跡）

発掘調査の結果をもとに保存整備を行った。直径約9メートルの円形に石を2～3段積んだ上に土を盛り、標識となる樹木を植樹した。

・西海子坂（国史跡）

昼なお暗い谷筋の石畳道を箱根峠に向かって登って行くと、江戸時代の旅人や駕籠かきに出会えるような感覚にとらわれる。

- ・箱根関跡（国史跡）

江戸時代の旅人の往来を監視する関所。特に江戸から西国に向かう女性の取り調べは厳重を極め、通行できなかつた人々の悲話が残る

- ・畑宿の集落

江戸時代に宿場間に置かれた間の村のひとつ。原則として宿泊はできないが、休憩ができる茶屋もあり、険しい山道に行く旅人で賑わった。

- ・寄木細工

異なる色の天然木を組み合わせて模様を作る寄木細工は、江戸時代から畑宿で盛んに作られるようになり、旅人の土産物として全国的に知れ渡った。

- ・甘酒茶屋

江戸時代から続く街道沿いの茶店。囲炉裏の残る茅葺の建物で、現在でも旅行者が休憩するための施設として人気が高い。

- ・芦ノ湖と箱根神社

富士山を背景に、箱根の山々に囲まれて清らかな水を湛える芦ノ湖。その畔に建つ箱根神社は、箱根の山々を祀り、お参りに立ち寄る多くの旅人で賑わった。

（以上の日本遺産情報は、文化庁ホームページ「日本遺産（Japan Heritage）について」ポータルサイトからの引用転載である）

3. 引用参考資料

◆上位計画

箱根町第6次総合計画基本構想・前期基本計画・実施計画 平成29年
箱根町教育方針 2019～2022年度
箱根町第3次都市計画マスタープラン 2017-2026
箱根町景観計画 平成21年6月
箱根町景観条例 平成21年3月16日 条例第1号(平成24年12月20日施行)
第2次箱根町HOT21観光プラン基本計画 2018(平成30年3月)
統計はこね
神奈川県屋外広告物条例(昭和24年9月1日制定、平成29年10月1日一部改正)
環境省自然環境局「富士箱根伊豆国立公園箱根地域管理計画書」(昭和60年作成、平成16年改訂)

◆書籍

『箱根旧街道 石畳と杉並木』大和田公一・伊藤潤著 1997 神奈川新聞社刊(箱根叢書27)
『箱根関所物語』加藤利之著 1985 神奈川新聞社刊(箱根叢書1)
『中世の箱根山』岩崎宗純著 1998 神奈川新聞社(箱根叢書28)
『あるく・見る 箱根八里』田代道彌著 1992 神奈川新聞社刊(箱根叢書19)
『参勤交代』山本博文著 1998 講談社刊(講談社現代新書)
『大名行列の秘密』安藤優一郎著 2010 日本放送協会刊(NHK出版生活人新書)
『神奈川の東海道(上)ー時空を超えた道への旅』神奈川東海道ルネッサンス推進協議会編 1999 神奈川新聞社

◆旧街道関係報告書

『箱根旧街道』1987 箱根町教育委員会(箱根町文化財研究紀要第18号)
『箱根旧街道II』1990 箱根町教育委員会(箱根町文化財研究紀要第20号)
『箱根旧街道杉並木の保護』1993 箱根町教育委員会(箱根町文化財研究紀要第24号)
『箱根旧街道畑宿保存整備事業報告書』1999 箱根町教育委員会
『「街道」関係資料調査報告書』2001 箱根町立郷土資料館

◆小田原市関係

『箱根八里ー小田原宿の景観ー』2001 小田原市郷土文化館
小田原市HP

◆三島市関係

『箱根旧街道石畳整備事業報告書』1999 三島市教育委員会
『箱根八里ー西坂・石畳と五ヶ新田ー』2001 三島市郷土資料館
三島市HP [箱根旧街道石畳整備事業の概要] 2008 三島市教育委員会
[箱根旧街道一里塚] 2003 三島市教育委員会
[三島夢街道 遊歩百選の地～箱根旧街道～]

◆函南町関係

函南町HP [指定文化財－史跡] [函南町文化財だより第02号]

◆ホームページ

文化庁国指定文化財等データベース

文化庁文化遺産オンライン

国土交通省HP [道の歴史]

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所HP 東海道Q&A

神奈川県HP [かながわの都市計画]

箱根神社HP

箱根ジオパークHP 箱根ジオパーク推進協議会事務局

NPO 法人日本ジオパークネットワークHP

箱根町観光情報ポータルサイト [箱根全山]

箱根芦之湯観光協会公式HP [芦之湯の顕彰]

箱根温泉総合サイト [箱ぴた]

◆古記録等 (※本計画に掲載していないものを含む)

『大成武鑑』国立国会図書館デジタルコレクション

『十六夜日記』阿仏尼 (小学館 1994 新編日本古典文学全集)

『更級日記』菅原孝標女 (小学館 1994 新編日本古典文学全集)

『吾妻鏡』吉川弘文館 (1974 新訂増補 普及版 国史大系)

『江戸参府旅行日記』ケンペル著 平凡社 (1977 東洋文庫)

『新編相模国風土記稿』第2輯足柄下郡 間宮士信 等編 国立国会図書館デジタルコレクション

『東海道宿村大概帳』吉川弘文館 (1970 近世交通史料集)

『浮世道中膝栗毛』十返舎一九 国立国会図書館デジタルコレクション

◆絵図 (※本計画に掲載していないものを含む)

「東海道分間延絵図」1806 (文化3年) 完成 東京国立博物館デジタルコンテンツ

「東海道分間絵図」1690 (元禄3年) 国会図書館デジタルコレクション

「東街便覧図略」名古屋市博物館蔵 国立国会図書館デジタルコレクション

「東海道五十三駅勝景」五雲亭貞秀 早稲田大学図書館データベース

「東海道五十三駅 箱根」立祥 (二代目歌川広重) 東京都立図書館デジタルアーカイブ

「園部藩主参勤交代行列図」京都府立京都学・歴彩館HP

「富嶽三十六景－相州箱根湖水」葛飾北斎 1830-32頃 (天保元-3年) メトロポリタン美術館所蔵 (オンライン画像)

「東海道五十三次」保永堂版「箱根 湖水図」歌川広重 1833-34 (天保4-5年)メトロポリタン美術館所蔵 (オンライン画像)

「末広五十三次－箱根 (東錦絵末広五十三駅図会) 五雲亭貞秀 1865 (慶応元年) 国立国会図書館デジタルコレクション

◆神奈川県立図書館デジタルアーカイブより (※本計画に掲載していないものを含む)

「七湯方角略図」歌川広重著/福住九蔵刊 湯本温泉付近 1850～60年代 (嘉永～安政年間) 頃

「箱根図」奈良屋兵次著・刊 1823 (文政6)

「相模国箱根温泉全図」

「御上洛錦絵（御上洛東海道）」歌川派絵師十数名 1862（文久 3） 「箱根山中猪狩」「箱根湯治」

◆箱根町立郷土資料館所蔵（※本計画に掲載したもの）

【浮世絵】

「東海道五十三次 - 狂歌入東海道 - 箱根」 初代歌川広重 1831-1844（天保後期）

「東海道五十三次内 - 行書版 - 箱根 - 伊豆相模両国境」初代歌川広重 1841-1842（天保 12～13年）

「東海道十一 五拾三次之内箱根」 初代歌川広重 1843-1847（天保 14～弘化 4 年）

「東海道十一 五十三次 箱根 夜中松明登り」 初代歌川広重 1847-1852（弘化 4～嘉永 5 年）

「道外茶番膝くり毛 はこね」 初代歌川広重 1848-1850（嘉永初年頃）

「東海道五十三次内 箱根 ミしまへ 三リ廿八丁」 歌川芳員 1853（嘉永 6 年）

「東海道箱根 夜中松明登」 二代歌川広重 1863（文久 3 年）

「東海道 箱根 畑」 歌川芳虎 1863（文久 3 年）

「東海道箱根三枚橋勝景」 五雲亭貞秀 1863（文久 3 年）

「東海道箱根山中図」 五雲亭貞秀著 1863（文久 3 年）

「東海道箱根」 歌川芳盛 1863（文久 3 年）

「東海道名所之内 箱根山中陰石」 河鍋暁斎 1863（文久 3 年）

「東海道五十三次十二 箱根山中」 三代歌川広重 1871（明治 4 年）

【古写真】

箱根宿 1886 年-1904 年撮影

箱根関所跡 1926 年以降撮影

吾妻嶽地区杉並木 3 点

元箱根権現坂（石畳） 1892 年以前撮影

箱根旧街道石畳

湯本茶屋地区石畳・松並木 1873 年以前撮影

畑宿 1885 年以前撮影

湯本（三枚橋） 1888 年以前撮影

以上

史跡 箱根旧街道保存活用計画

発行日：令和2年3月

発行：箱根町教育委員会

編集：箱根町教育委員会生涯学習課
